

17 特20
Z10 473 No. 21089/1

飯田武郷著

日本書紀通釋

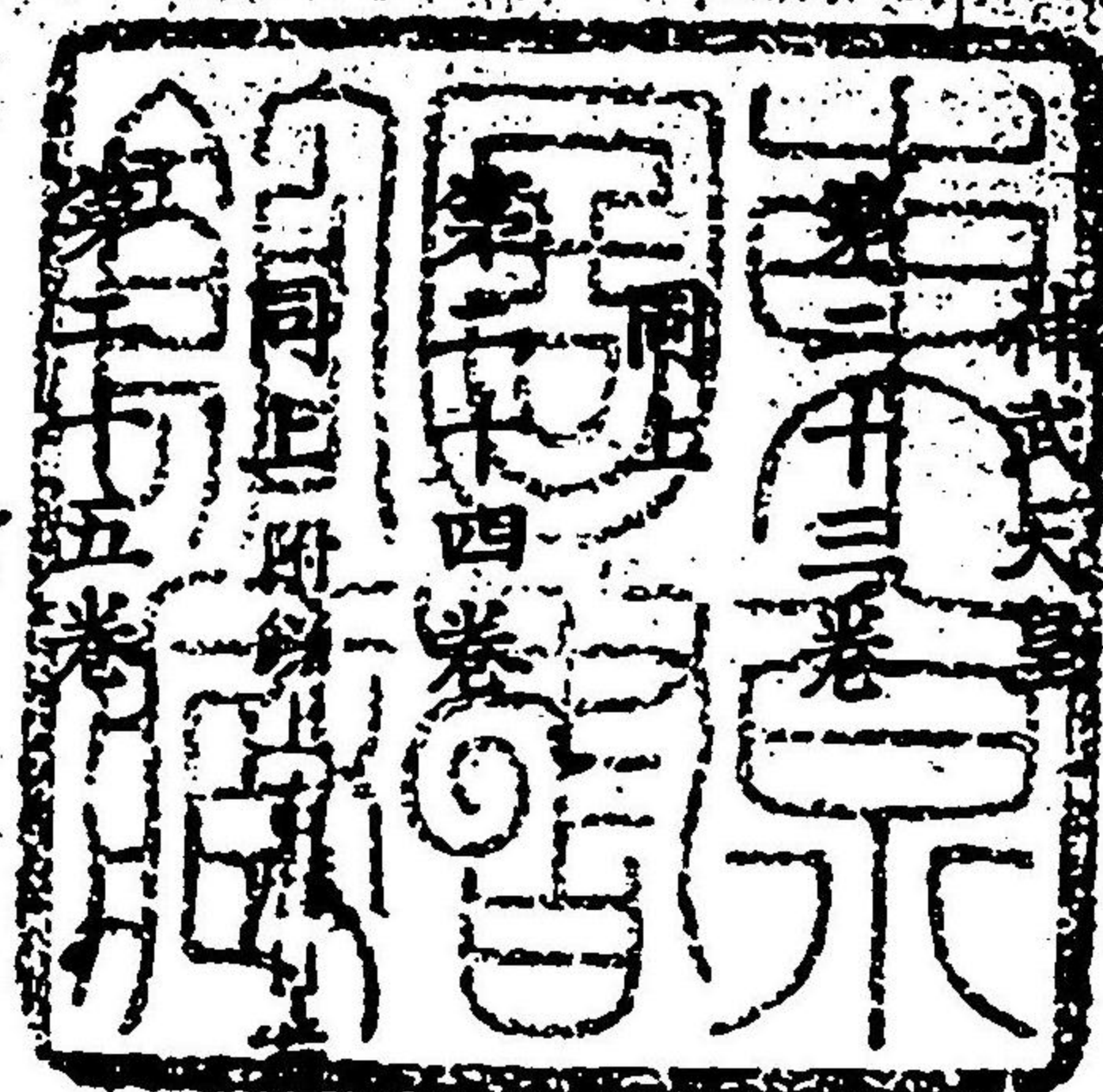
中篇之一

明治二十二年九月刊行

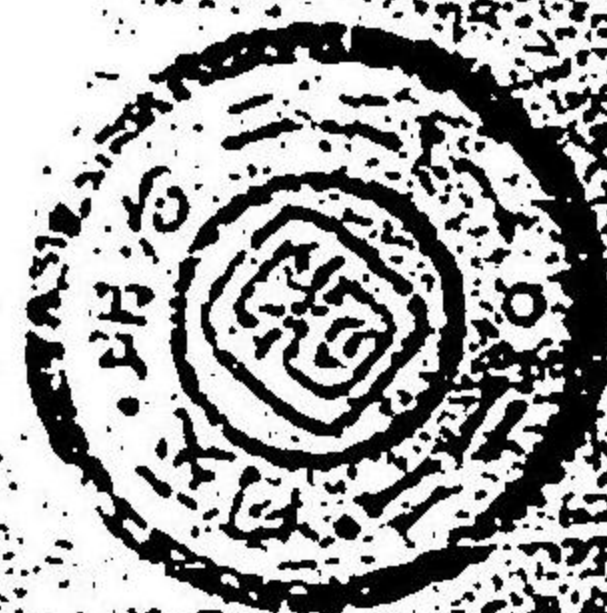
大八洲學會

一錄目篇中

日本書紀通釋中篇總目
第二十二卷



自饒禰天皇至開化天皇
第二十六卷
崇神天皇
第二十七卷



中篇目錄二

同上

第二十八卷

垂仁天皇

第二十九卷

同上

第三十卷

景行天皇

第三十一卷

同上

第三十二卷

同上

成務天皇

中篇目錄三

第三十三卷

仲哀天皇

第三十四卷

神功皇后

第三十五卷

同上

第三十六卷

同上

第三十七卷

應神天皇

第三十八卷

同上

第三十九卷

仁徳天皇

第四十卷

同上

第四十一卷

履中天皇

反正天皇

第四十二卷

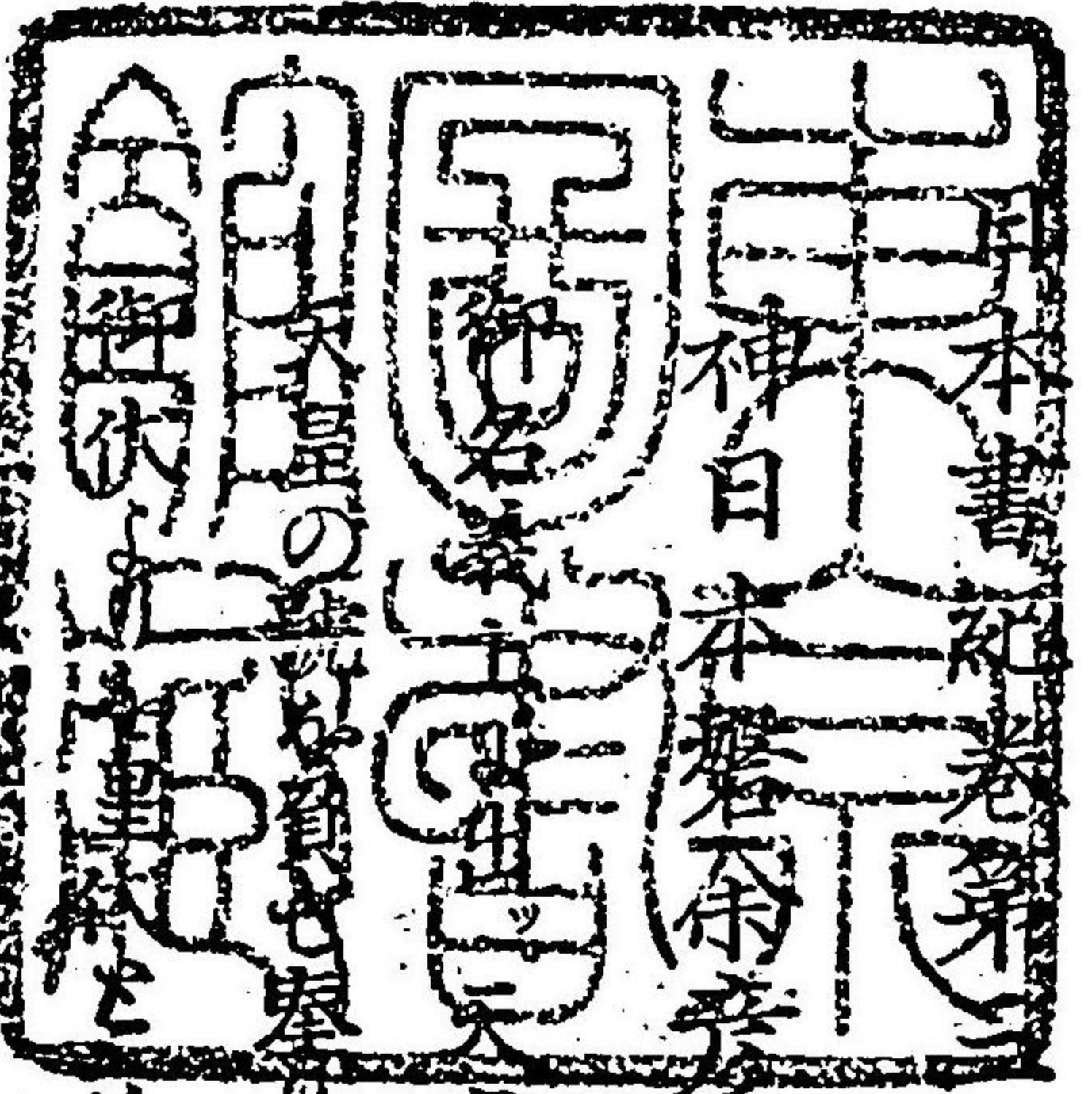
允恭天皇

安康天皇

W221089/22

日本書記通釋卷之二十二

飯田武郷謹撰



神日本磐余彦天皇、神武天皇

一中

天皇を須賣良美許登と申す義も既に云り。さて此御世より、
 天皇の御世も御世奉りしハ、先々三御代瓊々杵尊、火々出尊をハ、神代とし。此
 見尊許不合尊。
 大御業も世は恢弘め、王澤はた遠く天下に及ぼし始め給ひけれハ、ハツクニシヨロシ肇國所
 知看天皇と稱奉しも。先々の三御代より、遙く勝らせ給ひて、何事も此御代
 より異なる差別のありける故あり。此御代よりを人代となし。葺不合尊以前
 を。神代となしてたることも、古き世の定なるへけれハ、天皇の号をも、即ち此帝より

負せ奉り物なるへし。通証も。玉木氏説にて。神代未_レ有_レ天皇之号。至此始稱之。所謂恢弘天業光宅天下之大号也。○神武天皇。此卷以下總て御代御代の天皇の御名の下。如此漢風の謚号を小字に記せり。是又後の書入ありて。本よりありしなり。さるは此謚号の事。記傳あり。釋記の私記。師説神武等。謚号者淡海御船奉_レ勅撰也。あるは依て。淡海御船の。桓武天皇朝に定められたるものとせられたれと然らず。此謚号の事。淡海公の意を發りて。延暦より前も既に有し事。天平勝寶三年に撰へる懷風藻。己は文武天皇又神后などの謚號みえ續紀天應元年六月土師宿禰道長の奏言に垂仁天皇の謚號見え。此ら桓武天皇朝より前も既に謚號のありし證あり且懷風藻の右の御船の撰なるをや抑律令の書。文武天皇大寶元年に定玉ひ。元正天皇養老二年に修り更められたる。今行る。律令是也。其公式令は天皇の謚とある。養老に加給へる。延暦より

6012.20
55

六十年も前なれ。私記の説は通一難し。是は猶大寶元時。既に定玉へる物とすへきなり。又不比等公。養老四年に薨して。文忠公と謚を給たる事尊卑分胙又公卿補任のみゆ。これ文武の御謚を准へて。臣下にも給ひし事。既に天皇の謚の御定有し事灼然し。斯て後。天平寶字二年八月豊櫻天皇。勝寶感神聖武皇帝と御謚奉られたるも同例也。されは上代の天皇の御謚。必文武天皇朝に。淡海公の奉_レ勅て製りしこと明らけし。故此紀の卷々の首。謚号の見えたるは。當時既に御謚を以申奉りか故也。甘露寺親長卿の文明三年別記。神武以來至文武四十二代者。是淡海公所製事已幽合也云々。と見えたるも。當時さる傳説のありし也けり。然れは神武以來文武迄の謚號。淡海公の撰。文武より光仁迄の御名。淡海真人の撰と定むべきや。其いともあれ。謚號の文武天皇より始れる。慥なる証あるからし。私記の説は拘泥むべきありあらずかし。右の伴信友黒川春村の考へおける説もあれど。いつれも

盡したりといおもはれず。故今両氏の云る説ともを取合せて。かゝ考へ定めたるなり。

神日本磐余彦天皇 **諱彦火火出見彦波瀲武鸕鷀草葺不**

合尊第四子也。

諱彦火々出見。按するよ此六字後人の攪入なり削去へし。さるい永享本よい彦火々出見の五字小字とせり。此五字小字ならい。諱彦波瀲武云々といふへけれど。さるいこわりなれい諱字かけて攪入なること明けし。黒羽本備考に

作細字。とあるを見ればさる本も既く有しなり。また按に私記に此本文を神日本磐余彦天皇諱曰神武。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也云々とあり。一本は本の如くにも作れり。かく種々に書るもさるより本文ならぬはあり。さるい今本の文ハ私記の文より攪入せしものと見えたり。さるいまづ。諱と云こと。上代にあらざりしこと。記傳に委といはれたる。其説に諱といふこと。漢國云例に倣てなれとも甚くこと違へり。皇國の上代の天皇等の大御名は。諱と申すはさるあらず。凡て尊むべき人名を呼ぶことを忌憚る。本外國の俗なり。名ハ本其人を

美稱ていふものにて。上代にハ稱名も多し名てふことをつけたり。大名持などの如し。されい後世万事漢國の制に因たまふ代に至てこそ。天皇の大御名をハ諱と申すは。さるなれ。上代のハ何れの御名も諱と申すはさるあらず。其確論ふるが上。仁賢紀よ。諱大脚と書して。注

よ自餘諸天皇不言諱字。而至此天皇獨書者。據舊本耳。と撰者のことり言れたるが如く。自餘諸天皇よ。不言諱字とあるを。まゝしてこの天皇は諱字を記すべきこと。論をまたすして明かなり。其ハ神代上卷よ。神日本

本磐余彦火々出見天皇。下卷よ磐余彦尊。亦號神日本磐余彦火々出見尊。また磐余彦火々出見尊。と見え。此卷元年の下よ。號曰神日本磐余彦火々出見天皇。と見えたるに因て。こよ彦火々出見の五字を諱として。後人の書入りの終よ本文とふれりしものなり。右よ見えたる。何れも磐余彦火々出見と。一續の御名よして。彦火々出見のみを離して。亦號とせること見えたり。

殊よ其を諱など必云まゝと押して知へし。又此字をタノノミナと訓るも古言唯何となき常の名と云意にて設けたる訓なりと記傳に云れたる。さるいまづ彦火々出見と申す御名義既よ云

る如く。天津日嗣よしある稻穂を以て。稱へ奉れる御號なる故よ。また傳へ
負たまへりし。此の後々の天皇の御名に倭根子と申奉る御号の何れ天皇の
のみ申さず。必御名の別におりて。倭根子は論なければ。たゞ彦火々出見と
つけいふ辭なること。今とおなし。考あはすべし。火折彦火々出見ともはらきて
申し奉りて。御祖父の御名單に彦火々出見尊とも申せり。よ混へれはなり。
總て上代の神また人名よ。同じきまなるもあまた見えたれと。近き御祖父の
御名を。さなひら負給はむこと。あるまじきことなり。單に離して。此天皇の御
名ならざるべしと知るべし。

母曰玉依姫海童之小女也。天皇生而明達意確如也。年十
五立爲皇太子。長而娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃。
生手研耳命。

海童。倭名抄よ文選海賦。海童即海神也。和名和多豆美乃加美とあり。神

代上卷よ。少童命とあり。いよも命字脱たるよやあらむ。○明達を。サカシと
訓めるに當らず。私記に左止師とある耳し。○確如。通証よ。字書確堅也剛
也。西域記確字皆作確とあり。さてこの明達確如の類。記傳よも云れたるの
如く。古傳のありしを。漢字ようつして書れたるよあらず。上代の其御代の御
所行よよりて。多ふいひよりよ加へられたる物と見ゆ。紀中を考ふるよ。此天皇の明達
廣等を亡し玉ひし後に。天皇の戦勝而無驕者。良將之行也。今魁賊已滅而回惡者
匈々十數群。其情不可知。如何久居一處。無以制變。詔ひて營を別處に徙し
給ひし御しわざ。また御意の確如ますこと。海中卒遇暴風。皇舟漂蕩。る時に稻飯
命の歎て海に入まし。三毛入野命は恨みて常世郷に往ませるに。天皇御意なゆみ
たまはず。皇子手研耳命と帥軍。而すよみませるなどを申すべし。○立爲皇太子。本よ皇字なし。信友校本よ異本
皇字あるよしあり。必補ふべし。次々の例みな皇太子とあり。さて皇太子となり
坐ること。記よ神倭伊波禮毘古命與其伊呂兄五瀬命。二柱。坐高千穗宮。
而議云々。とある下の傳云。此時の有状を思ふよ。五瀬命ハ葦不合命の第一の
御子よ坐せし。父命崩坐してより。此命を天津日嗣ハ所知看たりけん。然れハ伊

波禮毘古命も。此時、稻氷命御毛沼命と共に。此五瀬命を奉仕して坐けむを。五瀬命は未中洲を言向終たまはぬ間、早と崩坐て。御業を終給いせりし故也。其事、慥傳らるれども。今此處を取分て。此命一柱をしも舉たるを以て、君は坐し事を知へし。斯れは。此處、當時の有けむ隨ふ記と。五瀬命與其伊呂弟若御毛沼命二柱云々。とあるへきことなれども。若御毛沼命伊波禮毘古命なり。御業を成終て。遂に天下を知看しける後を以て。其御世の初を記す言なる故也。彼命を主として首を標て。五瀬命をハ客を爲て。次にハ云るなり。とて若五瀬命崩坐ない。第二の御子なる稻氷命を。天日嗣ハ所知食へき也。末の御子も坐伊波禮毘古命しも嗣玉へる。如何といふ。凡て上代より諸皇子の中を取分て。日嗣御子と定まり坐も。必しも一柱のみ限らざりしこと。日代宮段は其證あり。此こと委し。彼處に云へし。然れは。此御兄弟四柱の中までも。五瀬命と伊波禮毘古命と。二柱を由ありて。元來日嗣御子よてハ坐々けむとあるよつきて。按るよ。

こよ爲皇太子とあるも。これは此。天皇を主として。書したるものよして。五瀬命の皇太子よ立給ひしことを。略わられたるものなり。とる意。なほ次々に見えたり。○日向國吾田邑吾田ハ薩摩國阿多郡阿多郷あり。既出○吾平津媛。記ハ阿多之小荷君妹。名阿比良比賣とあり。記傳云。和名抄ハ大隅國郡名始羅阿比羅。同國大隅郡始羅熊毛郡阿波これら皆本の。一地なるへし。是らの中の地名に因れる名なり。と云れたり今何れよられたることも知難し。紀傳に本の。一地たれど。一地にはあらず。されど阿比羅といふ名の本ハ一つなるへし。○重胤云吾田邑ハ其住坐る地の事にて右の始羅までを係て吾田國の地に非るへし。薩摩國日置郡に合良郷ある。是を云かと云り。また大隅國肝屬郡にも吾平あり。○手研耳命記傳云。名義詳ならず。研ハ伎志流と訓字よて。此ハ借字なるへしとあり。記に出雲國多藝志之小濱と云地名に因れる御名にもあるへし。○記云。坐日向時。娶阿多之小荷君妹。名阿比良比賣。生子多藝志美々命。次波須美々命。二柱坐とあり。集解ハ熱田本よよりて手研耳命の次也。研耳命の御名を補へる。記よられたるふるへし。

れど。ふきかた本のまゝなるべし。岐須美々命の事
以記傳に論あり

及^{オホヒラキトシロシテアヲイフニ}年^{カサキテ}四^{ノイロチ}十五^{ニコダチニ}歳。謂^{カサキテ}諸^{ノイロチ}兄^ニ及^ニ子^ニ等^ニ曰^ク。昔^ニ我^ノ天^ノ神^ノ高^{カミ}皇^ミ產^{ムス}靈^ス尊^ニ。
大^{オホ}日^ヒ靈^ニ尊^ニ舉^ゲ。此^ニ豐^{トヨク}草^ノ原^ノ瑞^ニ德^ニ國^ニ。而^{シテ}授^ケ我^ノ天^ノ祖^ノ彥^ニ火^ニ瓊^ニ々^ニ杵^ニ尊^ニ。
於^テ是^ニ彥^ニ火^ニ瓊^ニ々^ニ杵^ニ尊^ニ闢^キ天^ノ關^ヲ。披^キ雲^ノ路^ヲ。駐^メ仙^ノ蹕^ヲ以^テ展^キ止^ス。是^ノ時^ニ。
運^ニ屬^ニ鴻^ニ荒^ニ。時^ニ鍾^ニ草^ニ昧^ニ。故^ニ蒙^ニ以^テ養^フ正^ヲ。治^メ此^ノ西^ノ偏^ヲ。皇^ノ祖^ノ皇^ノ考^ノ。
乃^チ神^ノ乃^チ聖^ニ。積^リ慶^ヲ重^ク暉^ヲ。多^ク歷^ス年^ノ所^ヲ。自^ラ天^ノ祖^ノ降^リ跡^ヲ以^テ逮^テ于^テ今^ニ。一^ニ百^ニ七^ニ。
及^シ年^ノ四^ノ十^ノ五^ノ歲^ニ云^ク々。此^ノ時^ニ高^ノ千^ノ穗^ノ宮^ニ在^リま^シけるよし記^シ見^えたり。○諸^ノ皇^ノ。
兄^ノ及^シ子^ノ等^ノ。兄^ノを本^ニイ^ロ子^ト訓^フ。欽^ノ明^ノ紀^ノ考^ノ德^ノ紀^ノなごも然^リ訓^リ。和^ノ名^ノ抄^ノ。
よ。兄^ノ日本^ノ紀^ノ云^ク伊^ノ呂^ノ禰^ノとあり。那^ノ泥^ノと云^フ稱^ノの。男^ノ女^ノよ^リわた^リる稱^ノなると同^ク。
伊^ノ呂^ノ泥^ノも男^ノ女^ノに云^フ。安^ノ寧^ノ天^ノ皇^ノの御^ノ子^ニ。常^ノ津^ノ彥^ノ某^ノ兄^ノ泥^ノとあり。記^シ伊^ノ呂^ノと申^スなど。

慥^ニかなる證^ナ。信^ノ友^ノ云^ク。下^ノ文^ノの例^ニよ^リる。子^ノ字^ノの上^ニ皇^ノ字^ノ脱^タるへいと云^フ。
り。さて諸^ノ兄^ノハ。彥^ノ五^ノ瀬^ノ命^ニ。稻^ノ飯^ノ命^ニ。三^ノ毛^ノ入^ノ野^ノ命^ニ。皇^ノ子^ノハ。手^ノ研^ノ耳^ノ命^ニをまなす。
記^シハ與^シ其^ノ伊^ノ呂^ノ兄^ノ五^ノ瀬^ノ命^ニ二^ノ柱^ニ。云^ク々議^ス云^クあり。○天^ノ祖^ノ。古^ノ語^ノ拾^レ遺^スハ。天^ノ。
照^レ大^ノ神^ニ。吾^ノ勝^ル尊^ニ。彥^ノ火^ノ尊^ニ。彥^ノ漱^ノ尊^ニを天^ノ祖^ト稱^セり。○舉^ゲノタマヒアケテハ。
言^フ舉^ゲと云^フ同^ク。事^ノのあ^リるへき狀^ヲを舉^ゲて言^フ立^ルるを云^フなり神^ノ功^ノ紀^ニ既^ニ而^シ舉^ゲ皇^ノ。
后^ノ之^ノ命^ノの舉^ゲ字^ヲを。ノタマヒアケテある。こと同^ク。事^ヲを云^フ立^ルるよ^リ同^ク。
意^ナ。○於^テ是^ニ彥^ノ火^ノ瓊^ニ々^ニ杵^ニ尊^ニ。本^ニ彥^ノ字^ノ脱^タしたり。集^ノ解^ノハ。熱^ノ田^ノ本^ニ依^テて補^フ。
へり。從^フべし。○關^ノ天^ノ關^ノ。關^ノ字^ノ本^ニ開^キ誤^リり。古^ノ寫^ノ本^ニもよいつれも關^ノあり。
永^ノ享^ノ本^ニハ關^ノとあり。天^ノ關^ノハ天^ノ上^ノより地^ニ往^リ反^スする。關^ノ門^ノの義^ヲ書^クるなるへし。漢^ノ箱^ノ。
此^ノ彼^ノ見^ル。さて舊^ノ訓^ノアマノイハクラヲヒキヒラキ。とあるハ理^ナし。アマノ
イハトヲ云^ク々訓^フへし。万^ノ葉^ノ二十^ニ。比^レ左^ノ加^ノ多^ノ能^ノ安^ノ麻^ノ能^ノ刀^ノ比^レ良^ノ伎^ノ。多^ク可^ク。
知^ル保^ル乃^チ多^ク氣^ノ爾^ノ阿^ノ毛^ノ理^ノ之^ヲ。須^レ賣^ル呂^ノ伎^ノ能^ノ云^ク々。○駐^メ仙^ノ蹕^ヲ。仙^ノ字^ノ本^ニ山^ノ誤^リれ

り。古寫本ともよみな仙あり。改むべし。卓氏藻林に。仙躰、天子行導也とのり。舊訓よミサキハラヒオロハ。拂追御前なり。天武紀よ警躰サキカケあり。○辰止神代紀よ。天降於日向、雙之高千穂、峰一矣。既而到於吾田、長屋、笠、狹之崎一矣。とある時のことなり。○是時運属鴻荒云々。この一章全と漢文の潤色なり。古意よあらず。かつ古語よも訓かたし。大方の文章とことへし。鴻荒草昧。いつれも上古の世のさまふり。蒙以養正とい。通證は隨地蒙之世淳素之俗。養其正直之道。而不取傷害也とあり。○治此西偏。西洲の偏なる日向國イセとあり。高千穂宮よ御政治めす間をまなす。伊勢國風土紀イセノクニフウツキを云ふるし。天皇本紀よも。發自西宮。船師東征とあり。とて天祖の西偏よ降る玉ひしよ。よーあることよ。草昧ふるか故よあらぬよし。神代紀よ云り。皇祖皇考ハ。瓊々杵尊。火々出見尊。葦不合尊を。大凡よ申し奉るなり。○自天祖降跡云々の二十三字。本よ大字よ書たれど。いま信友の説よ從て細注

とせり。其説云。此二十三字。印本そのほかの本ともにも。多く本文に書連れたるを。契沖荷田東麻呂等の校本に細字とあり。故意をつけてよと讀考ふるよ。まづ通本の如くよてよみ連ぬれハ。多歴年所。自天祖降跡の九字。其意重りていたつらよ聞ゆ。然れハ其二十三字を。細字よ書て本文とせざる本ハ正しきながら。猶それも記よて。もハ後人の傍書なりけむを。注の如く書入たる本ふるへと。通本ハ其傍書をみて。脱文を書かへたるものなりと。心得誤りて。即て本文よ書攙へたるものなるべき事。相照して知べきなり。紀中このほか然る類の混ひ。彼此見えたり。校本ともを見て思ひ合すへし。然れハ其二十三字をハ。攙入文とて。削りて正すへし。とて其天祖降跡より云々といへる。年數のことを論はむよ。そののみ皇孫尊の天降坐し年より。いんせといふはあり。そののみ傳はるべき世のさまよあらず。故天皇の御言よも。是時運属鴻荒。時鐘草昧。云々多歴年所。と詔へるよ。立ちへらてとらよ。自天祖降跡云々と。年歴を詔

ふべきものあらざるものをやむすくもおもひまゐらふからず。釋日本紀に於て歷年釋日本紀に於て歷年の事を注されるるはもとより其事の攪入する本なりしを正しき古典に神代の御世の年數を記せることなきを見えす。古事記に日子穗々手見命の御事を坐高千穗宮、伍佰捌拾歳となくたり。記されたるのみなるをさるるは書紀には載られざりつるはたおもひ合すべし武郷云。記は伍佰捌拾歳とあるしていあれどもこれこそまことの御年數はあらざる。其年數を記せるもの。このほひは書に見えたるは、延喜式の首に添たる。曆運記の首章に按本紀等諸書。昔者天津彦火瓊杵尊。始從降始王西土。次彦火々出見尊。次彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊。惣三代。經一百七十九万二千四百七十餘歳。并時世邈遠。事迹神異。具于舊記。更不煩述。云々といひて。帝世は漢地の年代を引合せ記して。至今上弘仁二年辛卯云々といへり。中書紀は傍書したりけんかの年數は。此曆運記の説をたれるよひ。然らず。同説記せる他書よりして。ものせるなるへ。そもく然はかり邈は遠き。神世の年數をもせざる事。漢國は三皇五帝などいへる世の年數を。さかへらるるにて。なりくよ定めたる。荒唐説なるものあるをあらはせたり。

皇國の神代の異なる趣をすれてたゞ國初のみれより。いたゞ後れて。おもしろきまゐるを。あひの事は競ひおもひて。彼國のあるか中の。一説は合入たるよひ。又た其説に競ひたるよひもあるへ。神武紀をたしめて見えたる干支をすむよひ。もゆる一百七十九万云々の年歷を作りて。かの曆運記の如き説も。いできりしものなるへし。中略て曆運記の説の。年數一百七十九万云々。七十餘歳といへる。その本づける書は。七十の下の字。減損キヘンなごして。明なかりしより。餘の書なるへし。はかりの許多の數の知られたらむ。さつかに十年よもたらぬばかりの間の。小數の傳説の。缺なきよあらるへければ。たのみ數を書きわらふるへむは。あひの事。偽造の説なれ。其作れる人の心。さかへらるるよひ。あひの事。作りたりしよもあるへし。中略ひすひすも。かの天祖降跡の年歷は。あひの事。さかへらるる言。さかへらるる言。決て後人の攪入なるへければ。今も其説に従て細注せり。

而遼遠之地。猶未露於王澤。遂使邑有君村有長。各自分疆。用相凌轉。

王澤。本に玉澤とある誤なり。諸本は王とあり。○村。重胤云。村字を阿禮と訓るに在處の意ありと云り。景行紀神功紀は。村をフレと有し。アとフと片假字の状似たる故に誤れる。其なるも右の訓は同じのるべし。然れども名義抄は。邑は年良とも。佐登とも云訓有て。村字は右の二訓の外なれり。上の邑は年良とも。下なる村は。佐登と訓へさか如しと雖も。處々村を阿禮と訓からし。容易と改むからざるなり。故思ふに。景行紀は天皇問。其火光處。曰何謂邑也。國人對曰。是八代縣豐村と云事あり。天皇の何謂邑と問せ玉へる。其土地を指て宣へる故に邑なり。國人の豐村と對奉れる。其在處を以て申せらる故に村と云あり。其村を佐登と訓る。郷と村とい一なる者

よて。出雲風土記は。仁多郡三津郷云々。今産婦彼村。稻不食云々。とあるか如し。其郷は。戸令は凡戸以五十戸爲里。每里置長一人。と見えたり。土地の寛狹を拘らざる。戸數を以て定むる法なれり。佐登は住處の義よて。村を阿禮と云ふ異ならず。字書は。人所聚居。謂之村落と見え墅を村也。又田廬也。と見えたり。土地は邑と云ひ。人戸は村と云。古の格と見えたりと云り。君長。景行紀は。村之無長。邑之無首。云々とあり。邑有君村有長の反なるか。其君は當て首とあり。成務紀は。國郡之首長とあるも。長と首と相並へるを見るべし。とて長をイトコノカミと云ひ人子の長あり。子とい一人二人は限らざるを云詞なり。氏上を紀中ウチノカミと訓るも同じ。今も氏子或は寺子と云ひ。人の事を人子と云るは。聞きり。なほ下と云。諸神代紀天邑君の下よと云る如く。神代より邑里もあり。又其百姓を治る邑長を定め玉ひし事もありしなれども。此はそれら替りて。天皇の定置玉ふは。あらず。私よ

立て農長たちたりしものを云ふなり。されいごと。各自は疆を分て。凌轢ひなごす
 なれ。○各自分疆云々。こゝよかあるを以て考る。まづ神代紀。豊葦原中國
 云々。有殘賊強暴横惡之神者。たご見えて。武甕槌神經津主神を命せて
 駈除へしめたまひき。さて二神復命而告之曰。葦原中國皆已平竟。また逆命者即加
斬戮。歸順者仍加褒美云々。こゝありて諸の惡神どもを拂ひ平けて。復命せしからし。皇孫尊
 を此國より天降し給へるなり。然るよいま各自分疆用相凌轢とある。なほ當
 時もみな悉く。歸順しよあらしむといふは然らず。葦原中國皆已平竟とあれ
 ば。其時ひみな平伏ひしものなること論なし。さて今こゝは邑有君云々とある。は
 始皇孫尊の天降ましほごより。多歷二年所とありて。あまたの年月をふるま
 る。漸天下よまた背きまつるもの出来しなり。其は西偏の國。天下の政
 聞食しからし。遠と邈き大倭國のたりまて。王澤のなほ及ひかたかりしことな
 ともあり。上代の状思遣り奉るへ。故御政に便よき六合の中心へと幸
 後よ

大倭國は都を定め給ひし。景行仲哀御世のころ。かの熊襲か反き奉りしな
 ごと同し。こゝなり。故此は其趣を詔へるものなり。○凌轢の轢字本は躑と
 作り。集解本に舊事紀に據て改められたるによるべし。さて此時。村邑に君長ありて。各自凌轢へるさま
 を一二いは。倭姫命世紀引る裏書勘注曰。風土記曰。夫所以號度會
 郡者。故傍檜原宮御宇。神倭磐余彦天皇。詔天日別命。覓國之時。度
 會賀利佐嶺。火氣發起天日別命親云曰。此小佐居歟。禮使遣命見。使
 者還來申曰。有大國玉神。云々又釋紀及仙覺の萬葉注引る伊勢國風
 土記。天日別命奉勅東入數百里。其邑有神曰伊勢津彦。天日別命問
 曰。敵於天孫哉。答曰。吾覓此國居住日久。不敢聞命。天日別命發
 兵欲戮。其神于時畏伏。啓曰。吾國悉敵於天孫。吾敢不居矣。なごよて。
 諸國よもこのもの者ごも。數多ありけん事。おもひやられたり。
 押又聞於鹽土老翁曰。東有美地青山四周。其中亦有乘

天磐船一飛降者。余謂彼地必當足_下以恢弘天業。光宅天下。蓋六合之中心乎。厥飛降者。謂是饒速日歟。何不就而都之乎。

鹽土老翁云。住吉大神の現人神也。世に現れ坐る神也。神代紀は既云。永享本の此處の傍書に鹽土此云住吉大神也。○東有美地。通證。○自日向國指大和地方爲東。云々の如し。此は大倭國をさしていふ。○天磐船は、大空を乘て飛行する船あり。さて磐船はその物實は磐石を造れる故。よき云ひ。其堅固を稱へたる云ひ。今定めていふ。平田翁云り。萬葉集に皇孫尊の天降。磐船に乗る。さて舊事紀に。船長率領梶取等。天降供奉とある。即此時の事なり。延喜六年日本紀竟宴得饒速日命。藤原忠紀。空みつよ。あまの磐船となく。聖のみまをわたり

す。なりまた得。磐余彦天皇三統宿禰理平。飛ひけるあまのいはふれつり。てき。あまつしき。い宮はしめける。○飛降天降ります云。下文三十一。年舊事記云。饒速日命乘天磐船。天降坐於河内國河上。嵯峰則遷坐於大倭國鳥見。白庭山。所謂乘天磐船。而翔行於大虚空。巡視是鄉。而天降坐矣云々。このつ。されど此舊事紀の傳の異なるや。交に訛ありけなり。右の河上嵯峯なる天磐船は。具原篤信が諸州廻り。河内國天川を。東よ上る。三十丁斗り。左方なる山際の坂を少行て。岩船に至る。南山の間狭し。岩舟とい。大磐方十間も有べし。長として舟の形は似たり。谷よよたはれり。其外家の如く。橋の如く。或は横たはり。側たてる大石多し云々。岩舟石の下を。天川流れ通る奇境なり。凡大石は何方も多けれども。如此と大石の多し一處は集れるところをいまた見す。また重胤云。五十鈴川よ。太神宮より一里許も上方は鰻石と云ひあり。鰻は

非ず。磐船の状あり。又神名帳越後國磐船郡石船神社と云舊社あり。古
 老の傳。石船は乘て天降給ふなりと云り。社の傍は石舟あり。さて白庭山の
 詳ならず。大和志。城上郡外山村上方。至宇陀郡萩原村。上古總號鳥
 見山。白山乃。白木村。白山神祠在。白川村。鳥見白山即此とあり。○天業。
 伴郡安崇の考本は天業とあり。されど景行紀にも經綸天業とあれは。本の方
 然るべし。○六合之中心は。天下の中央と云ひ如し。記傳云。日向國の西の
 邊なる故。天下所知看は不便す。中央なる國は坐むとあるべしとあり。世運の
 漸と東方は開け行へき時はあたりては。中央なる國は向ひ坐とすべし。使ありき
 の故はかこのたまひしなり。○饒速日命の事。下は委と云。○何不就而都乎。
 此れ上は東有美地と詔へる處。即大倭國は都を奠めむとおもはせるなり。此事
 は信友云。天皇東征の事をおもはしたせ給へる始より。此地の事も。饒速日
 命の天降て留任坐ませる事をも知食して。然詔へるは依ておもひ奉る。最前

に瓊々杵尊を先西偏の國は天降し玉ひ。漸々東方を治めて。遂は中州倭の
 地は都を定めて。無窮は天下を知食せと言依し玉ひ。後又饒速日命に。其
 倭地を言向て。皇孫尊を迎へ奉るべしと依して。倭は天降し玉へるなるべしと
 云り。記云。神倭伊波禮毘古命云々。議云。坐何地者。平聞看天下之政。
 猶思東行云々とあり。記傳云。書紀の趣は。日向にして議り玉ふ時より。既
 は大倭國へと定めて發向せるなり。此記の趣は未何國と定め玉へることなきて。
 只東方よと幸行て。行々美地を求め玉ふと通えり。邇々藝命の國見玉ひ
 こと。同じとまなるべし。故阿波國も七年。吉備國も八年坐せり。若始め
 より。大倭國と定めて幸行む。半途はかゝりて。久しと留り給ふべしとあらす
 べし。云るはさることなる。さて此紀は。寅卯辰巳と。四年の間半途はま
 ま一またり。

諸皇子對曰。理實灼然。我亦恒以為念。宜早行之。是年

也太歲甲寅

諸皇の間。凡字脱たるの或人云り。○灼然。景行紀。灼然此云以耶知
 舉あり。此訓注こいよ通證。○のらまほし通證。○イナカ逾近之訓義あり。いかにあらむ。○イナカ宜早行之。
 本の訓いあやまりなり。通證。一本訓伊豆末之多麻邊とあるよる入し。○
 太歲甲寅。太歲のこと。皇國よらよ要なきたふら。此紀に。御世々々の
 としめ。必記しとれい。なほいよとさむとんし。平田翁云。大歲ハ淮南子天
 文訓。史記天官書なごは依る。太陰と云る星なり。又天一とさてこの太陰
 星。歲星東方未傳の本星也と反對して。歳行三十度十六分度之七。十
 二歳而周とあり。太陰星ハ左行し。歳星ハ右行するよしなること下よい。また太陰ハ陰徳とも云る星是な
 るの。名義ハ常ハ陰れて見れたるを。徳とする星なる故ハ太陰ともいふ。さて其
 左行し始めたる歳時ハ。元始建子甲寅とありて。此甲寅ハ。乃天地成立し
 終たる。天皇太帝元年の歳首。甲子。日夜半冬至の五緯五星の各々其方ハ

居たるハ。大地ともよ旋つ始めたる曆元まで。謂ゆる握先紀と云ものこれなり。
 抑此元始のこと。我等ハ凡意を以て想へい。歳ハ一辰を徒るとい云なれど。終古
 一竟一ふき旋なれい。何處を元始と指へき處なきよ似たれど。古説よいとあるを
 惟ふ。太陰星ハ元より經星なれい。その天の旋るまに。左行して。始めて甲
 寅の方よ建せる時よ。五緯みな右轉し始れるハ。中よも歳星由ありて。其先進
 をなし。終古に太陰ともよ歳次を司る故を以て。此を太陰之始といふことさ
 たり。但し今の文に。甲寅の方と云るを異み思ふ人もあらむか。此は天地の周圍に。
干支を配せる方位をみて知るへし。東北に相並ひて甲と寅と在る。則ちこれあり。
 さて又太陰之雄爲歳星。太陰左行在寅。歳星右轉居丑とありて。太陰星
 ハ歳星の雌星たるよしなり。經文ハ太陰ハ小歳星とあるも是故よて。此を小歳
 星といふ。其雄歳星に對せる稱なり。然るよ古くを太歲と稱せることあり。其
 ハ易緯乾鑿度よ。常以太歲一紀歳とあるこれなり。然るを天文訓よ。刈安其
 稱を用ぬす。太陰と云名を用ぬたるハ。小歳星と云稱もあるを。また太歲とも云

むい。其雄星は混らひしきとを深く推へる故なるべし。また司馬遷も然る意ありしと見えて。太歳と云稱を用ぬす。歳陰とのみ稱せり。諸前條にも云る如く。太陰星は固り經星なれり。其天に従ひ左旋して。寅卯辰巳と順行するを。歳星は緯星なれり。其緯圓を右轉して。丑子亥戌と運行するなり。然れり。歷年の子。歳丑、歳など。定むる事ハ。歳星の在舍に因て。定めたるものふり。さて左氏傳ハ。歳在星紀。歳在娶。娶と云る文多し。その歳と云るハ。みな歳星のことなるよつきて按ふ。後世の書等ハ譬へハ甲子年を太歳在甲子と書きて。丑年を太歳在乙丑と書くことある。太歳ハ太陰なれり。難ふけれど。唯ハ歳在甲子。また歳次ハ乙丑と書くことハ。打仕せて歳と云ハ。歳星のことなる故よ。あたるとる文法なれり。此後ハ心すべし。と云れたるよて悉るべし。この説の中に疑は概を知しめむとてなり。かゝること深くかゝはるに足らず。こゝハ甲寅。また次文ハ十月丁巳朔辛酉など。歳次月次日次。干支を充たさるることハ。已れ委と考。記して。上古曆日考一卷あり。此紀の附録とせり。

其年冬十月丁巳朔辛酉。天皇親師諸皇子。舟師東征。至速吸之門。時有一漁人乘艇而至。天皇招之因問曰汝誰也。對曰臣是國神。名曰珍彦。釣魚於曲浦。聞天神子來。故即奉迎。

辛酉ハ五日なり。○舟師。また東征。など云る文字の事ハ就てハ。黒川氏の説あり。下に出。○速吸之門。この地神代紀ハ出て。そゝも云る如く。豊後國海部郡なり。式ハ早吸日女神社あり。神名帳考ハ。國人云。今佐賀關の早吸六柱神。又六柱大神宮と云ハ。早吸神社ハ非ず。海部郡佐伯庄入津浦ハ當社あり。入津と宮浦ハ雙ひたる浦也。さて其早吸神社の坐地より。下瀧江

浦云沖より。佐賀關まで舟へて。早吸灘と昔より里人も舟人も云傳へたりし。わかれ。早吸神社は。入津神社なること明けし。と云れたり。この段記は。天皇は日向よりたして。筑紫へ幸行す道。豊國守沙は到りまし。そより筑紫の岡田宮は一年まじし。またそより阿波國之多祁理宮は七年坐し。そより上幸す時。速吸門より宇豆毘古は逢玉ひよしみて。この紀は路次の序異なる如し。わかれ記傳に記を次第の亂。○海人。名義安藤野雁が網部なり。と云れし。さる言なるへし。わかれ海人部と書きても。阿麻部とい訓ます。阿麻と云ること本より網部なれ。記は海部山部山守伊勢部とあるも。海部をたに阿麻とのみあり。これらを以て海人の網部ふることを證すへし。○艇。倭名抄は。漢語抄艇。釋名一二人所乘也とあり。○招之。記云來龜甲一為釣乍。打羽舉來人。過于速吸門。爾喚歸問之。國造本紀云。謂左右曰。浮海中者何物之耶。乃遣粟忌部首祖天日鷲命。使見之。選

來復命曰。是有入耳。名推根津彦。即召率來。とあり。記紀にては。天皇の御めれと。天日鷲命を遣して。視せしめ給とあるに委し。此天日鷲命は。姓氏錄伊勢朝臣條。天底立尊孫天日別命之後也。とある。天日別命と同神なり。さるを忌部氏遠祖天日鷲命と同名なるより混ひて。粟忌部首祖とあるに甚しき非事也。○國神。記傳云。此土地の神と云意あり。當國人を國人。當里人を里人と云わかし。天神に對して云。諸人と云いずして。神と云るは。猶神代の言の隨なるか。將記は乘龜甲一來とあれは。凡人は非ず實は神ふる故に。下なる贊持之子など三人書紀よもわとある。○珍彦。下の二年の下は。珍彦此云守若毘古とあり。珍彦の訓注は。あるへきなり。さて此人は。國造本紀は。磐余尊云々。問汝誰哉。對曰。吾是皇祖彦火々出見尊孫。推根津彦云々。天孫本紀は出たる。火々出見尊の御子。葦不合尊の御弟。武位起命大和國造の兒なるよしの傳也。武位起命のことは。既されど記傳にも云れし如く。彦火々出見尊の御孫ふら。此人の後胤の姓は。姓氏錄は。天孫の部は收へき例なるも。皆地祇部は收れる。國神の子孫の如

と通ゆ。録の誤か。なほよ考へ。重胤。右の天孫本紀の傳を信て。推根津軍を助仕奉れりしなりと云り。按に姓氏錄右京神別。凡海邊海神綿積命男穗高見命之後也。入太造。和多罪豊玉彦命兒。布留多摩乃命之後也。とある中間。青海首。推根津彦命之後也。とあり。また八太造次に。倭太神知津彦命之後也。とあり。かく其前後にはさまりて在る。推根津彦まこと。海神に因ありけ也。されと混れなどの有むも。知かたし。ひた。○曲浦。記傳よ地名ともき。えず。ワタノウラと云訓もいかにあり。ウラマと云まられたるよ。るへ。私記よも謂海曲。非地名。と既と云れたり。太平記五に。和歌吹上を外に見て。月に發ける玉津習なるに云々。切目の王子。着給ふ。云々これ。紀伊國の海邊にての事也。各海外にも見えたり。

又問之曰汝能爲我導耶對曰導之矣。天皇勅授漁人推橋末。令執而牽納於皇舟。以爲海導者。乃特賜名爲推根津彦。

此即倭直部始祖也。

導之。國造本紀。吾悉識海陸之道。故將導仕奉とあり。○推橋。釋紀。

以推木作舟棹也。とあり和名抄。橋唐韻云橋棹竿也。字亦作篙。和名佐乎。方言云刺船竹也。とあり。○令執云々。記傳云。大御舟。高。龜背。低。けん。武郷云此紀に。艇とあるも同じ。間遠くて。直。の。乘。移。り。か。た。き。故。よ。此。橋。末。よ。令。執。着。て。此。方。へ。引。入。る。な。り。○推根津彦。記よ故爾指度橋機。引入其御船。即賜名號橋根津彦。とあり。名義。記傳よ。書紀よ。人名よ。劍根と云も見え。又八尋。梓根なども云類。橋を橋根と云る也。武郷云推根も。とての。と。名。け。玉。へ。る。よ。し。ハ。此。人。海。道。を。能。知。れ。り。と。申。せ。る。よ。因。て。即。其。導。者。と。志。た。ま。む。と。所。思。看。て。今。執。着。せ。て。引。入。つ。る。橋。よ。就。て。此。橋。以。て。漕。と。ま。よ。く。船。の。よ。く。行。意。よ。彼。導。を。准。て。稱。へ。玉。へ。る。な。る。へ。と。云。れ。る。如。く。事。も。な。き。な。む。に。推。と。ある。い。か。な。る。や。う。よ。記。傳。よ。も。云。れ。る。い。か。な。は。姓。氏。錄。に。も。神。知。津。彦。一。名。推。根。津。彦。と。あ。れ。い。推。を。訛。り。と。も。云。か。た。し。な。ほ。撰。者。の。御。心。も。授。漁。人。推。橋。末。記。の。如。く。只。非。ず。と。其。橋。の。推。の。木。な。る。を。あ。ら。は。し。て。と。て。特。賜。名。爲。推。根。津。彦。と。ある。よ。

ても。その椎材より負へる名なることを。しらせたるものふり。故ふは、この方を正しとすへきふり。さて考るに知津彦の知も。海路を知る由よりあらう。海路を知れのみを。只に知といはむ。椎の意ふるへ。理と比とに横に通音にてさる例あり。○倭直部始祖。下文より。推根津彦。為倭國造。とあり。故記より倭國造等之祖とあり。その國造よてあり程の語を以て云ると。直の姓の語を以て云るとの異なり。さて記傳云。師木。水垣朝御世七年。夢の諭ありしよ依て。倭直祖市磯長尾市を以て。倭大國魂神を祭。主と給へり。又此事一傳より。師木玉垣朝御世廿六年の事とす。共は書紀に見えたり。此長尾市推根津日子の末よて。大倭國造の先祖なるを。此人より始て。大倭大神を以祭。と神主となりて。後さて此氏。人相傳て以祭けり。次は仁徳紀。倭直祖麻呂。又倭直吾子籠みゆ。雄略紀二年段も大倭國造吾子籠宿禰。と云人見え。欽明紀。倭國造手彦。と云見えたり。諸天武天皇十年四月。倭直龍麻呂賜姓曰連。此は欽明紀にて國造

造とのみありて。直とはなきを。此にかくあるは。何れの御世より。直姓にはなれりけん。此記に倭國造等之祖とある等字にふれ。始は此氏人みな國造と云姓なりしとるべし。書紀に倭直姓とあるは。直の姓にて有し程の語を以云るあり。さて。同十二年九月。倭直賜姓曰連。同十四年六月。大倭連賜姓曰忌寸。是また。或見え或は。大倭と見えて。大て。と言の有り。無定まらず。此程まで。いさもありけむ。後に必定めれる事なり。○武郷云。大倭と書きて。唱へにヤマトとのみ云しこと。かく大字を添ても。又省きて。も云るにて。知られたり。この姓も。又畿内の大和をもオホヤマトと訓ハ非なり。但し大倭大神をオホヤマトと申せりしこと。城下郡なる郷名にて。知られて。續紀。天平九年十一月。大倭忌寸小東人。同水守二人。賜姓宿禰。自餘族人連姓。為有神宣也。神護景雲三年十月。大和國造正四位下。大倭宿禰長岡卒。五百足之子也。云々勝寶年中。改忌寸賜宿禰。云々とあり。此よ至て。倭字を書すして。和と作るは。天平勝寶のころ。國名の大倭字を改て。大和とせられしか。姓も其より此字を用るなり。後世の如く。妄に書るにあらす。姓氏錄。大和國神別大和宿禰。出自神知津彦命也。神日本磐余彦天皇。從日向地。向大倭國。到速吸門。時有漁人乘艇而至。天皇問

曰。汝誰也。對曰臣是國神名字豆彦。聞天神子來。故以奉迎也。即牽納皇船。以爲海導。仍號神知津彦。一名椎根津彦能宣軍機之策。天皇嘉之任大和國造。是大倭宿禰始祖也。とみえ。また攝津國神別大和連。神知津彦命十一世孫御物足尼之後也。とて續後紀。承和七年八月。大和國入戸主從八位上大和宿禰吉繼云々等賜姓朝臣。とあり。とて直部の部を。集解本は等よ作れり。其方まきりたるへし。次の吉野首部をも。集解にハ首等とあり。されど暫く本のまよてあるなり

行至筑紫國菟狹。菟狹此云宇佐時有菟狹國造祖。號曰菟狹津

彦菟狹津媛。乃於菟狹川上造一柱騰宮。而奉饗焉。一柱騰宮

是時勅以菟狹津媛賜妻之於侍臣天種子命。天種子命是中臣氏之遠祖也。

此云阿斯毗昔徒。是時勅以菟狹津媛賜妻之於侍臣天種子命。天種子命是中臣氏之遠祖也。

筑紫國菟狹。記に故到豊國宇沙之時云々とあり。按ふに古、筑紫と呼へる

いとひろく。九國の總名なれり。菟狹よかけて云も。非事よあらねども。記に筑紫未羅

縣之玉島里と云るも。肥前國松浦郡を云。この記の如く豊國とあらまほし。とるハ次に筑紫國崗

水門と云事あれなり。とりはつして。誤り玉へるもあるへし。とて和名抄豊前

國宇佐郡これなり。神代紀よ出づ。○菟狹此云宇佐。今本よ菟狹の下。者

地名也の四字あり。この信友の校本よ一古本无とあり。きはめて後人の加筆な

り。集解本よも刪れり。○菟狹津彦菟狹津媛。此二人兄弟なるへし。舊事紀よ

饒速日命の天降坐時。供奉の神等の中。天、三降命と云ありて。豊國宇佐

國造等祖といひ。栗田氏云。天三降命ハ神代本紀に天八下尊天三降尊と見

す。決て後人の偽造なる名なるへし。豊國宇佐國造祖といへるも附會也。古事記に

ハ此二人の名を云處に。土人名云々とあるを按らにもとより土神の子なりし状

なり。また國造本紀よ。宇佐國造。檀原朝。高魂尊孫。宇佐都彦命定賜國

造とあり。記傳云。此説とも若據あらハ。天三降命といふハ高御魂尊の御子よ

て、宇沙都比古い其子よやごあり。栗田氏云、國造本紀の文に、桓原朝云々定
 を平定玉なる後にこそ、國造をも依し玉にけれ、のまた内國よも入玉にぬにさる暇わ
 らんやまた定賜と云い本書の例に違へるをや、素賀對馬などの如く、後なるを前に
 くらして其遠祖の桓原朝にかゝり。○一柱騰宮。記に足一騰宮とあり。記傳云、
 此名の宮の造様は依れる名なり。さて如何なる構を考ふるも、宮の一方は宇沙
 川の岸なる山へ片かけて構、今一方は流の中よ。大なる柱を唯一つ建て、支へた
 る構なるへ。宇沙川の岸。さて騰と云故に、宮の御床は、山の片岸の上は構
 たるよ。彼一方を支へたる柱は、川中より立たる故よ。其方より望め、高く騰り
 て見ゆればなり。抑此宮は、一時大御饗を奉む料なるが故に、ことさら如此め
 つらうとけしきあるをよまひ構へるなるへし。彼一方の柱を川中へ只一立て、
 たるなり。されはこそ足一、騰て名をも負つらめ、さて柱を足とゆふこと、後世に
 も四足門など云例あり、延佳本に漢籍の一柱觀のことを引り、似たることなり。
 云り。豊前志一柱騰宮跡條に云、此宮の跡を、通證は、今宇佐神宮西、有驛館川、
 其水源大石穿穴者多、傳云、此其故跡と云り。此は何處を云か、土人の口
 碑にのこれる地もあらざるなり。此川筋は、鷹巢觀音を始め、其武と思しき地無きし
 も非れど、今二千年の古の蹟なれば、容易に知へくも非ず。近比雜徵を見るに、宇
 佐宮より一里餘西南に當りて、川にそひて拜田村と云川より五六丁許隔りた
 る處に小高き松原あり、南北に通ひし大道の跡なり。其處を村人の塔、山足上とも
 云り、塔、山は騰、山足上は足一騰の略か。又此國に土用坐頭と云て、四土用に古
 跡などを誦し物乞盲僧あり、其誦する辞の中に拜田上の宮と云る事有と云るは少
 し謂ありけに聞ゆれど。
 ○阿斯毗若徒執餼離能瀨柳。本は瀨柳二字宮、字は
 作れり。信友校本は、一古本は瀨柳とあるよし。集解にも、古本に
 なること一るけい改めつ。○侍臣。通証は、今按大前公也。魔幣菟者瀨見
 景行絶歌又云、麻守知。又云、麻都語之轉也。大臣大夫群卿群臣等。所
 訓意皆同言。候、君前。傳、君命之公等也。是則神代紀所謂。侍、殿内之
 意。倭名抄侍從於毛止比止萬知波美とあり。大凡は此説の如くなれど、委
 しめらす。上古は麻閉都波美と申し、天皇の御前は近侍りて、太政を禪
 補け。機勢は參與れる稱として、たゞ君前は候し、君命を傳ふるをの云る
 よあらず。天照大神の、天兒屋命、天太玉命に、同侍殿内。善爲防護とある
 救も、天孫の御前は候ひて、太政は預り仕奉れとの御旨として、前つ公の號は

佐宮より一里餘西南に當りて、川にそひて拜田村と云川より五六丁許隔りた
 る處に小高き松原あり、南北に通ひし大道の跡なり。其處を村人の塔、山足上とも
 云り、塔、山は騰、山足上は足一騰の略か。又此國に土用坐頭と云て、四土用に古
 跡などを誦し物乞盲僧あり、其誦する辞の中に拜田上の宮と云る事有と云るは少
 し謂ありけに聞ゆれど。
 ○阿斯毗若徒執餼離能瀨柳。本は瀨柳二字宮、字は
 作れり。信友校本は、一古本は瀨柳とあるよし。集解にも、古本に
 なること一るけい改めつ。○侍臣。通証は、今按大前公也。魔幣菟者瀨見
 景行絶歌又云、麻守知。又云、麻都語之轉也。大臣大夫群卿群臣等。所
 訓意皆同言。候、君前。傳、君命之公等也。是則神代紀所謂。侍、殿内之
 意。倭名抄侍從於毛止比止萬知波美とあり。大凡は此説の如くなれど、委
 しめらす。上古は麻閉都波美と申し、天皇の御前は近侍りて、太政を禪
 補け。機勢は參與れる稱として、たゞ君前は候し、君命を傳ふるをの云る
 よあらず。天照大神の、天兒屋命、天太玉命に、同侍殿内。善爲防護とある
 救も、天孫の御前は候ひて、太政は預り仕奉れとの御旨として、前つ公の號は

けよ此時よりそ起りけむ。されば兒屋命太玉命の子孫、代々其職を承嗣仕奉
 しむ。此朝に至りても。天種子命また前つ公よましくけん事申すも更
 なり。蒲生秀實か職宮志に。天種子與天富。夾輔帝室。致孝於内。とらひこ
 以施於有政。と云るは然ることなり。天富命ハ太玉命の後なり。とらひこ
 も後の例を以ていむ。大臣など書るべきを。侍臣などいことたやす。書たまひし
 の故よ。疑ひ思ふ人もあるめり。侍臣の名目ハ宮衛令義解に。謂侍臣者少納言
 侍從中務少輔以上也。とあるハ。後世の意なり。こ
 こはさる微けき官
 を云るにはあらず。なほこの於保麻閉都波美の事ハ。成務紀よ委と云るを見よ

○天種子命。尊卑分脉藤原系圖云。居々登魂命長男。天兒屋命子。天押
 雲命子。天多禰波命。一説天多子宇佐津臣命とあり。釋紀九よも天種子命
 禰波命天兒屋命之孫天押雲命之子也とあり。通証よ延佳曰大中臣氏系譜よ天
 種子命子宇佐津臣命疑菟狹津媛命之所生也と云り。さて名義ハ未詳。此
 を釋紀よ。合種子二字。當訓多禰。と云れたと誤なり。右よ引る系圖よ。多
 禰波命また多禰
 伎禰命ともあるよ。多禰古と訓へきこと明らけ。古と伎と音通
 り。多はこの氏人

にハ。某子と云る名多
 きを見てと思ふし ○賜妻。粟田氏云按ふよ此ハ彼神代也。大己貴命の順
 服まつりし時。高皇產靈尊の御女を妻せ玉へると同じ趣なり。さて菟狹津彦
 も。此土人よて永く其國を領たるへけれハ。如此しも大御饗奉りて。恭しく仕
 奉るハなほ後よいかあらんと。天皇の大御心よもおもほしけん。故國造と云るハ
 あらんと。其國の主として。妹を侍臣よ妻せ玉ひし。一よハ。天皇の大御惠を
 知らしめ。一よハ自ら坂き奉りかたきやうよとの御慮ふるへ。當昔の形勢思
 ひやらるなりと。云れらるるなり。

十有一月丙戌朔甲午。天皇至筑紫國。尚水門。十有二月
 丙辰朔壬午。至安藝國。居于埃宮。

甲午ハ九月なり。○尚水門。和名抄筑前國遠賀郡あり。その水門なり。仲表
 紀よ。自山鹿岬廻之。入尚浦。到水門。御船不得進とあり。山鹿ハ。遠賀郡

より。崗水門ハ。萬葉ハ天霧相日方吹羅之水莖之。岡水門爾。波立渡。筑前國風土記云。塙郡縣之東側。近有大江口。名曰塙水門。堪容大船。行囊抄云。今蘆屋湊。里入もいひ傳ふ云。鹿聚解云。山の中。有て島也。岡水門ハ其海南にあり。遠賀川北流れて海に入所を。岡水門云。山鹿より南一里。芦屋浦とも。水莖岡とも云。神武紀に。岡田宮とあるも。是地なり。今の岡田宮の所。とて記ふ。筑紫之岡田宮一年坐とある。傳ふ岡と岡田とハ一。よや。別は岡田てふ地名ハ。古書に見えずとあり。今按に岡田ハ。岡縣の略か。○壬午ハ二十七日なり。○安藝記ハ阿波とあり。藝波何れも濁音なれど。國名ハ濁音とも定かたし。○居于埃宮。記ハ阿波國之多祁理宮七年坐とあり。記傳云多祁理宮とある。此埃宮と名ハ異なれども。一よや。埃宮とある埃字こそ疑は訓注に可愛此云。埃とある。然るに今はその訓注の假字の音を用ゐて書れたる。若らに例なき事なり。思ふに若くハ。峻字にて多祁と訓ふか。又埃も峻と同じけられ。此字ならむか。多祁ハ多加と通ひて。嶽とも高の意なり。萬葉十三ハ吉野之高と書り。又本より傳の異よして。異處にや。何れもまれ。多祁理てふ地名ハ。高宮郡高宮郷あれ。是ならむか。郡も郷も和

名抄ハ多加美也とあれども。止代ハ多祁美也と云ハ。左ま作右ま作。和と加とい。近之通音なりとあり。通證ハ或曰。安藝郡府中總社所祭。素美鴨尊太己貴命。神武天皇三坐。傳言是埃宮之舊趾也。社邊有川曰埃湊。とあるハ。或説ハ。神代紀ハ所謂可愛之川とて。今ハ三好川とも云ふ。同郡ハ可愛淵と云もあり。又廣島より西ハ川合川と云あり。川合ハ可愛の字音の訛れ。るまで。是可愛之川なりとも云り。今可部川といへり。此ハ和名鈔安藝郡漢辨とある處なり。さて廣島より出雲石見へ通る道。この可部川に副て上る。上にてハ根谷川といへり。川上にはハ岐大蛇の居住。趾ありと云り。これらとも國人に附正す。乙卯年春三月甲寅朔己未。從入吉備國。起行宮。以居之。是曰高島宮。積三年間。備舟楫。蓄兵食。將欲以一舉而平天下也。己未ハ六日なり。○行宮ハ假宮なり。通證李善注。天子行所立名曰行宮。

○高島宮。此宮の事、清之隆中、内神名考云、小田郡神島神社、小所祭神武天皇。島人語傳云、昔ハ高島の王泊（おほせ）ハ島の南にあり神島に近づき、靈驗有テ此島よりつと祭りて、興世明神と申すなりと云。建久九年の大嘗會の歌も見ゆ。さき著しつる備中名勝考も出せり。ちなみいふ。此神島の南ハ高島ありて、此神島よりつり。神武天皇の八年屯坐し處なり。行宮の御跡を今玉泊といへり。小高き處ハ柳を植て、井垣をめぐらしてあり。人家七八軒ありて、此浦東ハ向へり。す、西ハ黒土といふ所あり。人家二十餘あり。大御舟つきて、天皇御舟あり玉ひて云々。かたハ稻積と云。小島あり。兵食を積玉ひし所なりといふ云々。高島ハ小島なれど、神島ハ近ければ、皇軍を屯し、軍用を調玉ふ事ある事なし云々。或人高島ハ備前の竹島なりといへども、其島ハいと小くて、人も住す田畑もなし云々。此神島つりける高島昔より正しとよみ來りて、其島の租稅帳も人別帳も、高島と記して、昔

より年々公に奉れり。是にて高島といふ名明らかして、動とまじきなりとあり。○積三年。古事記ハは筑紫岡田宮に一年まじ。阿波多祁理宮に七年まじ。吉備高島宮ハ八年まじとあり。此間凡ト六年なり。この紀と異なり。黒川真頼云、日本紀ハ、天皇帥諸皇子、舟師東征とある。東征の文ハ適はず。天皇日向國を發し玉ふ時ハ、其意遷都とあり。何ぞ東征といはむ。此東征の文ハ、後ハ長髓彦等と戦はせ玉ふことあるを以て、下したる字なり。然れハ、其意よて見るべきなり。さて天皇吉備國ハ三年を経たまへり。其年序を経玉ふことハ、大和國ハ天神の子と稱ふる者ありて、人民これを尊敬して、大ハ島國の君主とおもへり。故ハ天皇行幸したまひ、必之を拒むといふ事を聞給ふ故なり。是よ於て、天皇舟楫を備へ、兵食を蓄へ給はむとして、此年月を閱したまへり。と云れらるるハ、いふことなるへし。○備舟楫。備永享本ハ備とあり。何れよてもあるへし。○兵食。宇鏡振加禮比。和名抄四聲字苑云、餉以食遺人也。訓加禮比於久

留。俗云加禮比。又考聲切韻云。糧字亦作糧所。資米也。又儲食也。和名加豆とあり。加豆ハ加利豆の略れるものなり。万葉五ヨ可利豆波奈斯爾。一云可例比波奈之爾とあり。本居翁云。可利豆ハ加禮比豆の約りたるなり。加禮比豆とい。加禮比の料と意也。加禮比ヨする料の本と云ことなり。加禮比の價と云意よあらず。加禮比ハ乾飯ヨて。旅ヨハ。飯を乾て。資ゆとなり。其ヨり轉リて必しも乾なるならざれども。旅ヨて食ふ飯をハ加禮比と云なりと云リ。

戊午年春二月丁酉朔丁未。皇師遂東。舳艫相接。方到。

難波之碕。會有奔潮。太急。因以名爲浪速國。亦曰浪華。

今謂難波訛也。訛。此云與許奈磨盧。三月丁卯朔丙子。遡流而上。徑

至河内國草香邑青雲白肩之津。

丁未ハ十一日なり。○遡東。遡と云るハ。上文の意をうけとるなり。何不就

而都之乎。と詔へる方へ遡ヨ幸行るなり。正謂云因也。傳四年侵蔡。葵漬逐伐楚などあり。○難波

之碕。難波ハ古ハ難波國とも云テ。攝津國西生郡。又東生郡の西邊まわ

けての大名なり。碕の事ハ既ヨ云リ。○亦曰浪華云々訛也。これハも浪速ナ

リしを。浪華といひ。かめ。それを又難波といひ。かめとるなり。波夜と波那通

音。那美と那爾と又通音なり。訛ハ。通證ヨ音横轉訛之謂。奈磨流生也。不

熟之意とあり。さて本ヨ訛字下ヨ也字なし。今ハ熱田本永享本ヨ因テ補ふ。

○丙子ハ十日なり。○遡流而上。難波海ヨ淀川の流ヨ逆上リテ。

きて大和川の方へなれて。なほ流ヨ遡つ。河内國までいたれるなり。古昔の大

大坂城。東北に流れて。淀川と一つに成りて。記に。經浪速之廣。和川ハ今

海へ出しなり。古國にもまが見えたり。この事次ヨ云。而云々とあり。經

傳の説とハ異なり。○河内國草香邑ハ和名抄河内國河内郡日下とある處

也。今ハ日下村あり。伊書書ヨ多ク見えて。名高き處なり。さて按ふヨ。まづ古昔

の大和川の攝津國西生郡今の大阪城の東北を流れたること。古圖に見えたり。それより川上の方はいかに流れ出たりけん。地理をよく考ふる。今も古大和川のこの水上の大和國平群郡を出て。河内國古市郡石川と一つふり。大縣高安二郡を経て。河内郡日下の若江郡を過て。さて攝津國東成郡西成郡へ。難波の海へ流れ出たり。知られたり。さてその日下のあたり。あるか中も。川幅いと濁る。津といふ所もありたり。古歌曰下江の入江とあまたあり。るなど。其の推量られたり。或抄今大坂より饗幡玉水本津へ越る道。草香江草香村あり。俗中垣内越といふこと云るよ。叶へり。されといはし。日下と云も。今の河内郡のみにあらず。なほ高安郡かけて云へる名なりけらし。かくて後に。和州五郡神社名帳大略注解と云ものを見しに。昔凡河内國日下縣。可爲平哉云々とあり。予か考と合へり。故よその近郡。若江郡。菱江。村名に。と云名あり。姓氏録河内國神別。津夫江連と云あり。これも江よしあり。また攝津國深江と云ところある。古の笠籠島のことなりといふ。彼是併せ考ふる。此邊古昔いと濁き入江なり。

けんこと知られたり。今皇舟の幸行せる方。いかに淀川大和川を逆上りて。河内郡草香江の津よ泊たまへる趣なり。さるを記傳。河内郡なる日下にはあらずし。處なりといへるは。さらば叶ひあはし。其の記に。浪速之渡。而泊青雲之白肩津。とある。經とはそこを經歴して。幸行ることなり。これを記傳に難波海をい過て。なほ海路を幸行て。泊賜へる津なれ。必難波より南方まで。海邊なるへけられ。なりといへる。難波海を過るといふ。よを見。過り給ふ意と見られたるなり。本文にはさる義見えず。其處を打通り給ふしなれ。又南方なる海邊へいかてか。幸行すいはれのあらむ。なほい。此紀に。遡流而上とあれ。論するまでもあらず。さるをかの和泉國大島郡日部なりと。推定定められしより。この紀の趣を。安のやうに論れたる。みな信かたし。其説に。まづ遡流而上と云ること。いと心得す。草香江たとひ河内の草香にして。難波より遡流して至る處にあらず。甚く地理たかへり。況や和泉なるをや。この地理をもおもはて。な。妄に。濁色に書添られたる文にやあらむ。といへる。河内の日下。右の日下江にて。大和川より通して流たりけんこと。上に辨へいへる。か如くなれ。遡流而上とあるに妨なし。また地理のたかへる事。なし。和泉はもとより。海邊の國なれば。流と云ふき所あらず。地理をも。なほはて云々。と云れたる。却りて非事なり。さて又河内の日下。海邊にあらず。され。船の泊る所ならず。川にも津といふこと。いあれ。とも。かの日下。船通ふは。かりの川た。な。地なる物をや。白肩津。草香津。と云ひ。必海邊と聞え。たれ。和泉の日下。なること。疑ひなし。といへる。も。い。川にも津と云ふことあり。と云。な。から。白肩津。草香津。を。必海邊とせられし。い。か。に。そ。や。かの日下江の津とせむ。にな。て。る。事。は。あ。ら。む。後。に。筑紫津。と云る。も。川。なる。を。思。へ。し。○青雲の記傳云。古の統制なり。青雲と云る例。祈年祭祀。朝。青雲。鶴。萬葉。の。向。

南山津ミナト之青雲アヲクモ。また青雲之向伏國ムカシノクニ。また安乎ヤス。又毛乃伊武イブキ。來和伎キナヒ。辨見シラシメ。あつり。そとく。青色の雲の無物なれども。大虚空の蒼と見ゆ。然る云なり。白と。凡て物の鮮明なるを云。伊知志漏志イチシロシ。登保志漏志トボシロシ。志漏シロシ。是なり。ひと。暗なる虚空の蒼と鮮明なるものなる故。首領之白と。續け云なるべし。云の。白肩津シロカサ。今も其名存れりや。よ。土人あつり。海に。は。ま。ま。の。り。ひ。し。

夏四月丙申朔甲辰。皇師勅兵。步趣龍田。而其路狹峻。人不得並行。乃還更欲東踰。騰駒山而入中洲。

甲辰ハ。九日なり。○步趣龍田ハ。かの草香津ハ御舟泊たまひて。そより歩兵よ。龍田越へ。かの大和川ハ傍つ。幸行るなり。路次の大第まことには。もありぬ。まなり。とて龍田ハ。大和國平群郡ままの山越。今。野越。も。龜背越。も。國分越。も。

いひて。大和川ハ傍て行路なり。今云ふ龍田越ハ。十三越也。云て別なり。思ひ混ふからず。○東踰騰駒山。騰駒山ハ大和國平群郡河内國高安郡タカヤシ。巨れる山なり。立田山を川ハ添て。幸行む。爲給ひし。その路のいと狭と峻き。御軍人とも行難なれ。またもこの草香津へ引還。とて。今後ハ騰駒山の方より。大和へものせむ。いし。なるなり。これ山越ハ。古ハ日下之直越道ナオコシともいひて。大和國平群郡より。河内國高安郡伊駒山の内を越て。かの日下を過ぎ。難波ナニハを下る道として。この道近き故に直越と云なり。今暗かり時。いふ是なり。とて。其ハかの草香津より。真東よむ。ひて上れハ。東踰トヨ云々。と云る方位よと叶へり。記傳ハ東字ハ。趣龍田の上にある。より行も共ハ東なれ。上の龍田の處にこそ。此字ハ置へきことなるに。伊駒の處にわきて此字を置るハ。是又地理まきはしく聞ゆめり。といへるハ非なり。かの草香津の方より。騰駒山こそ東にあなれ。龍田ハ南の方より。因たれハ。東踰龍田と云ひかたし。遠より打向へハ。一連きよみゆる山なれども。麓近と至れハ。また方位わがるものなり。この差別をおもふ。いしかてか地理のまきはしき事あらむ。ほかの和泉の日部を。草香津なりとせられなるより。かく云れしなり。まことにかのめなりにて。や。遠く隔て。うちむかへは。

づれを東といひても難なくおもはれる。此説さることのやうにきこゆれども。○中
 河内國日下あたりにて。龍田を東と云ふたき事かの地に到りて試みし。○中
 洲信友本に洲字當作州下同とあり。下文に中洲とあるを永享本集解本に州字と作れりこれ然るべし。中ハ中央の義上文六合
とあり。洲ハ國の義なり。宇知都又邇の宇知ハ中央の義にあらず。内の字の意な
 り。さて内國ハ天子の都敷坐す國を親とて云る稱なり。内物部内兵内兵など云る
 内ハ同じ。これ後世の畿内の始とて。後ハ御世々々此大和國ハ都定めたまへ
 るよりの稱なるべし。下ハ中洲之地無復風塵とあるも同じ事なり。信友云此
 ハ上文ハ鹽土老翁ハ東有美地青山四周云々。と奏せる倭の地ハ當りて。
 青垣山應れる内國ふり。大己貴命の玉牆の内國と。目けたまへる玉牆も。青
 垣山を美稱玉へる。其玉牆の内國と目玉へるを。徒ハ内國とも云り。其ハ釋
 日本紀ハ引とる大同元年大神宮本紀也。御間城入彦五十瓊殖天皇。于
 時。天照大神乞給國。伊豆久曾止隨大神。教命。求坐奉止詔。皇女豐次
 入比賣命。奉戴而從。倭内國始覓給と見えたる内國これにて。古語拾遺

天照大神を倭の笠縫邑に遷し齋ひ奉れる由いへるは當れり。と云れたり。さ
 れどなほ畿内の意なるべし。釋紀ハ引る大神本記なるも。倭を畿内の國と定め
 られるより倭内國といふるものなるべし。

時長髓彦者。聞之曰。夫天神子等所以来者。必將奪我國。
 則盡起屬兵。徼之於孔舍衙坂。與之會戰。有流矢中五
 顏命。肱脛皇師不能進戰。

長髓彦者。本ハ者字ナリ。永享本ハあり補へし。下ハも名草戸畔者。弟稱者。
 など例あり。長髓彦ハ。記ハ。登美能那賀須泥毗古とあり。下に皇師遂擊長
 髓彦云々。長髓是邑之本号馬。因亦以爲人名。及皇軍之得瑞也。
 時人仍號瑞邑。今云鳥見是訛也。とあり。さて此地名。神名帳ハ大和國
 城上郡等禰神社。今世ハ外山村といふ此名の遺れる地なり。なほ此地の事ハ
下に委く云へり。

きて長髓の文字のこと。記傳云。和名抄に野王髓骨中脂也。和名須禰と見えたり。然るに世俗言に足を須禰といふは就て長髓とい脛の長さ由の名の如く聞ゆめれど。髓字に足又脛などの義の見えず但骨中脂にて。○孔舍衙坂本に衙を衙と作り。古寫本とも衙とあるは依れり。集解に衙を改めて云く傍訓曰。まさ永享本は衙と作。河内志云。即是草香嶺。在生駒山内。今云暗嶺。山跡有日下里。属河内郡とあり。日下直越道と云るはれなり。この事上に記の雄略天皇の大御歌よこの山を久佐加弁能許知能夜麻とよませたまへりに記傳會衙坂とあるをたもへり。クサカと云はもとクサエサカノ略かりたる。名にもめらむと云れたるは衙とある本によられたるものなれと云けられすとて長髓彦の本居ハ大和の登見なるを。今孔舍衙坂まで出向ひて防戦なり。記の趣も同じ。駒のあたりにも己か領れる所ありしなり。され其近邊なる孔舍衙坂に待ち向へま。○流矢。記よ五瀬命於御手負登美毘古之痛矢串とある。この流矢をしも。伊多夜具志と訓る。記よ依る訓なれともあらす痛矢串とい身よ中つら上よていさいふへけれ。記傳よ云れたるか如し。○脛。釋紀よ二

字引合可讀比知とあり。とら脛いた字面の潤色なり。脛は脚脛なれとも釋似物莖也とあるに據れハ脛にも云ることあるか尋ねし信友校本に一古本無とあるに依らハ剛るハし集解にも記に據て剛れり。

天皇憂之。乃運神策於冲衿曰。今我是日神子孫而向日征虜。此逆天道也。不若退還示弱禮祭神祇。背負日神之威。隨影履躡。如此則曾不血刃。虜必自敗。僉曰然。於是令軍中曰。且停。勿復進。乃引軍還。虜亦不敢逼。却至草香津。植盾而為雄詰焉。因改號其津曰盾津。今云蓼津訛也。

雄詰此云鳥多雞糜

今我是日神云々。此御言。記よハ五瀬命御言とあり。れ上よと云へり。如し。

此の命を此時天津日嗣に知看て坐々つれいなる。とるを今に此天皇の御詔と
 語傳へたるは。五瀬命ハ早く崩坐して。御業を終玉はとるし故に此時の君玉
 を天皇より負せ奉りて記せしものなり。まことと記の旨を正しかりける。○逆天
 道。記は向日而戰不良とあり。此紀は漢文の潤色よて古意よあらず。○示
 弱。このことば記よみえず。此御言實は神策と申すへきなり。○禮祭神祇。此
 時の事ものよ見えす。重胤云。但一河内國河内郡救岡神社四坐。並名神大
 月次相嘗新嘗とありて。谷川士清の通證は。神社啓蒙所引當社古記云
 として。神武天皇の孔舍衛坂の御軍は弱無くして。退還示弱。祀神祇者即
 此矣。社有國平祭とあるは然る可らむ。其は其供奉に天兒屋命の孫天禮
 子命の仕奉られしか。南へ幸行るも。其御靈形を留奉置けんと思ふは。
 尚其裔の人等は。大御食津臣命。臣狹山命と。河内國は由有るか多在れ
 ばなり。大御食津臣命ハ。式高安郡恩地神社二坐。並名神大月。次相嘗新嘗とあるを。三

代寶錄は。大御食津彦大御食津姫命とあり。臣狹山命と云も。式は丹比郡
 狹山神社。大月次と見え。又式若江郡仲村神社ある。姓氏錄。左京天神中
 村連己々都牟須比命子。天乃古矢根命之後也。と見えたるは。傍由あれ
 ば。其氏族の多く其國は住へれ。其人々の氏神と齋祀れけんかとおもふに然
 らず。公より祭らせ玉へりと思へば。必神武天皇の御世の事なるべしと云り。○
 背負日神之威ハ日神の大御光の威稜を借給ふなり。たゞ日を後方よして
 背之意はあらず。大御身を背よ負持ち奉る意なり。背負ハ世澄比豆と訓へし。
 此の背をソロロ。負ハ獲なり。背は日神の御光を獲なり。凡て負追なとみふこの
 と訓むはわろし。負ハ獲なり。背は日神の御光を獲なり。凡て負追なとみふこの
 意なり。人を追なとも。先立て行人を跡より獲ふ意なり。記傳の解ハ。○隨影塵
 躡。このことばあるよて。大御光を借給ふ義みえたり。重胤云。和名抄神靈類
 云。靈日本紀云美太萬。一云美加介とありて。名義抄よも靈をミタマ。一
 云ミカケ云々とあり。宇鏡集新韻集共は。此を美加宜と訓るのみありて。却

りて美多麻の訓ふきを以思亘す。此よ云る景是よ。日神の御光を負ひ其御靈を戴玉ふ由よ。下に我皇祖之靈也。自天降鑒。光助朕躬云々。あるハ即其結と成る所也。壓躡ハ下よ天壓神とある所よいふへ。○却至草香津。記よハ始めこの津よ泊給へる時。那賀須泥毘古興軍待向以戰云々。ありて龍田騰駒など幸行ること見え守。○植盾云々。記よハ上文よ次て。爾取所入御舟之楫而下立。故號其地謂楫津とあり。此又紀と異なり。記傳云。記の趣ハ御舟の泊たる所よ。敵の軍待向て防戰ふ故よ。楫を執れるふれハ事もたと聞えたるを。此紀の趣ハ虜亦不取逼と云るよ。草香津へ却て盾を立て雄詰せるハ。何の故よ聞えかたし。若くハ上代の軍陣の祝事などよありけむ云れたる。ハ上紫三郎云此ハ戦ひ利あらずして軍を却すに至りてハ。もとより負日て壓躡むの神策ハあるよとせよ。兵士為よ力を失ひ人心沮喪せん事の恐あるのみならず。敵軍より襲ひ來らんも計り難し。此故よハ之盾を

楯で。猶雄詰して軍士の氣勢を振起したるものならん云り。此説ともあるへト。○為雄詰。注本よ高多難盧とある盧ハ心得かたし。若くハ眉の誤よあらざるハ。神代紀ハ雄詰此云高多稽眉とあるは同しけりありと思ひしよ。島本熱田本を見しハ。盧を原よ作れり。されハ眉は同す。又私記にハ靡字に作れる本もあり。それも叶へり。とよハくハ盧ハ誤字なり。但し神代紀と注の重核ハ爲字爲ハ術刪去れり。されどある方よされり。○兼津。此地名ハの日下あたりよ尋ねし。今云ハ

初孔舎衙之戰。有人隱於大樹而得免難。仍指其樹曰。思如母。時人因號其地曰母木邑。今云飲悶廼奇訛也。

母ハ乳母なり於毛ハ子をひたすこととする婦人を凡て云稱なり。親母を於毛云もこの意なり。この事神代紀。既云云へり。として如母ハ。孫子の乳母の恩をうけて生長するものなれハ。譬へ云るなり。○母木邑ハ。河内國カ所通達云難縣紀河内國

母樹馬飼首御狩玉祖神社舊記曰。高安郡恩智邑也。故岡神主木走氏
 舊記曰。母木寺。在故岡下豊浦邑田地。或云。今恩地邑者非也。ごあり。
伴部安崇云。母木村ハ河内國にあり。今ハオホロキと云と云へり。 ○今云。飲悶廻奇。母木を今オモノキといふ
 ごありていささす。故按ふ。母木ハ毛乃伎と云し。やあらむ。古本ハオモノキ
訓り按に講述抄に和泉河内とも大木村あり。後ハ邑を分て名づくるか。と云り尋ぬへし。 さて後。於毛乃伎と云ハ記なり
 と云しなるへし。かの國麻の母樹もオモノキと訓へ。されど。疑ハさ事あり。か
 此の如く假名書ハ爲たる例見えず。然るハ信友校本に。荷
 田大公所校古本。此ハ字ふて。母木此云。飲悶廻奇。とハ字訓注。よ。細
 字とせる。あり。本ハ。混れて今本の如く。見たり。然
 する時ハ訓注され。假名書の例も。なひて。宜しと聞えたり。なほ。考
 考へし。

五月丙寅朔癸酉。軍至茅渚山城水門。亦名山井水門。茅渚。此云智怒。 時五
 瀬命矢瘡痛甚。乃撫劔而雄詰之曰。撫劔。此云都盧者能。多伽彌屠利辭魔屋。慨哉。
 大丈夫。慨哉。此云子黎多乘伽夜。 被傷於虜手。將不報而死耶。時人因號
 其處曰雄水門。

癸酉ハ。八日なり。○茅渚山城水門。亦名山井水門。茅渚ハ和泉國和泉郡
 ありし。欽明紀ハ。河内國言泉郡茅渚海中云々。と見えたり。いよしハ。其
 大。和泉大鳥日根三郡。よ。わたれる名なり。なほ攝津國までを云
和漢三才圖繪に攝泉之間。海總曰。茅渚海ともあり。 今ハ陶器注と云て。大鳥郡なれ。和泉大鳥二郡
 よ。か。れる名なる。既に記傳も云れたる。さて。また日根郡にも
 かれる地名なる。垂仁紀ハ。茅渚。菟碓。川上宮とある。和泉志ハ。川上宮

在日根郡自然田村。式宇度陵五十瓊敷入彦命。在和泉國日根郡。此處を以てみれば。日根郡菟碓あたりをも茅渟といへりしこと知へし。又記に鳥取もかの菟碓川上と同處なるは倭名抄に日根郡とあるをもおもふべし。されど今こゝに日根郡なる雄水門を茅渟山城水門。亦名山井水門とも云へりしなり。なほ通證は山城水門ハ日根郡呼喚郷垂井邑に在といひ。又山井水門も畿内志に同處なるよし見えたれい。そのあたりまでかけて上古ハ茅渟といへりしこと知るべきあり。記傳ハ茅渟ハ古ハの國 此地名にハわりしかともかの雄の里のあたりとハ遙に隔れり。云れたるハ考へ洩されたるなり。またこの山井水門を式に大鳥郡山井神社と一つ地なりと定められたるも非なり。さてハいさく雄水門の地理たかへり。此ハともハ日根郡なること。上に云るかことし。○矢字。こゝまでハ伊多夜具志とよみてかなへり。記ハ痛矢串とあり。記傳云。痛ハ事の甚しと切なるをいふ。其字をも書けり。痛手の痛なり。串ハ物を貫く物を凡て云る名なり。玉申なども云るを思ふ されハ矢の體を穿て。徹りたるをも云るなりとあり。○撫劍。神代卷ハ急握劍柄。また下文ハ按劍とあるなど。みな同訓あり。既に神代卷ハ云り。○慨哉。この

詞記萬葉の歌。また中昔の物語文も多とある詞なり。守部云。秋興賦李善注云。説文曰慨大息也。字林曰壯士不得志也。檀弓疏云中心悲慨然なごあれい。なげのいさ意なれい。わたる口をさき意いへり。神武紀ハ爲慨憤時。履中紀ハ慷慨。又クナチシなども訓あり。神樂歌ハ。きりくすのわたるれたご。ごあるも其意なり。○被傷於虜手。記云負賤奴之手。乎死云々。記傳云。抑刀劍また矢などハ傷られたるを。手を負ふ云故ハ。凡て人の爲る事を指て手といふ類多として。刀劍よて撃も射も手なれハ其刀劍矢などハ傷らるるを。手を負ふとい云なり。人に傷れたる疵を 疵といふもまねなり。負ハ。敏達紀ハ如中獵箭之雀とあり。凡て負ハ身ハ受持を云りとあり。○雄水門。これ則ち上ハ云る山城水門ハ倭名抄和泉國日根郡呼喚郷是ふり。記傳云。抑男建ハ依れる名なれば。建水門と云謂へきをた。男と云いふハ如何と云ハ此男ハた。男子と云意ハあり。益々雄々としき意あり。記ハ紀國男之水門とあり。古ハ紀伊國の

堺まで。男、郷まで猶古ハ此郷紀伊國ニ属リしものとみえたり。その玉勝間ニ
岩橋秀榮チカの説ニ雄水門ハ今若山の内ニ。湊といふ處ニ。小野町といふありて。
蛭子社ある。その雄之芝云あり。また通証ニ。或説ニ雄山云處あり。昔
ハ日根郡なりしを。今ハ紀國ニ属リといふあり。これらより知へし。もて通証
ニ。式日根郡男神社ニ坐。今在ニ男里村。一座ハ神武天皇。今稱男森明神。
一座ハ彦五瀬命。今稱演天神とあり。

進到ニ于紀伊國竈山。而五瀬命薨于軍。因葬竈山。

進到云々。記ハ男之水門まで崩坐るよりなり。此地ニ到坐る事次に辨あり。
○竈山名草郡なり。次ニ出。○葬竈山。續風土記云。和田村竈山神社境内。
東西一丁半 餘南北二町 本社祀神。彦五瀬命。式神名帳名草郡。竈山神社。本國神名
帳同郡從四位上竈山神。竈山墓。諸寮式竈山墓。彦五瀬命在紀伊國名
草郡。兆域東西一町南北二町。武郷云陵墓一隅抄云京貞享二本作南北
參町一本作南北二町一按刻本似是とあり。

守戸三烟末社五社云々。南和田の西二町許あり。自然の岩山まで。樹木
鬱蒼たり。記紀ニ載する所彦五瀬命を葬奉りし地まで。直ニ其所ニ御社を
建て齋祭れり。故ニ竈山墓といひ。又竈山神社といふ。其實ハ一所ナク。寛文
九年區域を定め。殺生を禁せらる。古の兆域ハ式ニ見えたり。今の兆域周ニ
百間餘。平坦なる處いつとなく紐て田畠となりて。區域狭りなり云々。然れ
ども天正の頃まで。神田猶八町八段有しに。國造家寛永記に社領八町
八段當家より寄進すとあり。 天
正十三年皆没収せらる。今社地の近邊。御陵田といへる田四町餘あり。即古
の神田ならむ。又五所工田といへる田あり。國造舊記ニ五節供田と
書す。古竈山神社を五節供ニ祭る料の田なるべし。 或説ニ。陵
墓の上ニ直ニ御社を建て。其神を齋き奉ること他ニ見及はず。陵墓或ハ近き
邊ニあるならんと云々。按するニ上古此地入海なりし故。神武天皇雄水門ニ
御船まで。直ニ此所ニ至りたまふ。今の如ク平野の出来しハ。いと後の事なれ
ハ。近き邊りハ外ニ求むべき地なり。今陵墓と神社と同所ニ混したる様なるハ。

や後神社を同地へうつせりして、あとの如きなるまで後墓の則元來の
所なるへとおほひ、龜山の國造舊記釜山と書す、古の毎年正月初午、龜山より
天霧山へ神輿渡御あり、今の絶えたり。後其神幸所、靜火神を遷す、村中
七瀬所ありなき見たり、猶本書は詳なり。

六月乙未朔丁巳。軍至名草邑。則誅名草戸畔者。戸畔此遂

越狭野。而到熊野神邑。且登天磐盾。仍引軍漸進海中。

卒遇暴風。皇舟漂蕩。

丁巳廿三日なり。○軍至名草邑。こゝは皇軍の幸行志、路次のこゝを具し

いは。草香津より引還して、南方より廻り幸行る。陸路よりあらで、皇軍の盡く

御舟まで。引率玉へらなり。さて秀津山城水門に至りて、五瀬命の御手の血を流

玉ひしも、肥に皇舟までの事也。さて此命痛矢串の瘡は甚と難み玉ひしひ

暫ら龜山より上陸して、御病を治らひ給ひてなるへけれと遂に覺坐ければ、即

て其處に葬奉れるなり。然るを上より進到于紀伊國龜山とありて、其あた

りより陸路を進み給へり、こゝは通ゆれと。なほ然らず、此は一時の御事なり

次進至熊野荒坂津、さて名草、紀伊國名草郡なり。○名草戸畔は、名草邑

よよれる名なり、戸畔は、重胤云處部の義にて、其地は長たるものを云りと云り、

あよ或人云、今も名草戸畔の墓あり、さて此もの事は、紀伊國造系譜は第

五世大名草姫大名草彦とありて、名草彦は國造の祖先なること灼然けれど、

名草姫のこと外は傳なし。仍て思ふに此名草戸畔は、必名草姫なるへりと云

り、さら此戸畔は女の稱なり。なほよく考へし、緒續風土記龜山の次は云、毛見

浦、内原村の西南十町許あり。名草郡まで、西、海岸は突出る、唯此一村

なり。此地は開けし事最古し、國造家舊記は、神武天皇東征之時、以神鏡

及日矛、託天道根命、而齋祭焉。到名草郡毛見郷、則奉安處於翠浦

之岩上ニ也。とあり此御時の事也。とて毛見ハ倭姫命世紀ヨ見えたる吉備名
 方ニ云云ころなり。本書ヨ委シ。○狹野。牟漏郡ナリ。萬葉三ヨ。若毛。零來雨
 可。神之埼狹野乃渡爾家裳不有國。また神前荒石毛不所見浪立奴。とあり
 通証ヨ。三輪崎鈴島狹野。相隣属牟婁郡。とあり。岩橋秀榮カ説ヨ。三輪崎
 ハ新宮ヨリ那智ヘゆ道ノ海邊也。新宮ヨリ一里半ハわりありて。げしきよき所
 ナリ。佐野ハ佐野村といふありて。三輪崎ノつきなリ。佐野岡ハ村ヨリ七八
 町北ニあり。と云リ。とて遂越狹野云々。とありて。名草郡ヨリ牟婁郡マテ陸
 路ヲ進幸行シカ如クなレトは然ラズ。名草戸畔ヲ誅シテヨリ。又しも皇舟
 ヲ乘坐シテ。狹野ノ地方ヲ海上ヨリ過リテ。とて熊野神邑ヨ至リ坐ル也。よ
 せすいまひぬ。とて本狹野ノ下ヨ而字ナシ。今永享本集解本。本及舊
 事紀。また信友校本ヨ。長寛勘文マありといへる。據テ補フ。○熊野神邑。熊
 野ハ新宮ヨ上熊野中熊野下熊野トテ三村あれ。とて此邊ノ大名ナリ。

此地のことハ。神代紀ヨ既出。神邑ハ。通証ヨ俗名神藏。處疑是也。距狹野
 二里許在。新宮地方。とあり。神邑。いまことハ神藏なるへとおほゆ。神藏山ノ
 委。とらハ神ハカミと訓テ上ヨ云ル。三輪崎トハ異處ナリ。されど猶處ノ様ヲ
 委ク聞正すへ。○天磐盾。盾ハ永享本。楯ニ作る。右ヨ云ル神藏山是ナリ。名義ハこれモ
 通証ニ。磐盾謂磐石自成。盾。神藏山今見然。續古今集云。三熊野ノ神倉
 山ノ石疊登リ果ても猶祈ルハふとあり。今も現ヨ磐盾ト云リ。按ニ磐盾ハ磐疊
 と切ル。萬葉七奇山磐疊忍山常。知管毛吾者戀香同等不有爾。とて天皇ノ此磐盾ニ登坐ルハ。いかなる事カ
 と考ルヨ始メヨリ皇舟マテ。此熊野ノ浦マテ。幸行ハハとも。をりくハ陸ヨモ
 上リ給ヒシ事ハ。上ヨモ云ルカ如シ。今此新宮ノ浦ニ至坐テ。神藏山ノ奇シ
 キ磐石ノ。景色ノ尋常ナラぬヲ見ズナシ。其上ヨ登リテ。國見ヲモ爲玉ヒ。
 且ハさる神々シキ磐盾ふらむからよ。其處ヨ坐す國神ふとも。祭り玉ふべき事
 ナとありテ。登リ給ヒシものなるへ。ハノ秀榮カ説ヨ。神藏山ハ新宮ヨリ二町ハ

かり東南一書に西南あり。社説よ。天照大神と高倉下と二神を祭るといへり。石階を六間はつづのほりて。上は堂ありて地蔵の像を置といへり。それを神倉権現と云て。其外は社なし。この高倉下命の神劔を得たりし處いとなつと云り。と云るよりても。當時由ありて故に登り玉ひなるへし。此山の古とももの見えたるは。熊野権現御垂跡縁記よ。熊野神の事を庚午年三月廿三日。紀伊國無漏郡切部山乃西乃海乃。北乃岸乃玉那木乃淵農上乃。松木本波給。次五十七年過。庚午年三月廿三日。熊野新宮乃南農神藏峰降給云々。とあり。五十七年前は甲戌なれは。年記誤あり甲戌は崇神天皇の書い何人のつとれるよか詳ならねと。天曆後のものふるへしと本居内遠云り。神倉の名義。○仍引軍漸進れよりまた。皇舟よての事なり。次は海中云々とあるを以て知るべし。○暴風。倭名抄は史記暴風漢語抄八夜知又乃和木乃加世。なとあり。○舊訓よるへし。アカラシマセ。いあからさま風ふり。下文は倏忽之

問。皇極紀は急字をアカラサマと訓り。志と佐と通音なり。其意なり。時稻飯命乃歎曰。嗟乎吾祖則天神。母則海神。如何厄我於陸。復厄我於海乎。言訖乃拔劔入海化爲劍持神。三毛入野命亦恨之曰。我母及姨並是海神。何爲起波瀾以灌溺乎。則踏浪秀而往乎常世郷矣。

嗟乎。本は二字を引合せて。阿と訓みたるは。阿の一言よて。本より嘆辭なるものなり。名義抄は嗟をも嗟乎をも共よ阿と訓り。万葉一は嗚呼兒乃浦。靈異記は噫。なほ其外よも例いと多かり。なほ此言の意は。阿々として。阿波禮と云る。時夜鳴の下に云り。波禮も歎辭なる事。催馬樂は多く。阿波禮と波禮と。互みよ通はし云るにて著明し。波の言の嘆辭なるは禮のそれなり。○吾祖則天神。此は皇祖天神をひろく白し給ひしものよて。葺不合尊を申せるよあらず。○母則海神。玉依

姫を申す。次は姨とあるは豊玉姫を申す。○厄我於陸。上は見えたる孔舎衛
 坂まで。皇軍の資給ししことを指て詔ふなり。通證は陸承天神而言有五瀬命
 之厄也とあり。○厄我於海。又云海承海神而言。此暴風之厄也とあり。
 ○抜劔入海。記は稻氷命者爲妣國而入坐海原也とある。今海は入ま
 せらる。いかなる所以とておし慮る。記傳は母命海神の女なれば。己れ其宮
 ままのり入坐て。海神よままを申して。浪風を止しめむと所念す御心よて
 と云るげよとある。とあるへし。姓氏錄右京皇別。新良貴。彦波瀲武鸕鷀草
 葺不合尊男。稻飯命之後也。是於新良國即爲國主稻飯命者新羅國王
 之祖也。日本紀不見。とある今海は入座る神の。新羅國王之祖と成坐る事
 不審。此は姓氏錄の傳の誤れるよて三毛入野命の御事のまひひて。此命と
 傳はりたるものなるへきよし。記傳等よも既と論れたり。さき又新羅の天日槍は
 稲飯命の御末ならんと
 云る説あれども、さき又新羅の天日槍は
 稲飯命の御末ならんと出たる誤りよて神代の事なれば稲飯命よりの前なり。○化爲劔持神。劔と云

義の神代記よ云り。さて記は火々出見尊の海宮より上國よ返つま
 し。時のこととして。即載其和邇之頸。送出。故如期一日之内送奉也。其
 和邇將返之時。解所佩之紐小刀。著其頸而返。故其一尋和邇者。於今
 謂佐比持神也と見えて異なる傳あり。記傳よもいそししくこの神の二つ
 るよあらず。記なるは名義の賜をれる紐小刀と持るよしなり。と云れたるよつ
 きて考る。こなるは上は抜劔入海とあり。海中に入ましつつも。なほ劔を持
 給ふよしの御名とさへたり。通証に蓋呼祖呼母。新大皇無恙。入水而驚
 去。與弟橘姫事同意といひ。此謂漂流海
 外也。與火々出見尊入海。同義もといへるはとある。さて如何なる故にて。今海中は入る劔を抜持給
 ふといふ。此時暴風のけけきのみ非ず。惡魚海獸などもよのものと
 も現れ出で。皇舟を覆へむとせしなるへし。故其妖物等を斬拂ひつ。容易く
 海宮よ幸坐むと。勇み健ひて海に入坐とまを云傳へしなるへし。○灌溺乎。こ
 の事次よ云。○往乎常世郷。記は御毛沼命者。跳浪總坐于常世國と有て。

常世國は渡りまし、所以に記さねど。此時の事も因て。記傳は考へられたる。此時此命の御舟は何路ともなく。遙かたよひて。終は破れ若し覆りたる。たりけん。灌溺とあるも此意ともはる。さてしつ御舟を失ひ給ひし故よ。直よ海上を歩みわたりて。遙なる國は着坐りしふるへ。されし二記とも。浪秀を踏てとある。舟なき故よしつ給ふなるへ。こいへる。まことよしつ聞えたり。さてかの新良貴へは渡りまして。かの國王となりまし。よそあらむ。されしは常世郷とある。た海外の國と云る義にして。當時いまだ新羅貴へ渡り坐し。この知れたるにあらす。常世郷を新良貴と思ひまかふへからす。このことい垂仁紀にも委く云。

天皇獨與皇子手研耳命。帥軍而進至熊野荒坂津。亦名丹敷浦

因誅丹敷戸畔者。

荒坂津。津とあるを以て思ふ。この浦に皇舟泊給ひしなるへし。上よ

皇舟漂蕩とあれど。箱飯命の海へ入まして。祈き給ひし。天皇皇子の御舟は恙なく。此浦まで至りし。帥軍而進とあるよてさる。さてこの次よ。高倉下かこのみえさる。熊野の山よてのよし見えたれ。必この津は御舟泊給ひけんともはる。さて此地のよこの次よ出。○丹敷浦と云處。上よ云る三輪之崎。狭野など云るあたりの海灣を。今も錦の浦と云と國人云り。此説實は然るへし。既と通證は。後拾遺集。錦浦と云處よて。道命法師。名は高き錦の浦を來てみれ。潜むめあす。なかりけり。又錦宮と云。又渚宮といふ。西行法師歌よも。夜もすから沖の鈴も羽ふりして。渚の宮は杵鼓うつ。今濱宮といふ處是なり。新宮を距ること三里許とある。即是なり。これをかの秀榮が説に。錦浦は長島村の一里はかり東なり。此地は昔は志摩國ありしと云る説記傳にもうへなひて。今も熊野の東北の極。伊勢國渡會郡の堺は近き地。錦浦といふ處あり。是彼丹敷浦なる。くまた天皇の大御歌に伊勢之海之云々。とよませ給へる是らと思ふ。此時熊野の地を東北へ行廻り盡て。かの丹敷浦まで幸行なるよしと云れし。甚しき誤なり。また本居内遠の巡幸路次第と云るものに云れし説も。たしかなる証なし。いかも上古の事なれ。さて。是る迂廻なる路を取給ふ。よしもなく。またそれより何の故も

此に坐るよしと云ふ事やなほ次に云ふ。○丹敷戸畔。名義名草戸畔も同一。通證よ。今演宮有二小祠一傳言祭二丹敷戸畔一とあり。此説よらば。此丹敷戸畔ハ。演宮の邊に住居れりけむを。今かこ誅ひ玉ふハ。はしめ熊野神邑のあたりまで進み給ひけん。暴風のたれ。皇舟漂蕩ひて。遙かなる沖中へ放れ出たりけんを。今また吹戻されて。本来し丹敷浦演宮のあたりへ着給ひしなるへし。故そこまで此者を誅ひ給ひ。此より熊野邑よこいよこく定めて。入坐しものと思やり奉らる。よこく地理を考へて。半かこ思ふべし。

時神吐毒氣人物咸痺。由是皇軍不能復振。時被處有人。號曰熊野高倉下。忽夜夢。天照大神謂武甕雷神曰。夫葦原中國。猶聞宣擾之響焉。

聞喧擾之響焉。此宜汝更往而征之。武甕雷神對曰。願奉本行而下。予平國之劍。則國

將自平矣。天照大神曰諾。

此云字每那利。

神吐毒氣。記に到熊野村之時。大熊鬚髯出入即失。また熊野山之荒神と

あり。されば此神ハ荒振神の。假に熊と化れるなり。記の序に化熊とある即此義

あり。重胤ハ丹敷戸畔の化れるなから。其熊を神と云ふなりと云りされとこれハ

丹敷戸畔と見るへからず。吐毒氣ハ。景行記に得神氣。仁徳紀に被蛇毒。

欽明紀に毒害とあり。○瘁。記に神倭伊波禮毗古命。倏忽為遠延。及御

軍皆遠延而伏。とあり。瘁字書に病也とあり。景行紀に瘳臥。是を引て和名

抄に瘳臥和名宇江不世利とあり。記傳云宇平の。○高倉下。下なる兄倉下

弟倉下の訓注よ。倉下此云衢羅餅。とあるは倭て此を訓へし。かの訓注に

こにある。名義とさかならず。栗田氏説は。倉ハ倉庫の倉にあらすして。間備などハの久良に同じ。其地のさま岩窟などありて。久良と云へき地勢なりしなるハ。さて高倉の下地に居しより。高倉下とハ名に負へるならんと云り。又重胤ハ丹後風土記に。伽佐郡高橋郷。本名高橋所。以号高橋者。天香語山命於倉部山尾上。創營神庫。以取藏神寶。設長梯以爲到其庫之料。故云高梯とある。此に依て高倉下命の名ありと云へり。されどこの丹後風土

記云云の疑はしき書なれば証に引出くもあらず。但し高倉の名義はさる言はる
 こゆれど、兄倉下弟倉下なるといづれも庫に縁ありてもさる言はるに
 なり。なほ紀中吉士倉下といふ人もあり。野之口隆正云倉下と書て久羅自
 毛の毛を略さるるにはあらず。その証は。志毛を添ふれり。志毛多なり多を添ふれり
 志多となり都を添ふれり。志都となる。志毛は加微に向ふ詞。志多は對や詞
 志都は本都に對ふ詞なり。足も阿志を添ふ節。さて天孫本紀に。此高倉下を
 も布志を添ふるなり。と云れたる事なり。さて天孫本紀に。此高倉下を
 鏡速日命の子宇麻志摩治命の兄とし。天香語山命天降名手乘彦命。亦
 名高倉下命。御祖は隨ひて。自天降坐於紀伊國熊野邑。とあり。天香山命
 代紀に。通証に熊野社記曰。地主社祭高倉下命。總屋姬命。舊事記曰。天
 香語山命異妹總屋姬命。爲妻。今在本宮後。神名式山城國綴喜郡棚倉
 孫神社。傳云祭高倉下命。萬葉集所謂多奈久良能野是也。とあり。重胤云。
 神社錄にも右の文ありて。地主神社を新宮の下に隸たり。然るに通証は。在本
 宮後とあり。本宮新宮那智共に。其祭神同じき上。本宮にも新宮にも。地主神
 社と申して。また記傳は。或説は熊野の神祇大明神。此高倉下なりといふ
 然も有む。なほと尋ねしとあり。神社錄にも。神祇大明神。相傳高倉下命

得天劍之處也。とあり。諸神名式。越後國蒲原郡伊夜比古神社。大神一
 宮記。天香山命といひ。社説。上古紀伊國新宮神倉大明神。此國へ臨幸
 なり。伊夜比古大明神の御前。名なり。と云るも由ある事なり。又神社錄。高
 倉大明神。在高所祭高倉下命。鏡速日命子也。母天道日女命。熊野神主
 祖神也。掠井赤木長井大山諸村。同神社存焉。と見えたり。ひく處々は祀
 れさせ給ふ事。實に其地主神は渡らせ給ふか故なるべし。また鏡速日命の子と
 云事も。強ひたきか如し。なほと考へ。神主祖神と云事も。猶ま。此神を常
 陸國鹿島神宮攝社と祭らる事もよしあり。其は同國廿八社鎮坐記。板
 神社。祀高倉下命。天香山命の亦名。此神宮は由緒ある事。神武天皇
 御世。布都之御靈を降し給はりつる。依れり。とあり。此神を見目神と申す
 ところ。板の庫。底板の義。見目。紀に阿佐目。さて序は云。重胤云。神名式に。牟婁
 郡海神社三坐。或説は本宮庄本宮村の東八町許。七越峰と云有る。其東

面六十七甲并山腰に在りし云り。然る山中に海神を祭れる事似つぬはしひ取
 たること。此稻敷命三毛入野命の御事なりありし如く。此御時なりを祀
 るに幣入りけむ。海神ハ此天皇より殊に二など親しき神に坐せられたり云り。
 ことなり。○問聖授之響。記に葦原中國者伊多岐佐夜藝帝門理和理
 我之御子等不平坐良志。云々あり。佐夜具といふこと。神代紀に既云り。
 此ハ惡神の荒ひて。如此天皇を惱め奉るを詔ふあり。情此訓注乃奈離二字。
 恐ら行なるへし。○更往而征之通証。燕近曰因神代之先蹤。以命之故
 曰更。ことあり。記云葦原中國者。專汝所言向之國。故建御雷神可降。○
 平國之劍記傳云。平國の段に。記に此刀のこと見えず。されど其時主と氣
 持て功を成たまりし刀に必ありぬへし。死やの建御雷神ハ伊弉那岐大神
 の。迦具土神を新給へる御刀より生坐て。元來知よ察れる神なるなりあり。
 上野三神考云。武甕槌神の平國の時。御所為に。故三十劫。道立子波
 種。生劍前。問其大國主神云々。古事記に見え神代紀に故三十劫。道立子波

植於地。其神靈云々。見たり。但し常陸國土記信太郡下に。昔都大神化道功
 罪て。兵仗を懸く。置て。天上に還身も玉ひし也。布都魂の御。○諸。萬葉集よ
 手格のあり。御の治事なり。○諸。萬葉集よ。正云。世々あるまじに。うつり改まりの
 上の書よ。みむり。古事記に。古今集には。ひびおほはにて。いなること多かり。万
 葉に。すめ神の。神。古本よ。すめ神。日本紀に。みすまると。あるを。萬葉歌集に
 すはる。ある。万葉に。なり。と。ある。古今集に。な。と。い。なる。類。なり。これら。を。た。通
 音。との。み。ま。す。と。治。事。なり。と。い。は。れ。る。な。り。と。云。れ。た。る。か。如。し。即。ち。こ。の。宇。米。と。の
 集。よ。い。こ。れ。を。い。は。れ。る。な。り。と。云。れ。た。る。か。如。し。即。ち。こ。の。宇。米。と。の
 宇。米。那。と。の。あり。と。利。字。なり。其。あり。の。ら。す。○諸の訓注。永享本よ。云

時武甕雷神登謂高倉下曰。予劍號曰。節靈。節靈。此云。赴。屠能。彌多磨。今
 當置汝庫裏。宜取而獻之。天孫高倉下曰。唯々而寤之。明
 且。依夢中。教開庫視之。果有落劍。倒立於庫底板。即取
 以進之。予時天皇通寐。忽然而寤之曰。予何長眠若此乎。

尋而中毒士卒悉復醒起。

高倉下本下字を脱せり。信友校本異本ありと云り。舊事紀補ふへし。
次なるも同じあり。○師靈記云此刀名云佐士布都神。亦名云獲布都
神。亦名布都御魂。此刀者坐石上神宮也。とあり。天孫本紀云。宇摩志麻
治命誅長髓彦。師軍歸順。天皇嘉志節。授以師靈劍。天皇及即皇位。
宇麻志麻治命獻矢。瑞寶。又堅神槍。以齋矣。謂五十櫛亦云。今木。刺。繞
於布都主劍大神。奉齋殿內。五世孫伊香色雄命。遷建布都主劍大神。
於大倭國山邊郡石上邑。又自天受來天璽。瑞寶。同共齋祭。號曰石上
大神。とあり。とて三代實錄。河内國彌加布都命神。比古佐自布都命神。武
門波國阿波郡建布都神社。遠波島遠波郡佐肆布都神社。とあるなり。此
劍の靈を祭れるは。武甕槌神を祭れる御社也。師の義の神代
紀の釋に云り○庫座
河内國山邊郡石上邑。上引る通証。熊野。○蘇之天孫。記

云。故阿佐木余我。汝思持獻天神御子。云々○唯々の應澤なるも。假
名の於々なるも。既神代記云。適寢記よるも。れ毒の中り坐るなり。
○長眠。記傳云。惡神の氣。遠延坐ることを。御目所思賜はて。唯何とな
と長眠しつと所思看て。如此の詔へるなりとあり。とて那賀伊の伊。寢る事な
り。分ていへ伊の目を閉るを云。彌の靡さ臥せるを云詞なり。○士卒悉復醒
起。天皇の忽然。寤給ふも。御軍人どもの悉と醒るも。みふ此神劍の奇異。靈
よそありける記。故受取其橫刀之時。其熊野山之荒神皆爲切仆。其感
伏御軍悉寤起。とあり。肥傳云。自とあるは心を著へし。
未切なるは自切仆るなり。なほ舊事紀より。天孫
得劍日増威稜。とあり。

既而皇師欲趣中洲。而山中嶮絕。無復可行之路。乃樓
不知其所跋涉。時夜夢。天照大神訓于天皇曰。朕今遣

頭ハ咫鳥宜以爲郷導。果有頭ハ咫鳥。自空翔降。天皇
曰。此鳥之来。自叶祥夢。大哉赫矣。我皇祖天照大神欲以
助成基業乎。

中洲の洲字。集解は州とあるよりし。○山中峻絶。熊野より大和へ踰幸る山路
あり。其の何れの邊の山中ならむと考ふる。まづ此時の幸行の路次を辨へて。後
其地をも云へし。此時の幸行は。此紀より熊野より大和國菟田に到坐るまで。
中途を省きたる故也。今何處を通り給へりとも知られざるか如し然るは記より
從其ハ咫鳥之後。幸行者。到吉野河之河尻とありて。中途を省へし記一
たれり。いさ詳なり。然るに記傳にこれを疑ひて。吉野は幸行せるは。紀に別時の事
て。彼紀伊國の東北の極なる。錦の浦と云處より。伊勢の大杉谷へかゝりて。吉野へ
越坐るなるべし。大杉谷と云は。多氣郡の西の極にて。甚山深く。西方は吉野川の源
なる。大盛原へ續きて。今も土人の吉野へ越る山路あるなり。是を東より西を指て物
たる路は。後世に實有る事と考ふるに。合ふこと。處紀に於て。吉野を遷玉なる事を見流

す。然れども地理を思ふに。吉野の東方の山奥を経て。宇陀へ出坐りとするを疑
りて。聞ゆると云れたれど。甚しき非事なり。かの錦浦の事を既辨へ云れたるに。此
説ハかの伊勢國の堺なる錦浦を熊野の丹敷浦と思まかへしより。記の傳は。あらぬ
疑のおこれるなり。さて其路次とて。次々云れたる地理など。たゞかの背負日とある
方位をのみとらへしにて。一も証あることなし。其説とも。のめたりかたきを。おもひて本
居内遠か。巡幸路次辨に。路次を考出たる。一木島を。ニヤヤなりと。新鹿をア
ラサカと附會せしのみにして。何の據もなし。又記傳に。此紀を疑て。吉野の幸行を
此時の事に。あらずと云れたれど。かの井光と云。逢給へるは。此時の事として。後
に再吉野に幸行せり。と見んに。更に妨なし。か。れ。今。その。説。に。あ。ら。ず。
して。記。の。文。を。路。次。の。郷。導。と。な。し。は。其。國。人。の。此。め。た。り。の。こ。と。と。く。知。れ。る。ま。の。め
たり。よく。聞。て。
定めたるなり。さて其のまづかの熊野荒坂津。亦名丹。より。新宮神藏を歴て。熊

野川は添つ。止れ。即熊野本宮なり。そこは地主神高倉下。社ありと云へ。か
の節靈劍を天皇は獻す。此中間ありぬ。このめたり。今こそ途も開けたれ
荒山中なりけん。無復可行之路とあるにても。ささかりとおもひやり奉られたり。か
の後醍醐天皇の元弘年中。大塔宮護良親王が。紀伊國熊野より。大和の方へ
物して。數日の間。甚く路を艱み給ひ。からくして。十津川に至り給ひしを思やるに。其
其頃となりて。この路次のかゝるを。まして。此御世の頃。のありさま。測り奉るべし。
其處より大和の方へ。物する道は。今の伏拜み果無などの郷々を通りて。吉野
郡十津川。庄を出つ。十津川の熊野川の源あり。行く路にて。今はや。ひらけたり。

それよりまたあまたの郷々を歴つて下れり。宇智郡阿陀に到る。これ即記よ吉野河之河尻と云る處なり。これ阿太養鶴部とてそれより吉野川の流よとひつり。か住めりし地なり。川上の方よ至り國標を通りて菟田よ幸行し、路次の事ハ下に云。○棲遲私記の古本は左末。垂仁紀よ。進退字をシシマヒとよめり。續紀の詔よ進母不知退母不知といへる状よ甚と路よ惑へるを云也。景行紀にも棲言義慶の進をよめり。○天照大神訓于天皇。記よ。於是亦高木大神之命以覺白之。天神御子。自此於奥方莫使入幸。荒神甚多。今日天遣八咫鳥。故其八咫鳥引道。從其立。後應幸行。とあり。夢といはれども。此紀よ依よ。此も大御夢よ論給ふなり。○頭八咫鳥。八咫の事ハ既よ神代紀よ云り。とてこの鳥ハ古事記序また姓氏錄よ大鳥とありて。尋常のよ似す。いと大きな鳥と通えたるを。全駁の大きを其頭よて知らせて。頭字を加へて書りしものと見えたり。頭ハ八咫ありなんよ。其駁ハけよ尋常の鳥とい。甚と異ふるへし。和名抄に歴天記云。日中有三足鳥。赤色。今

按文選謂之陽鳥。日本紀謂之頭八咫鳥。とあると心得す。姓氏錄山城神別。鴨縣王。賀茂縣主同祖神。日本磐余彥天皇。武。證神。欲向中洲之時。山中峻絕。跋涉失路。於是神魂命孫鴨建津之身命。化如大鳥。翔飛奉導。遂達中洲。時天皇嘉其有功。特厚褒賞。八咫鳥之号從是始也。と見え。山城風土記よ。可茂大神。御社稱可茂者。日向曾之峯。天降坐神。賀茂建角身命也。神倭石余比古天皇之御前立坐而。年中行事抄所引秦氏本系帳にハ此十四字无。宿坐大倭葛木山之峯。自彼漸遷至山代國岡田之賀茂。云々。娶丹波國神野。神伊可古夜日女。生子名曰玉依日子。次曰玉依日賣。玉依日賣云々。玉依日子者。今賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。記傳云。風土記に依れハ此八咫鳥神ハ愛宕郡の賀茂上社別雷神の御外祖父。下社御祖神の御父なりけり。さて此神此度天より先日向曾峰に降着たまひて。其より東方に來坐て。此鄉導をなし給ひ。天皇中州に入竟賜ひて。後葛城峰に行坐し。其より山代へ遷坐るあり。式に山城國相樂郡岡田鴨神社。天月次新嘗。和名抄に同郡賀茂郷と云れたり。されど栗田氏說に。御祖神社二座と式にあり。其一ハ御祖にます多々須玉依姬。其一ハ建角身命にます。即八咫鳥神の御本神ハ此も祭らるなり。然るを其御父神なりと云てハ。疑しきやうあり。云りざることなり。古語拾遺よ。賀茂

縣主遠祖八咫鳥者奉導宸駕顯瑞菟田徑といへり。然るに記紀にも賀茂縣主の遠祖と云と見えす。此事は二一年の下に云續紀は慶雲二年九月置八咫鳥社于大倭國宇太郡祭之とあるに候に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるべし。此社今お社と云て鷹塚村に在と云り。又釋紀に賀茂建角身命大和國宇陀郡八咫鳥神社山城國愛宕郡久我神社同國同郡三井神社以上鎮坐三箇所とあり久我三井二社も式に載て三井社の殊に名神天にて月次新嘗に預りたまふ。

是時大伴氏之遠祖日臣命帥大來目督將元戎踏山啓行乃尋鳥所向仰視而追之遂達于菟田下縣因號其所至之處曰菟田穿邑穿邑此云于介知能務羅于時勅譽日臣命曰汝忠而且勇加能有導之功是以改汝名為道臣。

日臣命姓氏錄左京神別大伴宿禰條。高皇產靈尊五世孫天押日命とあり。若京高志連條。高魂命九世孫白臣命とあることな合せて考れば此命

天押日命の玄孫なりまた右京大伴大田宿禰條より高魂命六世孫天押日命とあり。これによらば天押日命の曾孫なり。されどこれも五世孫とある本われい。さて。記は木久木命とあるも。此神の亦名なること。神代紀天忍日命の下に注へるの如し。○師大來目督將元戎拾遺より帥督將元戎とのみありて。大來目といふ事なければ。其は畧けるまで。大來目部の元戎なり。拾遺古本に帥字なし。さらば帥大來目の事ハ神代紀に云り。元戎ハ大戎と漢籍とあり。○菟田下縣伊勢風土記。天日別命神倭磐余彦天皇自彼西宮征此東州之時。隨天皇到紀伊國熊野村。于時隨金鳥之導。入中州。而到於菟田下縣。云々和名抄より大和國宇陀郡これなり。此郡内は今宇陀といふ邑もあるなり。万葉に宇陀の大野。宇陀の真赤土などあり。さて舊訓縣をコホリとよめり。こほり阿陀多と訓へし。阿賀多の事ハ。下の猛田縣主の下に委と云へり。さてこほり。拾遺は顯瑞菟田之徑。姓氏錄は遂達中洲とあるみな此地なり。かれこほり八咫鳥の社あり。上より引り。○

曰菟田穿邑。記曰其地踏穿越幸宇陀。故曰宇陀之穿。記傳云踏穿越とハ八咫鳥の翔りゆく導のまじく道もなき荒山中を行通り坐るをいふ穿とい常は物に穴を鑿て面より背へ貫通するを如く此方より彼方へ路ある地を行通り貫け坐る意なり穿字通也貫也と字書にあり。此紀は踏穿と云ふこといひふり。因號其所至之處。曰菟田穿邑とあること。もといありしハ略かりたりこと知られたり。

て上よも云る如く。吉野川上ふる國標あり。菟田下縣は達り坐る。其路次を考ふる。國標ハ今も國柄庄とも云ひて。吉野川の川上あり。此地の事詳。今の心を以て思へ其處まで至らすとも。上市など云渡を歴れハ大和國中なる。十市郡高市郡などの方より出る路あれ。今ハ其をいよそにして。國柄の龍門庄など云る地。なほ奥深き山中なる。樵夫の通路なるあらぬ峻路を道と云ふ踏通りて。國人にまじく此間山脈つゞきいと險しけれと。宇陀郡なる穿村へ幸行るなり。さるハ既と十市高市の郡などの方より向ひて。中州へ入坐へきなれとも。穿とも踏穿りて。居れるも一聞食て。この事ハ次々に見えたり。其方へハ幸

まます。なほ東の方へ。向幸まとい。一よハかの背負日云々。と云事をおもほしめり。一よハ虜ごもの強き方を避給ふともある入し。さて穿と云ハ右の路もなき山路を押分踏通り坐るより云るなり。この穿といふ事を熊野より大和へ入ぬらハこの宇陀郡の地名となれるよしなきをも思へし。さて記傳云。今世よも宇陀郡ハ宇賀志村と云あつ。日張山のもとなり。これ此兄弟宇賀斯の住し地なるへ。然れハ曰宇陀之穿とあるも。實ハ宇賀斯なるを。宇賀知と云こと。音の近きにつきて。かの踏穿も越ませる故事よりて。穿と名けたりと。語り傳へたるものなる入し。されハ穿邑と云ハ世間ハこの故事を語り傳へたるのみの地名にて。實ハ其處よてハ。初よハ宇迦志邑と云けむことあり。○能有導之功。を水戸本永享本集解舊事本紀ともよハ。有能導之功とあり。本ハ寫一誤りて。轉したるものなるへ。○爲道臣ハ名義明らか也。繼體紀の詔。道臣陳謀。而神日本ハ盛云々。延喜六年竟宴歌。此命彌知乃於牟迦斯佐斗豆曾我那毛岐微波多末比斯。二三の句の際に道臣となち入たり。意を意年とよめるハ音便なり。

Faint vertical text columns, likely bleed-through or secondary text.

日本書紀通釋卷之二十三

飯田武鄉謹撰

秋八月甲午朔乙未。天皇使シメ徵ミコト兄イニ猶ヨド及ト弟イニ猶ヨド者。猶此云ニ是

兩人菟田ウサノ縣之魁帥ヒトコノカミナリ者也。魁帥此云ニ比時兄猶不ス來。弟猶

即詣至。因拜軍門而告之曰。臣兄イニ兄イニ猶ヨド之為逆狀也。聞天

孫且到。即起兵將襲望見皇師之威。懼不敢敵。乃潛伏

其兵イニ權カカリ作シ新宮ニ而殿內施セ機欲ス因請饗以作難。願ハ知ヒ此

詐善イナフ為シ之備。天皇即遣シ道臣命ミチノミコノミコト察ミ其逆狀。時道臣命審

知ヒ有シ賊害之心。而大怒詰ツク噴フ之曰。虜爾所造屋。爾自居之

此云ニ 因^{ツル}案^シ劍^ヲ彎^レ弓^ヲ。逼^シ令^ニ催^ス入^ル。兄^ノ猾^ニ獲^テ罪^ヲ於^テ天^ノ事^無所^ニ辭^ス。乃^チ自^ラ踏^リ機^ヲ而^シ歷^シ死^ス。時^ニ陳^シ其^ノ屍^ヲ而^シ斬^ル之^ヲ。流^シ血^ヲ及^テ踝^ヲ。故^ニ號^シ其^ノ地^ヲ曰^ク菟^ノ田^ノ血^ノ原^ト。

未^レハ二日^{ナリ}。○使^シ彼^ノ兄^ヲ猾^ト云々。記^ス云^フ爾^時於^テ宇^陀有^リ兄^ノ宇^迦斯^弟宇^迦斯^{二人}。故^ニ遣^シハ^ズ咫^鳥問^フ二人^曰。今^ニ天神^ノ御^子幸^行。汝^等仕^奉乎^於是^兄宇^迦斯^以鳴^鑼待^射返^其使^故其^鳴鑼^所落^之地^謂訶^夫羅^前也^とあり。宇^迦斯^ハ地名^ト依^ルる^名なる^入き^{こと}。上^ニ記^傳の^説を^擧て^云ふ^{こと}。國^人云^フ。今^ニ高^見山^ト云^フ山^{あり}。今^ハ吉^野郡^ニ屬^せれ^{ども}。古^ハ宇^陀郡^{なり}。此^ノ山^ノふ^も即^チ穿^村なり^{。此}高^見山^ハい^はし^へ兄^ノ猾^ノ住^ミ跡^{ナリ}と^て石^窟殘^れず^{。其}の^山ハ^最も^高き^山と^す。太^和の^國内^ニて^ハ。何^方と^も見^ゆる^山なり^{。其}嶺^を堺^にと^して^ハ伊^勢國^{あり}と^云ふ^{こと}。記^傳云^フ。上^文の^穿て^る地名^と。此^ノ宇^迦斯^てふ

人名^との^元來^別なる^{こと}も^思へ^{ども}。其^名甚^近け^れば^{。か}に^かく^も別^はい^わら^しこと^思ふ^{。今}の^現よ^も宇^賀志^村あ^れば^{なり}。又^今の^宇賀^志村^ハ。此^ノ兄^弟宇^迦斯^ノ住^ミに^因て^{。後}ハ^{地名}とい^なれる^{こと}。彼^穿ハ^由ある^にハ^非し^{こと}も^思ひ^ます^{。穿}を^訛て^宇賀^志と^なれる^{こと}。人^名と^ハ別^{ある}こと^も種^々と^思へ^{ども}。猶^此人^名も^今の^村名^も。彼^穿も^別事^とハ^聞えず^なむ^{。此}人^名。書^紀に^猾字^を書^るよ^依て^{。師}ハ^{地名}と^非す^{こと}なり^{なる}意^{なり}と^言れ^つれ^ど。然^にハ^非す^{。彼}猾^字ハ^兄宇^迦斯^ハ不^服る^爲人^とよ^就て^{。書}れた^るもの^よて^{。必}しも^宇迦^斯て^ふ言^の意^ハ依^る字^ハハ^非す^{。兄}ハ^猾なり^{こと}も^云へ^{けれ}。弟^ハ天^皇へ^忠仕^奉り^しもの^を争^ハハ^猾なり^と云^ふ。八^十建^をも^書紀^ハハ^八十^數帥^と書^れたり^{。是}も^此人^不服^る爲^人と^就て^{。當}ら^れたる^字なり^{。多}祢^流と^いは^し勇^猛き^{こと}も^あれ^{。數}字^の意^ハなし^{。天}智^天皇^の御^子。建^皇子^と申^す坐^り。皇^子ハ^數帥^の御^名を^付奉^むもの^か。此^等の^例を^以て^も。猾^字ハ^必しも^言の^意に^非る^{こと}と^思へ^{ども}。

あり。○魁帥上は首字をともり。人子之長の義なること既云り。注の彌を本
 彌とあるハ誤なり。今は永享本は據る。○施機。記ハ押機と作り。記傳云
 此物は下文ハ踏機而壓死とある如ク。人を欺て殺む爲。然りげなく見せて
 踏は覆り墮入て。壓れ死ぬと構たる物なり。和名抄敗獵具。漢語抄云。鼠
 弩一云鼠弓於之とある。是は鼠を取む料の押機なり。又天武紀施機槍と
 ある。機をばフムハナチと訓れども。踏發フミナチの此も於志と訓へし。獸を取る押機
 なり。今世ハ於登志と云。又處よりて許夫知とも云り。○凡て機と稱ふ具
 あり。施ハ記ハ張とあり。古言ふるへし。○作難を。マチトラムトスと訓るハ
 古事記ハ將待取とあるハ依れるふり。○詰噴本ハ詰を詰に作るハ誤ふり。今
 改む。○爾。記傳云意禮ハ。人を賤しめ詈る稱なり。宇治拾遺物語にやうれた
 あり。○彎弓。弓引擬なり。麻迦那布ハ記ハ今古合麻迦那波とあり。字鏡
 擬。擬也。度。速。力。加。奈。不。字書擬。掃度ハカリヘカシ以待也と注せり。今も此意なり。○催

入。記ハ追入とあり。彼機を設置る殿内へ。兄猪を追入るなり。○兄猪獲
 罪於天事無所辭。ハ記者の辭なり。中昔の物語書に。草
 兄猪曰云々とありて。猪ハ詞とせるハ誤なり。また本ハ罪字の下に。兄字あるも
 行なり。諸本ハ无を宜しき。さて本ハ天をキミと訓るハ。記傳も云れたる如ク。
 古の道をも辨へ知れるものなり。漢籍に。臣以君爲天と云事あり。また下文に
 同し。○流血没踝。景行紀も血流至踝云々。血流之處曰血田也とあり。
 倭名抄踝和名豆不奈波。俗云豆不々之足骨也。特谷氏曰。神武紀。景行紀。
 圖心方。踝訓豆夫不志。並與此合。新撰
 字鏡。又跌訓豆夫不志。又豆夫奈支。通証。豆不々之蓋圓節也。今俗云
 豆久不之。と云り。されど流血没踝ソツナキハ古言よあらず。漢籍より出來ハ文
 字なれハなり。魏書に出と通証云云。○血原ハ。大和志ハ在上田口村。と
 云り。今もたしかある處ふりと國人云り。ハの高見山遠らぬ地なりと云り。○記云。爾即控出
 斬。故其地謂平陀之血原とありて。血の流れたること云ハされども。斬

記傳云云のつらきなり。記傳云云。

牛酒

已而第猶大哉。牛酒以勞饗皇師焉。天皇以其酒。班賜
軍卒。乃為御謠之曰。諸此云云。多預彌。于儂能多加機耳。辭藝和奈破
蘆。和餓末菟夜。辭藝破佐夜羅孺。伊殊區波辭。區旄羅佐夜
離。固奈彌餓。那居波佐摩。多智曾摩能。未廼那鷄句鳩。居
氣辭被惠彌。宇破奈利餓。那居波佐磨。伊智佐外幾。未廼於
朋鷄句鳩。居氣儂被惠彌。是謂來目歌。今樂府奏此歌者。
猶有手量大小及音聲巨細。此古之遺式也。

設牛酒記傳云云。漢籍は飲へる酒色の文なり。我國にてこそ。かかる饗なごも。

牛肉を王にすれ。皇國として。古へも今も。無きことあり。天武天皇の御
世。牛馬肉を食ふことを禁められし。や。後。民間など。食し者もあり
つらむ。上代より。な。縦ひ食し者。稀々ありし。もあれ。かかる
大御饗など。用ひし事。決して無きことなり。ゆめ。虚文。な。惑ひ。と云り。此二
字。永享本。牛酒。此云。師子左介。とあり。此。よろし。或説。牛は。実字の誤。な
らむ。と云り。次。酒。実。とある。よ。る。に。も。ある。へ。し。○為御謠之曰。記。然。而
其弟。宇迦斯之。獻。大饗者。悉賜。其御軍。此時歌曰。とあり。記傳云。此時。ハ
此御饗の物を賜はりて。皇軍士等の宴飲遊ふ時なり。此歌ハ。此宴。御軍士
等の歌へるなれども。天皇の作。坐る大御歌なる故。書紀。御謠。ハ。云。る。なり。
とあり。とて訓注。三島本。御此謠云々。とあり。○于儂能。記傳云。三言の句
なり。次。連。ね。て。七言の。句。と。す。る。ハ。非。多。加。機。耳。守。部。曰。宇。陀。之。高。城。よ。り。多。加。機。は。多
伽山の意。機は城。とて。此は。敷。師。等。の。要。樞。を。構。へ。て。栖。け。る。故。よ。し。か。詔。い。し。

あり。古と機を云ふ。大なる宮城をいひ。小は箱城を云ひ如し。猶櫛ハ奥
 城。牧城は馬城なり。山の城も是に准ふべし。古事記歌にみゆるの多迦紀とある
 ぬみのこの柵符紀離属とあるも大宮の構のあり
 し故なりたさなる山を城といふることなし。と云り。○辭藝和奈破盧。記
 傳云。鳴鶴張ふりと契沖云。鳴を取むて。鶴を張置を云り。とて此句ハ。兄
 滑の機を構へて。落し入奉むとせ。小謀を。鳴取むて。鶴張置は譬て詔へり。
 と契沖云りあり。○和歌末菟夜。記傳云。我待よて。鳴の罹るを待たり。夜は
 高行や牟別。打や粟。咲や斯花。ふこの類の夜よて。待や鳴と。次の句へ續て我
 なり。此句を上句へ着て心得るハ非
 なり。此句上句ははると切れたり。我は此鶴を張れる人の我よて。己が待鳴ハ
 と云むの如し。とあり。○辭藝破佐夜羅彌。記傳云。契沖云。鳴者不障なり。波
 と夜と同韻よて通ふ故也。障を佐夜留と云り。万葉五。何の佐夜禮留とよめ
 る。とて此の障ハ羅るなり。俗ハ物ハ觸るを。佐波留と云と同一と云り。此説
 の如し。又萬葉五。許長爾佐夜利奴ともあり。○伊珠區波斯ハ。磯勇細ハ

て。鯨を呼出入枕詞なり。伊曾奈とハ。磯は依來る魚を本よて。漁を爲し。釣を
 する業ハ。いつれもあれども。まづハ磯なるハ便利よきまは。其魚取を磯魚取と
 いひ。其業するを磯をすと云けるあり。今昔物語廿九に貝拾ふことを讀よ
 出て磯をまける。とあるをこれなり。又紀
 中。及萬葉歌。異令隣等利宇彌とも。鯨魚取淡海之海とも。つけたるも磯
 魚取なり。またまたなりも。いすなごりのいを略けるなり。されハ伊曾奈とハ。た。漁
 とれる魚の名たるを。鯨は連けそめたるハ。守部も云れたる如く。鯨ハ海王と云如
 く。諸魚の中。最名細き大魚なれハ。細字ハ心つとへし。とて萬葉ハ勇魚と
 書たる勇字ハ。た。異令と云言に訓を借たるのみなり。又鯨魚と書たるハ。恒ハ伊
 珠區波辭鯨と連け習へる枕詞より。轉りたるよて。波流比能春日。登夫等利
 の飛鳥の類なり。鯨を勇魚といひ。ハあらず。○區旒羅佐夜離。記傳云。鯨
 障よて。鳴鶴へ鯨の罹れると云なり。如是譬たる意は。思ひかけぬ大軍の來て。
 小謀の違へるとあり。和名抄。唐韻云。大魚雄曰鯨。雌曰鯨。淮南子云鯨

鯨魚之王也。和名久知良と見ゆ。さて鴨の小さきに對へて云むは。大は猛き物
 也。鳥も獸もあるべき。縞は似つむいしからぬ。海物の鯨をしも。作賜へるは
 徒ら大なる物を擇出賜へるのみは非ず。此を此大饗の御饌物の中。鴨と鯨
 との有しと就て。即其物に寄せて詔へるなり。然らざれば。縞に似て此句。記に流を
 離れ似つかす。流の方を優れるとあり。○固奈瀨鏡。守部云。婿之なり。名義は着馴女伎と固
 米と瀨と通音よて。那
 禮の禮の省れるなり。の意なり。そは神樂歌植
 春。和禮乎支天。不多川万止
 留也。こよりりやうよ。古、妻妾となく。二妻持りし世より。萬葉七よ。おほよ
 そいられもむい下は服て。ふれよ衣をとりて將着やも。また。これなぬのこそ
 めの衣下は着て。上取着はことふむむのも。十一よ。紅のこそめの衣を下は着い
 人の見まこよほひ出むむも。又答。衣しもおほとありなんをりかへて。きたはや君
 かおもむすれ而有。ふとやうよ。其二妻を衣は比へて多とよみ習へりし故は此名
 にあるなり。さて新撰字鏡よ。婿古奈瀨彌嫌字波奈利とあるも。本よりの妻は。家

戸主なれば。君は從ひ。後は持副たるは。兼用の義以て。兼は從へるなり。倭名抄。
 前妻和名毛止豆女。一名古奈美とあり。○那居波佐庶。記傳云。魚乞者な
 り。乞者を乞佐者と云い。古言の格也。立を多々須。行を由加須な
 といふと同し云さまなり。守部云。此
 は世に夫の獵漁は出つれは。家なる妻子は。其獲物を待乞へるらひと就て。如
 此詔ふあり。さて魚を那と詔ふも。御饗は就ての御詞なり。其を恒は守乎と
 云を。釣時ハ魚釣といひ。猪も常ハ章と云を。獵の時ハ斯々と云て。鹿をも兼た
 り。春草も恒ハ和加久佐と云を。食料の時ハ和迦那と云。筍も常ハ多杯能古
 と云を。食料の時ハ多加米那。後世多加牟那。又多加
 守那など云ハ音便なり。と云。例のこころしとあり。
 ○多智曾廉能。守部云。立楓枝之よて。實と云む枕詞なり。多知は。木立立
 木など云立よて。植りて立有を云。曾廉ハ。和名抄ハ唐韻云楓枝。木名也。又
 四方木也。和名曾波乃木。とある是なり。但説文ハ。楓枝也。徐錯字解云字
 書三枝爲楓。音姑。唐韻云。枝四方木也。と注して。本木の標のことなれば。其

木の名はあらざれど、此木漢名鬼箭と書字の如く。箭は似たる皮の幹も枝も付て、稜のある木なるからに、姑く楓稜字に當たるなり。仁徳紀に、柳素磨能紀とあるも、箭楓稜の意に聞る、此同木なるへし。枕冊子、木はと云る中に、その木はしと云る中、心ちすれど、花の木とちりはて、おしなへたるみどりになりたる中に、時をわがす、濃きもみちのつやめきて、思ひか氣ね青葉の中より、さし出たるめつらしと云り、かくうるはしき木ありければ、今の俗に錦木と云り、又、ひとて此木、甚小細ふる赤き實、矢筈とも云る、いかの箭羽に似たるより、云名なり、ひとて此木、甚小細ふる赤き實、成れども、次の杵は對て、實の少き序は取出たまひしよこそ。○未廻那鷄句塙、上よりの連き實を受て、言の意は、肉の少乎なり。此句記は、微能須那祢久表、とある本ありといへば、武郷云、縣居翁校本古事記に、此御歌、須入ナケツチ、に考へ置れたる説にて、さる古本のありしよ、こゝも須字脱しものならむ、少きを須那波と云と、倭名抄も、少納言、須奈伊毛乃万宇之、又少辨、須奈伊於保止毛比とある。此等の須奈伊ハ、須奈伎也、少の音使ふるを以て知るへし。さて鷄句ハ句と約り、鷄伎ハ伎と約るを、古言ハ通はしいへり。○居氣解被惠補、記

よハ許記志斐惠泥とあり、記傳云、紀ハ紀を氣と書り、氣はケの假字よて、紀よもケのみ用たれい、ケハ訓へきひとも思へど、凡て紀の假字ハ、吳音を漢音をも用ぬ、一字を三音四音よも通し一用たれい、此字も漢音を取て此はキと訓へし。とあり、一句の意ハ、字部云、被之押ねよて、かの肉の少き骨からの處を、扱て弄取れと云なり、居氣ハ万葉ハ、袖は古寸入つ、十八よ、多麻古伎之伎豆、など多とよめる扱なり、稻などをいふと云も同一、辭ハ助辭、被惠ハ字鏡に、扱拵弄等の字を訓て、肉を弄き取ることなり、即今の言ハ閉具と云るも、比惠具の約り、比惠ハ開と約れり、又惠具留と云も、押鑄の上略なるへし、竹刀を今閉良と云も、比惠良の約れる事ハ、上の比惠具の例の如し。私記に、竹刀を阿平比衣、と訓るハ、衣の假字違へり、言ハ意ハ、斐ハ屠る減すなど云波閉は通ひ、惠ハ割る折る等の、和衰は通へる以て准へし、泥は云々爲よと、令する辭なりと云り。○宇破奈利鏡、又云嫌之なり、名義ハ着馴女の條よ引し、万葉歌等よ據るよ、彼下よ着し衣本の上よ、

今一重のさし着る心よ。上たはり妻の略かりたるよ。あらむ。和名抄。前夫之
 太乎後夫宇波乎とある。此上天下夫の稱は准ふへし。かて此こなみうなり
 事。檜垣集又大和物語等。一人の男のこなみとうなりを率て來事。出
 たるを以て。現在なる妻等の稱なることをさるへし。倭名抄後妻宇波奈利とあ
 り。○那居波佐磨。上なると同一。○伊智佐介幾。守部云最榮樹なり其木
 は。和名鈔。於漢語抄比佐加木とある是なり。比佐加木の實榮木の轉して
 赤とろと紫はみたる實の。多と成ゆゑ云即今俗は毘者加紀と呼たるも實榮
 木を記れるよ。世にしかり。實の多き木なるから。次の御句の連けある
 なり。かて其を最榮木と一も詔ひたる。此木隠りに圓の繁りて。其形さへ
 えもいはすよき木なりけれ。賢木の種類多きの中は最てふ名は負りしなるへし
 最の最前などの伊夜と云に通ひて最一の意なり。伊知
 婆夜岐の。最進の義。伊知浦呂岐の。最白の義なり。次々の御歌は合せて思ふ
 よ。此等の木とも。殺けてしめらで。その御時其處の山に生てあるを所見行

まよ。うけを給ひし。あり。○未進於朋鷄句場。又云。肉之多乎
 て。上の未進須那鷄句場と對し。○居氣儂被惠彌。幾許拵にして。
 是のあまた拵取と詔ふなり。居氣儂は万葉に己伎太。己伎婆久。許己太久。
 又曾己良久曾許婆。たのむな國言たり右の言ともを。真字は幾許と書て。
 卷々よいと多し。記傳云。抑此言は。本物の數の多きことなれとも。阿麻多佐
 波爾などいふは。聊の異として。伊加婆加理加。といふことなる故。幾何とて
 書るなり。万葉四。幾何思ひゆりか。云々。是のいかはかりと訓し。五卷に伊加
 かも。幾加利と云あり。又及にわか。せと。二人見ませ。幾許か。此降雪の
 まし。て。其いひはかりの云。數の多きなり。云言なるを。轉して甚しき意
 も云るなり。懸しと云。懸しと云。いかに。か。懸しと云。ことにて。其。て。又。正
 一と數の多きこと。云ら。万葉五。妹の雪。か。も。ふる。見る。ま。許々。陀
 母ま。梅の花。源氏物語。許々。又曾許良。な。是なり。て。此の許
 紀陀。伊久良母。いふ言。然云。幾ほ。多。といふ意なり。と云り。

守部云。一編の大意は。此たひ兄翁の押機を張て。捕むるに其小計策を。

此献れる御有り。鴨と鯨を以て比喩し。此宇陀山城は鴨を以て。

額を張る雁の如く。額主翁の待居る。其待鴨を羅りて。意設けの皇軍

の大なる鯨もかりし。世は漁夫の妻子等の魚を待乞らるる。

等皇の各持らるる妻の。若待ては後の持ふとして。今の厭ふるは。

婿よ。肉の少き骨敷の處は板せぬ。又七の下情は。思ひに。

よ。肉の饒むる處を。また取せぬ。可憐者。此れは。戯れを

せ給ふたり。此は。解得る。記す。此下も。皇々志夜

胡志夜。能者伊基。阿々志夜胡志夜。此者嘲るある文あり。

云り。此は右の歌を歌いし。來目舞を舞ふ時の。樂の拍子あり。

なり。是は。阿々志夜胡志夜と云。樂の時。皇軍を慰め。玉の舞の状を爲

すなり。此事は。大。注。此者伊基能者曾と云。思慰と云事。皇軍を

慰勞し玉ふあたり。此者嘲者笑也と云。鮮笑ふ。歌の甚しきなり。此

二の注の意記傳の説い甚く非ふり。此事は別は委と辨へ置けるものあり。

此舞の詞を。此紀は忍坂の大室権の梟帥を。平らけ玉ひ一時の。其

由いこよ云へ。○來目歌。のこ下見えたり。○樂府。和名抄。雅樂寮

の訓字多麻比乃都加佐とあり。こをまか訓む。トモノアカリと訓る。

樂府よあたらす。さて記傳も云れし如く。雅樂寮。大歌所。樂所。内教坊な

この類。皆樂府と云へし。上代もも官所あり。○手量大小。來目

舞の状を云るなり。來目舞の事。下云。記傳云。手量ハ舞の手の動と量なり。

大小その手を大と動む。小と動す處このあるをいふなり。とあり。拾遺は伸

手歌舞とある同し。手の屈伸の度あり。通証に。手量謂。拍子。有。手拍。○

音聲巨細。通證云。甲乙節奏也。あり。按。三代實録。貞觀元年十一月

手歌舞とある同し。手の屈伸の度あり。通証に。手量謂。拍子。有。手拍。○

音聲巨細。通證云。甲乙節奏也。あり。按。三代實録。貞觀元年十一月

十六日丁卯大嘗。十九日庚午。撤去修紀玉基。兩帳。天皇御豐樂殿廣
廂。宴百官。多治氏奏田舞。伴佐伯兩氏久未舞。安倍氏吉志舞。また大嘗
會儀式。巳日奏田舞。午日伴佐伯兩氏率舞人。入自儀鸕門。就中庭
床子。奏久未舞。退出。次安倍氏奏吉志舞。有手量大小及音聲巨細。
こあるは據れ。久未舞を奏する時。手量大小音聲。巨細ある事。大嘗會午
日豐明節會の時の事。ふるか如し。古人も志か見られたるは故。此樂府を古
くとロノアカリと訓て。通証も。樂府所謂豐明節會也。と説れたり。され
こ上古の久未舞。必大嘗會のみ限るへともおもはれは。なほ上よ云るか如
なるへし。既。天平勝寶年中に。佛事
の庭に舞せられしことあり。

是後。天皇欲省吉野之地。乃從菟田穿邑。親率輕兵。巡
幸焉。至吉野。時有人出自井中。冠而有尾。天皇問之。

曰。汝何人。對曰。臣是國神名爲井光。此則吉野首部祖也。

更少進。亦有尾而披磐石而出者。天皇問之曰。汝何人。對

曰。臣是磐排別之子。排別此云。此則吉野國標部祖也。及

緣水西行。亦有作梁取魚者。梁此云。天皇問之對曰。臣是

苞直擔之子。苞直擔此云。此則阿太養鷓部始祖也。

吉野ハ記傳云延斯怒と訓へ。記朝倉宮段大御歌。此紀天智卷の童謡。
余伎を曳波と云へれば。吉をも延斯とも云て。古ハ此地名をも然そ呼けむ。
万葉十八にハ。與和名抄。大和國吉野郡吉野與之乃とあり。とて記ハ。熊
野の與て道は迷ひ玉へる時。高木大神の御教覺よりて。從天八咫鳥を遣
せ給へる。其八咫鳥の後より幸行ハ。到吉野河之河尻。とありて。此紀と

異なり。されど記の傳の方正しく。此紀ハ混ひしものなるよし既に云り。又事の次第も。記ハ先賢持。次に井氷鹿。次は石押分とありて。此と異あり。此も記の方勝れりとすへし。○欲省。永享本三島本に。省を看み作れる其よろし。○光而有尾。記ハ井有光と云て。此人ハ光のあることハ見えぬを。人ハ光ありといへる聊異なり。永享本にハ尾而有光とあり。其方まさ。○井光ハ名義字の如くも。記ハ井氷鹿と作り。記傳云。光を比加とのいへる例ハ。和名抄ハ。伊勢國朝明郡田光。多比加てふ郷名あり。さて此井氷鹿ハ遇たてへる地。今の飯貝なるべきか。井光りを記りて伊比加比といへるから。飯貝と書さ。また後ハ伊賀比とい記れるなるへし。此村ハ吉野川の南つらま在て。上市の向ひなりとあり。さて爲井光の爲也。永享本ハ曰字ハ作れり。○吉野首部集解ハ部當作等と云す。云々云る例あり。天武紀十二年十月。吉野首賜姓曰連。姓氏錄大和國神別地吉野連。加彌比加尼之後也。蓋神武天皇行幸吉野。到神瀨。遣

人。汲水使者還曰。有井光女。天皇召問之。汝誰人。答曰。臣是自天降來白雲別神之女也。各言靈御言。天皇即名水光姫。今吉野連所祭水光神是也。神瀨此加尼と水光姫同音も横に通なり。女と云ふハ異なる傳なり。記傳ハ云り。○更少進記云。即入其山之とあり。記傳云。此道ハ飯貝の地なり。河は傍に上坐す。吉野山ハ入。國樂ハ坐す。はるは。故入其山之といふなり。○磐押別之子。此名別を氣氣と訓す。和句と訓る。次なる菟草摺の下云へし。さて記傳云。某之子といふ名ハ浦島之子などの例なり。書紀仁徳卷。杉子此云。昔吾母能古といふ人も見えたり。なほ此外もこれあり。○吉野國操部。記傳云。昔より久受に呼來れども。此紀の例。若久受ならむ。國守ハ書こまじき。此も又他の古書も。皆國字を作るを思ふ。上代ハ久爾須オノルスのひけんを。や。後ハ音便まで久受と改めれるなるへし。凡て言の中

略ありて其下の海音なれなり。たは正しる。久爾須といへる物も見えぬ。例多し是れおのつからの音便なり。姑、舊のまよも今も久受と訓り。武郷云夫木集春部は、まよつ人よしの久にたしめなる例ありてより。又大北引る万葉十の國栖とて今も吉野川は添等之の哥の今本の訓によりてよまれたるにや知か。て今も吉野川は添て南國栖村といふありて。南と云は昔は北國。其あたり七村を總て。國栖社といふなり。万葉十の國栖等と春葉將持司馬乃野之云々ともあり。此哥の初はクニスヲカと訓り。是古にのこるか又久受と云ことを知らずて安に訓るか袖中抄に引るよハクスヒトあり。姓氏錄。大和國神別。國栖出自石穗押別神也。神武天皇行幸吉野。時川上有遊人。于時天皇御覽即入穴。須臾又出遊。帝覽之。與問答曰。石穗押別神子也。爾時詔賜國栖名。云々ともあり。是石穗押別神子といへる。異なる傳なり。若神字衍か。と心得。云々云り。○梁水西行。川上の國栖の方より。河よそひて還り下りませるなり。記云到吉野河之河尻。時作梁有取魚人。とあり。○作梁。和名抄毛詩注云梁。魚梁也。和名夜奈唐韻云。籍取魚箔也。漢語抄云。夜奈須。

記に谷登とあり。梁とあり。和名夜奈。字倍と訓。方葉集抄。竹とあり。口廣之末をゆひする。山川の瀬は伏置き。字倍の左右を塞き。字倍の中より水を流して。魚の流れ入るを取らり。とあり。これも梁の一部あり。とて夜奈ハ屋魚なり。天武紀。比滿以伎理の梁あり。新撰六帖。のほりやなあり。和訓栞。梁ハ木をよせて魚を捕るものなり。とあり。孔雀樓筆記。世は梁といひ傳ふる。魚を養ひむといけする。比地とて梁と云。魚を捕るの具。彼イケスとい。形全といはれり。云々ともあり。共は木を以作りて。魚を容る屋なるよ依て。同名を負へる。作を字知と訓る。万葉三。梁者不ナカ打。而又梁打人乃。十一ハ八名打渡とあり。○苞直播之子。記ハ黃持之子と作り。此の名の訓。記傳云。師ハ持を毛知と訓れり。凡て之と受る上ハ。必躰言なる例なり。書紀ハ毛菟と注せられたる。此記も。上卷の必多祁備と訓へき建字を。多祁夫と注し。る例。言の居りたる處を以て。注せる物とすへけり。毛知と訓む。と註す。

るの如し。然れども猶思ふべきと推し、一字ならむとて、言の居りたる所を以て。毛菟とも注すべけれ。是ハ苞直播とつきたる上よ。人名よと入あれハ毛知ならむよ。決して毛菟とい注すまじと思はる。故今ハ彼訓注のまよ訓つ。石押分の分字の訓も。此と同格なりとあり。但し永享本にハ名義ハ。此時ハ魚を取て、大御贄を献じし由て。賜へるものなるべし。子孫も鵜飼ふるをや。と云れり。苞直ハ倭名抄に裏魚肉也。私記於保爾倍俗云阿良万伎とあり。記傳云裏魚肉といへれども。爾開ハ海肉に限らるるなり。爾開と云名ハ。爾比阿開の切れるよと。新物を神にも人にも饗みつかはるる食ふより出たり。苞直ま。○阿太養鷄部。記傳た贄字など未なり。爾開の本義ハ。うとしと。のれたり。

云。和名抄ハ。大和國宇智郡阿陀郷あり是なり。万葉十一に。安太人乃ハ名打度瀬速。十ハ。阿太乃大野之茅子花散。などよめるも。此處なるべし。今西阿阿田村ハ。吉野川の北に在て伊勢より紀國へ通ハ大道なり。南阿田村ハ。河の南あり。また此めたり。十二村を總て阿陀郷といへり。又阿田村に今も贄持の宅址とてありと。大和。また今贄持の魚取居たるも。即此地なるべし。記ハ吉野河尻とあり。よ合ハ。云ハ。養鷄部の。此ハ。天皇家の大御歌。宇介。等。茂と

ある。其處はいふ。

九月甲子朔戊辰。天皇陞被菟田高倉山之巔。瞻望域中。

時國見岳上則有八十集帥。又於女坂置女軍。

男坂置男軍。墨坂置赫炭。其女坂男坂墨坂之號由此而起也。

而起也。

戊辰ハ。五日なり。○高倉山。通證ハ今守道村。西に在とあり。されど此山ハ

さそひり高き山よあらす。これを高倉山と云も。近き頃の事なりと。國人云り。なほよ。たつねへし。かの上に云る高見山にハ。○域中。域を本ハ城ハ誤れり。諸本

ハ。域とあるに依て改む。○國見岳。通證ハ在伊賀見村。上方ハ。跨勢伊二州。山勢尤高聳。また集解ハ。鴨祐之曰とて。國見岳宇太郡。有二所。一在

伊賀見村一在伊勢之境。其今云國見山也。とあれど其と地理異なり。下は撃八十梟帥於國見丘破斬之。とありて。餘黨を忍坂邑に擊給ひ一軍見えたりは。忍坂の近き傍ならてい叶はず。今其邊は國見岳と云ふべき山のあり。いふ高き山よ。國中のよみゆる處なり。そのあたりならん。と云りなほよとさし正すべし。○八十梟帥は。記に到忍坂大室之時。生尾土雲八十建。在其室云々。下文は磯城八十梟帥。赤銅八十梟帥。また衆八十梟帥云々。景行紀は熊襲八十梟帥。などあり。記傳云八十建一人の名は非ず。右の中は八十梟帥を衆ともあるを以見れ。八十と數多の建ともいふなり。記に宛八十建。設八十勝夫。とあるよても知へ。とて右の如く。此御世は八十梟帥と云る。此彼ありし中よ。記の忍坂の大室なりし八十建は。紀の國見岳上は有。とある八十梟帥なり。武郷云既に云る如く。記にては一つ八十建は。れども此紀にては忍坂の方の國見岳の餘黨に

て傳の趣聊異あり。とて建は。定まれる名はあらず。威勢あり。猛勇さ者なむ稱なり。梟帥と書れつれど必しも此字に泥むべからず。日代宮段は熊曾建。紀に川出雲建。たし云もあり。とあり。○女坂は。通證は在宇陀郡宮奥村。西界十市郡。とあり。○女軍は。女子の軍とせるを云。この事下は委といふ。○男坂は。通證は在宇陀郡半坂村。西界城上郡。とあり。○男軍は。男子の軍とせるを云。とて軍に出立。男子の常なれ。いふ男軍と云るはいかくなるやうなれ。此は女子の軍とせる女軍と對へての名ふり男房といふ。いかなければ。女房は對へて。とる稱のあるか如し。このこと中昔の書。○墨坂。通證は在宇陀郡菟原村。崇神紀祠墨坂神。雄畧紀菟田。墨坂。神。万葉集云君家爾吾住坂。乃家道乎。毛云々とあり。○置炭炭。炭炭はうつは藏開中よ。おこすみ云々。清水濱臣云。今云けしすみなり。又たどんの類なりといへり。とれど此は下は炭火とあれ。赫したる炭火を云へれは異なり。とて置炭炭は。通證は斷敵路とあり。この事下よみえたり。

り。そよいふへし。○其女坂男坂云々。由此而起也。本は其を具は誤れり。て又於女坂云々と云より。これまた下よ見えたること。磯城八十梟帥の兵ふり。さるを次は復有兄磯城軍。云々とあるいかなり。またこよ見えたる趣よてい。女軍男軍ハ八十梟帥の兵なり。下よこの稱見えたるは。天皇の御軍なり。敵御方とも同一稱あるへともあらず。故按よ。この三十一字ハ、誤りて入しものならんか。なほ次よ云ふを見るへ。

復有兄磯城軍。布滿於磐余邑。磯此云志賊虜所據。皆是要害之地。故道路絕塞無處可通。天皇惡之。是夜自祈而寢。夢

有天神訓之曰。宜取天香山社中土。香山此云一介遇夜磨以造天平麓八十教。平麓此云一毗造嚴麓。而敬祭天神地祇。嚴麓此云怡途

亦為嚴麓。如此則虜自平伏矣。嚴麓此云怡途能伽辭離

兄磯城。磯城ハ大和國の地名にて。城上下郡是なり。此地名を名は負へるなり。下文は磯城彦とあるは。登美田古と云る類なり。兄弟を合せて云り。又弟稱ひ奏して。倭國磯城邑。有磯城八十梟帥とあるも。此磯城彦が黨を云ふるへし。○布滿。伊波美ハ下文に屯聚の字をよめり。其義なり。○磐余邑。大和國十市郡なり。名義下よみの。○要害。此中此二字多クヌマと訓り。沼の義なるへし。沼ハ極て越ひたきものゆる。要害の地を云ふことたり。それと要害之地を。ヌマノトコロハよむこともあらず。またいこの如クヌミと訓る處もあり。かよひこよ疑はしき詞なり。○祈而寢。宇氣比と云る言意ハ。神代紀よ云り。○天神。いつれの神ともなく。通證よ玉木翁曰。疑是高皇產靈尊也。とありともあるへし。○天香山社ハ。式よ大和國十市郡天香山坐。梯真智命神社。大月次新嘗元。名太麻等乃知神あり是なり。按本注印本大麻呂并天和神とあるは。誤なり今一本及三代實錄は據て訂す。さて此社。今香山の北

の麓よりいへども、上古に必山の嶺ありしものなるべし。和州五郡神社神名帳大略注解云。十市郡天香山坐。楠真智命神社。一坐。在神戶。郷香山村。山頂。但東向。とあり。其のり。され。其頃までも山の頂ありしなり。此書。天安三年に書るよし記せり。其の香山社中土とあるを、次の文より、取其嶺土とあるより知へし。さて此香山の土を、取り取り給ふ事、天神の詔なればいかなるよしとも、うかひ奉るべきにあらむ。思ふに此香山は、天上にても天神等の祭神の時、此山のものをとり取り給ふ事、深き由縁のありける山なりければ、天石窟段の此國土よても。香山の降着しなり。此山の土以て作れるものもて祭らんは、神等の祈禱事聞し召入給ふべき深きこと、神のありける事、知られたり。崇神紀よ、武植安彦の謀反せし時、此山の土を取て、領中の頭を裹み祈て、倭國の物實也と云ふこと見えたるも、即ちの謂を知て、植安彦がおほけなとも、はひらひしものなるべし。大國の深き故由ありける事等、神代紀の注よ。云々、神代紀の注よ。

と撰て、改む。其の宜し。○天平菟八十枚。通説に按、天平菟、作下云。八十平菟とあり。記傳云、和名抄民器類よ。盆唐韻云、盆民器也。爾雅云、菟謂之缶。兼名苑云、菟一名盂。弁色立成云、盆比良加。俗云保止伎。盆と菟と、同字にて、今云皿鉢の字、鏡よ、匙又鏡を比良加とあり。匙ハ字書に類なる物なり。俗に云盆にありたり。見えず。又鏡ハ盆の類と云ふゆへ、の器ハ今の皿又土器などの如くなるものと聞えたり。但儀式よ比良加。徑一尺三十。深一尺四寸とみえ。大嘗祭式よ、比良加一口。各受二斗。なにもあれ、大なるも有なるべし。名義、比良ハ平菟と書る如と。深からず平ふる形を云。式に、多加須伎と云器も見え。また今世の膳具に比など云名も。淺ら意なるべし。書紀に淺鏡とあり。俗言に器の淺さを佐良伎と云。迦。此類の惣名と聞えて、由加。大嘗祭式に、凡應供神御雜器者、神語曰、由加物。見は又由加十口なともみゆ。忌登の意なるべし。多志良加。式に、疑なとあり。又廻土器などの氣と通者なれば、本一名なるべしとあり。八十ハ數の多きを云。救い、これに迦また氣と通ひて、器の惣名なるべし。保止伎多加須伎などの枝も同じあるべし。

爲老嫗貌而勅之曰。宜汝二人到天香山。潛取其巔土而
可來施矣。基業成否。當以汝爲占努力慎焉。

磯城八十聚師。兄磯城弟磯城。又長髓彦の類を總て云り。○高尾張邑。或
本云葛城邑。高尾張邑を葛城邑と改めたるよし。下文に見えたり。葛城は今
葛上葛下二郡となれり。記傳云。國名の尾張は此高尾張より出て。其は尾張
氏人の葛城より出て。彼國より下住居し故也。其本居の名を取て。國名とせら
かと思へども。然る非し。かの神武卷の趣は一の傳へまで。實は天。大明命の子
孫。葛城より住居けるか。尾張國造となりて。彼國より下り居住し人あり縁よ
りて。其國名を取て。本居の葛城を高尾張邑とも云けむを。誤りて本名の如く
傳へ云へたるべし。但しこれら。今こゝか思ひおぼゆることにて。たしむる定めかた
けは。なほ。なほ。なほ。葛城は高尾張と名のおぼる。此氏の本居なる由縁な

る事い違ひたるなり。と云り。按此記傳の説。神武卷の趣を一の傳なりとせら
れし上論ふけれども。高尾張は此地の本よりの名なるを。葛網よて土蜘蛛を
掩ひ殺せしより。葛城と改めたるよし。たしむる傳。下文に見えたり。なほ國
号の尾張も。大和より出たりと見る方。おたやひなるべし。重胤云。高尾張は謂ゆ
る高天山の山。尾の張出たるに因れる名とせしえたり。天孫本紀。葛城。尾
治。置姫と云人名あり。と云作る説よるべし。なほ今昔物語十二。大和
國葛下郡。高尾寺と云寺ありけり。と云ふも高尾張なるべし。三代實錄九
。尾張國海部郡人。其目。連公宗氏。尾張醫師。其目。連公冬雄等。同族十
六人。賜姓高尾張宿禰。天孫大明命之後也。とあるを以て。尾張と高尾張と
別ならざる事ハ明らけし。記傳云。其目の目。印本ハ日とあり。古本目なり。又其
城より始て尾張國より下り住居し。は甚の誤か。伊勢一志郡に甚目寺あり。て此氏人の葛
何れの御世なりけむさたかならず。○或本云葛坂邑。或本ハ。一本を以て書
入るが本文となれるなり。此事ハ通釋首また邑の下。本ハ也字あり。永享本ハ
卷委云り

无方より也。○赤銅いひたる義としてある名は寄けんおほつひなし。○赤銅いひたる地名
 なる人今此郡に赤銅村と云あり。信友校合古本また舊事記も赤銅とあり。下
 文は高尾張邑有土蜘蛛其爲一人也身短而手足長與侏儒相類皇軍結
 葛綱而掩襲殺之とあること異なる事あり。○乃使椎根津彦本は使
 字を脱せり。中臣本一本はあはに依て補ふ。○辨衣服熱田本はイヤシキキ
 又と判り。○孝文親本は父を人とあり。今永享本はよる。○嶺土通証云今
 嶺前同社中土則古昔對社之法及社之所在可以知矣とあり。社の
 在所のことは前云々考へ合すべし。

是時虜兵滿路難以往還。時椎根津彦乃祈之曰我皇當
 能定此國者。行路自通如不能者賊必防禦。言訖徑去。時
 群虜見二人大笑之曰太醜乎。大醜此云醜 老父老嫗則相

與聞道使行二人得至其山取土未歸。於是天皇甚悅。
 乃以此埴造作八十平瓮。天手扶八十枚。手扶此云 嚴瓮而
 陟于丹生川上。用祭天神地祇。則於枚菟田川之朝原。譬
 如水沫而有所兜著也。

時群虜時上永享本是字あり。○天手扶ハ土を丸めて中を指して窪めつとれ
 るあり。久自流と云こと竹取物語のみえたり各義通証云以手指剔扶也今
 所謂手壺小壺之類。手壺俗云殿暮小壺。俗云都暮都暮手壺之至小者
 也。とあり。さてこの天手扶八十枚嚴瓮ハ上文に見えたる。并造嚴瓮とあ
 る。嚴瓮のことは前云々。其ハ天平瓮と對べて形のつはめる器なるの故なり。こに八
 せあるハ上文の天平瓮なること云々。更なりこの嚴瓮ハ指以てつくりて形の
 つはめるものなれば。小壺物なること論なし。されば食ハ大きにして腹大きな物と云
 れたる配傳の義なり。○丹生川上の通証ハ丹生川源出自吉野山。邊丹生

社前流入宇智郡者。式吉野郡丹生川上神社とあれども。なるをいふ
 あらて。式宇陀郡阿紀神社とある社を帳考す。在迫間村。今稱神戸明神。
 域内有中祠九前。隣村三十共預祭祀。神武紀陟丹生川上。用祭天神地
 祇。即此とある地なり。延曆儀式帳。宇太乃阿貴宮坐。天武紀。菟田吾
 城。万葉一に。阿騎乃大野とよめる。即此なりと云り。國人の説よれ。迫間
 村なるは後祭れる社まで。いよるは春日村。上方明山と云處は社あり
 しを。秋山右近と云もの。此地は城を構へし時。今の迫間村は社を遷せりと
 云り。されど。其處は丹生川を聊か隔てたれ。丹生川上とあるよりいかにあらむ。
 式内の社はまこと。明山の方ふるへし。なほ次は云。○用祭用宇水亭本よな
 下は用祭皇祖天神とあれども。水戸本は用を以て作る。されどもなき
 方よりしめるへし。○則於菟田川之朝原云々。菟田川は。通證は。宇陀川一
 名菟原川。東西二水會下井足曰宇陀川。經菟原入山邊郡。と見え。東
 西

二水と云。宇陀郡を流るる川。二筋ありて。龍體。莊。菟田川と云。西川と云。菟田川
 入谷村と云。かの穿村の方より出る川なり。これを東川と云。井足村にて合るなり。
 朝原ハ式宇陀郡丹生神社とある社を。帳考は在雨師村。神武紀所謂菟田
 朝原即此。とあるは據あるか。されど今朝原と云名は。此地にあらす。國人云り。
 さて此處の總ての文。此時のまを録せる記者の詞なる。譬如水沫云々とあ
 る。人の言辭の如くも通えたり。次の天皇の御言に。譬猶被葉之
 言辭といあらて。記者の詞とて解とへきなり。されどいごとく心得たし。重胤
 云。譬如水沫云々とある。水沫の朝原は依着を。呪は依て着と云ひ如くなれ
 とも。此を加志理着と訓る。今俗も。此より行て物と合て。離れとる事を。カ
 シリ着と云ひ古言の遺れるふりと云れたれど。何のこゝもわかたし。故つらつ
 ら考る。此は彼天神の御訓は敬祭天神地祇。亦爲嚴咒詛と宣へる。其咒
 詛のわざを云る。まづ古の咒詛の態。後の世の傳はらむ。記の天の日矛の
 段ふる。春山之霞壯夫の御祖。其兄なる子を恨みて。伊豆志河之河島之節

竹を取て。八目の荒籠を作り。其河石を取り鹽と合て。其竹葉を裏て。詛言する處の詞に。如此竹葉青。如此竹葉萎。而青萎。如此鹽之盈乾。而盈乾。又如此石之沈而沈臥。如此令詛置於烟上。是以其兄八年之間。干萎病枯とあり。上古の詛言。かゝ丁寧と諄言して。咒り着けしものと思はるれ。其意を以て此處をも解ひ。菟田川に流る水沫の圓立のこころ。つふとこころ。心詞の至るひきり。虜を咒り着くるを云るして。如水沫と云。記の菟田彦大神の段ふる。海水之都夫多都時。名謂都夫多都御魂とある。都夫水沫の圓立ち鳴音なり。實方集よ。ものをたよいはまの水のつふとこ。いはらゆひん思ふ心の。著聞集六。あめふれいのきの玉水つふとこ。いはら物をつゆまて。續松中納言にも此歌を。詞よこりて云ることあり。なごある歌の如く。岩間もる水のつふとこ。つふとこ。物をつゆまて。心もゆひん云歌の意は同一と。虜の爲よゆまの成ゆひん。なごある歌の如く。岩間もる水のつふとこ。つふとこ。物をつゆまて。記者の朝

と見るへ。

天皇又因祈之曰。吾今當以八十平瓮。無水造飴。飴成則吾必不假鋒刃之威。坐平天下。乃造飴。飴即自成。又祈之曰。吾今當以嚴瓮。沈丹生之川。如魚無大小。悉醉而流。譬猶放葉之浮流者。披此云。吾必能定此國。如其不爾。終無所成。乃沈嚴瓮於川。其口向下。頃之魚皆浮出。隨水唼嚼。時椎根津彥見而奏之。天皇大喜。乃拔取丹生川上之五百箇真坂樹。以祭諸神。自此始有嚴瓮之置也。

飴和名抄飴阿女とあり。こよタカ子と訓る。其の意は、飴の形の長さを求むるより。出たる名なるへし。飴は、いあらむ。和名抄飯餅類。揚氏漢語抄云。糰餅形。如藤葛者也。和名万加利。字鏡。餅万我利餅。又饌飴同万加利。大嘗祭式供神雜物中も。勾餅管五合。土佐日記も。まがりのほらの形など云るものあり。其の記傳云。其形曲りめりて。土佐日記云。如。室螺貝のさまにそ似たりけむ。故勾とい名よおへるなり。とある類も。これも形の名なることを知へし。右に引る饌飴同万加利とあれは。上代よりかゝる類のありしなり。阿米にも万加利の名ありしなり。後、栗田氏の姓氏録なる人名。米餅搗大使主とあるを。整着大使主とも書るなともタカ子ツキ大使主と訓へべき義を解て。秋收の頃ほひ早稻晚稻。米の糰餅ぶとを曝す時。庭中へ散り遺りたることを。一、よき集め置て。餅は春の事なるか。其種々の稻米を一、よ春雑へたる餅を。

即多賀彌餅と云なり。或農婦の説に。糯と粳と雜。敷智郡曾許乃御立神社。其村境。湯島大神也。祭日九月九日。諸村奉御造酒御多賀彌。民曰於多賀彌。餅は、いあらむと同名なり。又多賀彌の餅なる事。若狭の若狭彦神社は織る。乾元二年卯月廿一日の祝詞次第。略。和邇賀崎散免賀以之志水爾天。勳賞於行爾。黒鳥。白多賀彌を具以天。於千方へ飛渡るあの鳥。以賀那留鳥爾天。白き他賀彌を具以天。於千方へ飛渡る曾登問給。是、こゝ北六道。道口。若狭國。若狭彦。大明神の。霜月の御神樂を令給。阿散波良惠多賀彌奈季と答申。云々。ある。多賀彌を二所とも。白き多賀彌と云るよても。我郷は所謂多賀彌と。同物なるへとおもはる。と云れたるは附て。本居豊頼が考へ添たる説。神武紀なる飴をタカ子と訓めるも。なほ同義なるへとおもはれたり。飴は和名抄は阿米とあれど。多賀彌と云物。右の若狭彦神社の祝詞次第。白多賀彌とある

を以て見れり。實は餅の事と思はるべし。此は餅をも書き。右の遠江風土記傳
 によ。以て水練米粉ツとあるを併考する。多賀禰と云い。すへて餅ツはまね。米粉ツはま
 ね。餅ツはまね。水を以て練りて。造り固たる物の總稱ならんか。案するは万葉五よ。
 たつみつゝツしよ多加禰て。云々とあるは。手束杖於腰束而ツて。束をタカマ
 とも云い。鈎の柄ツを古といタカミとも云如く。タカミツとい近と通はし云る例
 多し。然れは結束の意の語して。其タカマを直に体言として。一物の名稱とせ
 るか。餅ツはまねも米ツはまねも餅ツはまねも。水ツは和して練り交せ。一團物ツと製する物を云。
 總稱なるへともはる。然しておもへは。神武紀なるも。餅字ツは書なれど。眞ツはマヤ
 の事ともおもはれり。此時は神祭し給ひし供物して。餅ツは米粉餅ツの事なり
 けんを。餅ツをもタカマと云ふより。餅ツの字を書れたる事ならんかと云り。此説ともい
 こよ。故其説に従ふ。○不假鋒刃之感。通証云。平天下不假兵。猶造餅
 賜不用水也。とあり。○悉醉而流。又云。沈供神酒之竟。故醉也。仲哀紀

曰。皇后以酒。澆鯽魚。即醉而浮之。とあり。○披此云。唐紀。神代上卷よも
 かくあり。重出なり。○沈嚴菟於川。本よ嚴字脱たり。今永享本よ依て補へり。
 ○其口向下。通証よ。菟口傾倒向ツ下。而酒自流出也。とあり。○頃之。本よ之
 字脱たり。古寫本ともいづれも之字あり。従ふへ。○驗鴨ハ。通証云。驗鴨謂
 魚口上見吹ツ出水沫ツ。故訓阿婆登布。仲哀紀傾浮。垂仁紀得言同訓。古
 事垂仁記。作阿婆登比。蓋開口將言問之義也。女子曰。水濁則魚驗鴨。
 然出。とあり。言意ハ中島廣足説よ。仰問なりと云り。いかあらむ。○眞坂樹。
 永享本よ坂字神よ作れり。坂ハ假字なれども。神ハ正字なり。此然るへきよ。
 巴に神代紀よ云おけり。熱田本ハ眞賢木とあり。景行紀仲哀。紀ツなにも賢木とあれは。それらよるし。○始有嚴菟之
 置。此時より始て神を祭るよ。嚴菟の置ものありしとあり。崇神紀よ。爰以忌
 菟。鎮坐於和珥武錄坂上。則卒精兵云々。記よ。條。於針間氷河之前。
 居忌菟而針間。爲道口。以言向和吉備國。など其他よいと多し。さて置

こゝに居置て神を供まつるをいふ。次に其所置埴瓮とあり。さて記傳に云れつる如く。古神を祭りて祈る事を居忌瓮と云けり。此ハ神武紀より。自此始有嚴菟之置とあり。此御世より始れる神事なる事云も更なり。

時勅道臣命。今以高皇產靈尊。朕親作顯齋。顯齋此云于

用汝為齋主。授以嚴媛之號。而名其所置埴瓮為嚴菟。又

火名為嚴香米雷。水名為嚴罔象女。罔象女此云瀧苑破廻迷。稻名為嚴

稻魂女。稻魂女此云于加能迷。新名為嚴山雷。草名為嚴野雷。

其口通証云。玉木翁曰。以字當其眼。とあり。信は然。○親作顯齋。又云。燕近曰。天皇自作顯露之齋。慎也とあり。されど顯露の齋。慎は何なる事。よむおぼつりなし。また重胤説云。天神の御靈を眼前に令坐奉りて

齋の神在坐由なり。と云れ。しひのしひの眼前に令坐まつるべき。其由をいはねは詳ならず。故つらう考ふる。顯齋と顯は神主と爲り給ひて。さて齋主といつけれ賜ふなる入し。さるハ神明の顯は坐すの如く。齋を奉ることも。目も顯れて見えまほぬを。今ハ天皇御親ら高皇產靈尊となり賜へ。神即天皇の御身は歸坐て。現る神と現れ賜ふなり。神功紀なる皇后御自ら神主と爲り賜ふと同じ。即其御時の事を記し歸神と云り。太后に神の託。諸其神を傍より齋奉る。武内宿禰は坐す。此紀ハ中臣烏賊津使主爲審神者とあるも。即皇后はまことの神とまゝ坐せ。其神の御言を請奉らんかため。審神者といはれるなり。此ハ齋主とあるも。似たる心ははなり。さてかく現身を以神と成給ふをいかに。疑ひ思ふもあるへけれど。これ神代よりありし事まで。神祭のみならず。死者のある時ハ。其親族の者を以て。現る死者と成て。吊は來る人などよ謁る事あり。其を尸者と云ふ。即天稚彦の死ける時。以鴻爲尸者。と云る處の注に。

着、死衣、謂、吊者、と云ふ。其をモノマサと云るは、既に神代紀は云るが如く、
 物、令、坐、の意にて。鬼物と令、坐、置、て、親族またハ吊者は齋ひる義なり。これ人
 も死すれば神となれり。尊卑の差こそあらめ。いひもて行けり同し。是るはへな
 り。かゝりてまた思ふ。神代は經津主神葦原中國を平定給ふ命を受玉ふ時、
 齋主神と成坐る事あり。齋主の号に依て考る。此時も天神を現よ令、坐、置
 て。首途の祭を此神の仕奉り給へるものならむと思へる。さるは此時顯齋の事ハ
 見えぬも。齋主の号のたゞならず聞ゆるは就て。しひもいふ。其いふまれば右
 の尸者の例などを考巨して。此時の顯齋の事をも。思遺奉へきたる。○齋主ハ
 神代紀ハ齋主此云伊幡毗怒志。とあるは。よりて。こゝをも訓へし。齋主の事ハ
 既云云り。○嚴媛、女を以て巫としる事の起りハ平田翁云。和名抄ハ説文
 云。巫、祝女也。和名加牟奈岐文字集畧云。祝、男祝也。平乃古加あり。然れハ直
 ハ巫云ハ神仕奉る女を云稱也。但七男祝を平乃古加牟奈岐とい有れ也。
此も常に直に加牟那岐といみ云云り。

さて巫の業の、もはら女の仕奉ることは、天宇受賣命の天照大御神の御前よ
 仕奉れるより事發りて。其御裔の猿女君等の。世々巫の職は奉仕るより。事起
 れる事なるべし。御巫の職も是より起れり。と通ゆれり。と云れたる如くなるべ
 き。通證よ。今按神主ハ女子者。古之制也。伊勢齋宮賀茂齋女可以
 見といへるも。このころなり。女の神主たりし事。伊勢賀茂のころあり。松尾は忌
子。鹿島に物忌を云てありしこと。みないつれも古
風なり。三代格一。太政官符に。應以女爲禰宜事。右撰格所。起請爾太政官去
天長二年十二月廿六日符。爾承前之例。諸國小社。或置祝無禰宜。或禰宜
祝並置舊例紛。准據無定。加以或國置女祝。永主其祭。左大臣宣旨。自今
以後禰宜祝並置社者。以女爲禰宜。但先置者令終其身者云々。なとにて古
のさまを
 知るべし。されど又男の神主となれる事も。いと古く見えて。まづ神代紀ハ。天
 總日命ハ大己貴命を祭る神主とありませる事見えたり。また此御代ハ。神ハ
 井耳命忌人と爲て仕奉り給へり。と記見ゆ。此紀ハ。吾當爲汝輔。之奉
 されハ上古より男女相副て。重き神祭ハ仕奉りけん。雄略紀ハ。遣凡河内直
 神。とあるも。天皇親。新羅を伐給はむと。今も天皇親。神主となり給ふは就て。
 たまふと。事の重き御祈なりけり。

道臣命を假は女子の齋主となし給ふなりけり。故嚴媛の名ハ負せたまひけむ。
伊勢賀茂の齋宮齋女ももとより男、神主女神主相副給ふ意なるべし。さて今道臣命より。嚴媛の号を授けたまひしハ。巫ハ女なるが其根源なれハ。其本は據て負せ給へる名なるべし。通證
 軍中女子不在。故以道臣。准祭女。と云るハ押當なるべし。軍中女子不在ハ苑狹津媛を天種子命の妻と爲たまへる。こと見え。また女軍をさへ出し給へれた女子なしと云へからす。○所置埴瓮。通證云所置
 謂供祭也。埴瓮以埴土造之瓮とあり。○火名爲嚴香來雷云々。平田
 翁云。此時ハ殊更ハ火水を清むべき神事を行ひ給ふ時なる故。姑との名
 爲たる由よそあれ。火即て迦具土神。水やめて彌都波能賣神なりと爲へき。
ごよいあらすなん。其ハ名爲の字を。用られたるを以て知へし。と云へり。○根
 名。信友校本ハ根を糧とあり。○嚴稻魂女。神名式大和國廣瀨郡廣瀨坐。
 和加宇加賣命神社。名神大月。次新嘗。御食のことハ。豊受大神のしめす御事な
るは依て。其れは係て申せる也。○嚴野雷。本は雷を推は作る。今考本は依て改

む。○罔象女此云々。この注己ハ神代紀ハ出。ハなてもありぬべし。

冬十月癸巳朔。天皇嘗其嚴菟之粮。勒兵而出。先擊八十
 集帥於國見丘。破斬之。是役也。天皇志存必克。乃爲御謠之
 曰。伽牟伽筮能。伊齊能于彌能。於費異之珥夜。異波臂茂等
 倍屢之多儂彌能。之多儂彌能。阿誤豫阿誤豫。之多。太彌能。
 異波比茂等倍離。于智豆之夜莽務。于智豆之夜莽務。謠意
 以。大石喻其國見丘也。

嘗其嚴菟之粮ハ。通証ハ所謂直會也と云り。和訓栞云ものハ日本紀ハ根
 をよめり。食物の義なり延喜式ハ御膳を訓。深山御記薩戒記ナとも。御飯
 國給といへる古語みえたり。此御宇ハ尊て添たるものよて。おはんものご云意

也物語もものまあるといへり。常もものまあるといふは畧語なり。云
 〇八十梟帥。次に見えたる。忍坂大室なる梟帥なるよし。既よ上よ云り。〇
 是役也。記傳云。延陀知の役立なり。延陀役字の音に非ず本よりの古言あり延ハ充の約りたる言
 の詳ならず。陀知ハ民の其事は發趣を云。云云云り。されは是役也と云るハ漢文のさまなり古言にてい
 有。云云れたる如し。〇伽牟伽筵能。守部云。神風之よて伊勢云云む枕詞
 あり。此連は就て左右いへど。此大御歌は如此賦せ給ふからハ。神代より由縁あ
 りけらし。仙覺万葉抄より引る風土記云。伊勢國者云々。有神名曰伊勢津
 彦。云々天日別命令問曰。汝之去時。何以爲驗。啓曰。吾以今夜起ハ
 風吹海水。乘彼浪。將東入。此則吾之却由也。天日別命令整兵。窺
 之。比及中夜。大風四起。扇舉波瀾。光曜如日。陸海與朗。遂乘波而
 東馬。ま倭姫命世記に。豐葦原瑞穂國之内仁。伊勢加佐波夜國波云々。

なるあるを以て知るへし。又其國ハ風神鎮坐て。靈驗新なり。此神いつよりと
 誰かハ知らむ。是は彼天武天皇御時乃神風。武郷云。万葉二卷八麻呂朝臣歌に見えたり又蒙古
 か襲し時の神風等を相合せて。上つ代をも思ひやるへし。云り。〇伊齊能于
 瀨能伊勢海之なり。〇於費異之珥夜。費を本に富とめれど。紀中富字假名に遣ひし例なけれハ本のまにて水と訓へし。
 於大石やなり。夜ハうたふ調よ添へたる聲よて意なり。守部云。一本ハ夜字なし。按よ。天
 皇既と紀伊國ハ幸行せる時。牟婁郡熊野神邑あたりの海中よて。暴風よ遇て
 御舟漂蕩たりし時。遙かなる澳中に吹放たれまして。伊勢海の浦々をも。まの
 あたり見そなはし給ひたりけむ。今ハ紀伊國と伊勢國とハ。中間ハ志摩國をさ
 へ隔たりければ。いと遠となりぬれど。當時ハこの熊野あたりやとさかりて。伊勢國
 堺なりけんも料かなし。國人湯川氏云。今新宮より數里隔りたる地方に。二鬼
 郎と云所あり。またそれ並ひて。北の方に曾根次郎と云地あり。其間に川あり。古
 郎と云所あり。またそれ並ひて。北の方に曾根次郎と云地あり。其間に川あり。古
 郎と云所あり。またそれ並ひて。北の方に曾根次郎と云地あり。其間に川あり。古
 郎と云所あり。またそれ並ひて。北の方に曾根次郎と云地あり。其間に川あり。古
 太郎の方に。室古明神社あるハ。牟婁郡なるへ。曾根次郎の方に。阿古師明神社
 あるハ。志摩國英虞郡なるへ。証ともなりぬへ。と云る此考おもしろし。いかなま

にも此のたり古の紀伊と伊勢の境なるへくおもひたるなりなほよく考へし。さればこの深蕨坐りし時。伊勢海の浦々なる。大磯ともよ立る巖石の状など。所見行せし。此時まで大御目よ付たりしから。所念出て。今ひと比喩へ給へるなり。これを記傳よ。今の伊勢國度會郡なる。齋浦と云ふたりなり。と解れし。この丹敷浦を。今の國界なる錦浦と思ひ混ひけるよりの誤なり。此事既よ上よ委と云むけり。さて此御句。記よハ意斐志爾とあり。記傳云。富伊を切。ひれの斐となる。○異波脣茂等倍屢。守部云。異ハ發語よて延回なり。その茂等倍屢ハ。廻繞の古言よて。即木具流の木。字茂よ轉して。活用したる詞なり。万葉よ。鶉成伊波比廻。また大殿之此回之。など多よみ。今言よ舌のもほらぬ云も。見なごの舌の廻らぬを云ひ如し。又此茂等倍理と云よ。多の發語を置て。多茂等倍利といへるも。其處を廻來し意なれハ。徘徊字を云り。とあり。記よハ此御句。波比母登富呂布とあり。記傳云。母登富流の流を延て云古言の常なりとあり。

○之多儂瀾能。細螺之なり。和名抄よ。雀島場食經云。小贏子貌似甲贏而

細小。口有白玉蓋者也。漢語抄云。細螺之太々美。又玉蓋之太々美乃不
 太とあり。守部云。玉蓋ハ今俗よ醋貝と云ものなり。曾繁昆虫攷云。此貝ハ。
 榮螺よ似て細小なり。扁螺よりや大なり。紀伊よて鳳皇貝と云り。伊豆ハ丈
 島よて。之太々美と云物ハ。磯貝よて石磯なり。其形ハ稍異なれども。古名の
 傳はりたるいめてた。石よ着て玉蓋の間より。舌を横よ出すを以て舌曲と云
 り。とあり。さて記傳云。此二句ハ許多の細螺の大石よ着るか。絡石などの蔓延
 たるをよ長と連なり。纏ひ繞れるを詔へるよて。大石を匍匐あるま。
 譬ふり。此下へ如くと云言を加へて意得へし。と云り。○之多儂瀾能。信友校
 本よ。一本无。此句一疑行とあり。○阿誤豫阿誤豫。通證云吾子也。親ニ將卒
 之辭。万葉集藤原太后賜入唐大使藤原清河ニ御歌云。大舶爾真梶繫貫。
 此吾子乎。韓國邊遣伊波微神多智とあり。○之多儂瀾能。記よハ以上三
 句十六字なり。記傳云。如此同言を幾回も返しとるハ。樂府よて歌へるまよを。

記したるものなりとあり。○異波比波等倍離。記傳云。此ハ彼細螺の夥ト
 と。大石は莫測れる如くは。虜等の軍の四面を。千万の皇軍以て。透問もなく。繞
 らし圍給ふを詔ふなり。○于智互之夜莽勢。于智互之夜莽勢。守部云。撃而
 將止よて。之ハ助辭。將止ハ將果と云むむか如し。とあり。さて記したるこの一句
 なし。○諸意以大石云々。この十一字疑らる。後人の私記の本文は混れ入
 りしものならむ。かゝ中間は歌意を解さる例なく。其上大石云々はたゞ序に
 儲てよみ給ひしのみならず。あらめ。國見立よたたまひしよあらし。さて記し
 ば。此御歌登美毗古を撃給ひむとせし時の御歌とせり。傳の異なるあり。
 既而餘黨猶繁。其情難測。乃顧勅道臣命。汝宜帥大來目
 部。作大室於忍坂邑。盛設宴饗。誘虜而取之。道臣命於是
 奉密旨。掘窖於忍坂。而選我猛卒。與虜雜居。陰斯之曰。

酒酣之後。吾則起歌。汝等聞吾歌聲。則一時刺虜。已而坐
 定。酒行。虜不知我有陰謀。任情徑醉。時道臣命乃起而歌
 之曰。於佐箇廼。於朋務露夜珥。比苔瑳破而。異離烏利苔毛。
 比苔瑳破而。枳伊離烏利苔毛。瀨都瀨都志。俱梅能固邏餓。
 勾鶯都都伊。異志都都伊毛智。于智互之夜莽務。

大來目部ハ。神代天忍日命亦名天津久目命の帥從へ給ふより以來。繼々相承
 繼て。道臣命の率給ふ益荒武男の部を云ふ。然て其軍士の總名を來目と
 云ハ。守部云組の義なり。又大來目とも云大字ハ。天皇の御軍士なる故
 美てふ言の本ハ。伊久美竹などの久美よて。許母理の約れるなれば。聚群れる軍
 卒の部を。久米とも久麻ともいへるなり。久米久麻久。万葉卷三。皮爲酢寸久
 美みむ通音。

本能若子我のあもも。薄葉の繁れるよしのつひげなきやゆ。云れたるの如し。○
 大室。和名抄白虎通云。黄帝作室以避寒暑。和名無名。こあり。此なるは
 凡ての室はあられて。次は掘窖とあれ。記傳も云れる如く。土中の室よて。
 嘗て字書は地室と注せり。仁徳紀に窟をも牟呂と訓り。山腹などを横は掘て。岩窟の如く構へたる物なるへ
 し。平地を下へ堀。大室といへ。其内の甚廣かりけん。綴續紀に片丘。○忍坂
 は。和名抄は。大和國城上郡恩坂於佐加。の誤あるべし。神名帳は同郡忍
 坂山口坐神社。又忍坂坐生根神社なごあり。諸陵式も。押坂内陵在大
 和國城上郡と見ゆ。今も忍坂村と云あり。多ほ此地古書。○宴饗は。紀中宴
 會拜宴。万葉十九は。豐宴等の字を訓て。朝廷の大宴を云。言の義は守部
 云。加茂翁説は。大御燈明の明より云といひ。又記傳卅二は。御酒を食て。
 大御顔の赤らみ坐より云といへる。兩説ながら諾ひわたし。此は出雲國造神賀
 朝は。赤玉乃御阿加良比坐と云る明ひ。又万葉十八は。見賜明木多麻比酒

見附榮流今日之。十九見明良木情也良牟等。なごよみさる明らめご同しと。
 大御宴して。御心を遣給ふを云なり。と云れたり。續紀三十一の詔に。且夕夜
 致美明美意太比之美多能母志美。思保之都大坐なごあるも同し。○誘虜。表許豆利は。表許めきて。人を欺
 き誘ふをいふ。豆利はそのをいめごまよて。引を引つり。言をいひつり。ふごいへる
 る同一。源氏物語は。なごつりごらむの心よて欺き給ふごあり。とて紀中ワカ
 ツリごよめる處もあり。通音なり。○與虜雜居。記云。到忍坂之大室之時。生
 尾土雲八十建在。其室。待伊那流。故爾天神御子之命以。饗賜八十建。
 於是充八十建。設八十膳夫。每人佩刀。とあり。此紀と異なり。○酒酌。
 酌字は酒樂也とも。樂酒也とも。飲洽也とも注せり。かして是を多氣那波と云
 は。多氣は長なり。那波は長けゆとそのまを云辭よて。日のたくる。月のたけゆ
 と。夜のたけなはなど。こふ殆半は及ぶまを云なり。酒酌をサケタケナハと訓
 も。や半は及ひたるよて。但語もて云は。酒宴の最中と云よあたれり。饗粟宮段

よも盛樂酒酣とあり。○茶佐箇能。忍坂之なり。守部云。今も忍坂村乃山懐
 ぶ。客の跡遺れりと云り。○於朋務露夜耳。於大室屋なり。○比若瑛破而。
 人多なり。於朋と瑛破とに差別
 あること既に云へり。梟帥等を指り。○異離烏利若毛。雖入居
 なり。○和伊離烏利若毛。雖來入居なり。記云。比登佐波爾。彼伊理表理。
 伊理表理登母とあり。記傳云。記と紀と趣の異なるを就て。來云意聊異な
 るへし。記云。此大室の元來八十建等の樓なれ。此彼より來聚て住居る意
 なり。紀云。此時は此大室を新と作て。招聚たるなれ。常の樓より來て入居
 なり。言のまゝ紀の方よりいふことありて聞ゆと云り。○瀬都彌都志。俱梅
 能固邏賊。後威威威しき來自子等とて。其來目。皇軍衆をいふ故也。後
 威威威志とい置るなり。又飛鳥井氏の万葉大伴乃美津とある注は。大伴乃
 美津と言ひ料の訛詞なり。三は見津々々四又本能若子。とある見津も同
 じ美津の才德勇威ある云詞なり。顯宗紀は。僕不才。續體記は。寡人不才。

仁德紀は僕之不才。元泰紀は三才。なとある才。僕字書はたの字を。共は美
 都と訓たる。右のみつととあるを合せて。其意をささるへし。かして大伴
 氏。世々武勇。事も。皇朝の御守衛とある職なれ。大伴氏の才德勇威ある
 意も。ミツに言ひけしものなり。とれのみつととめの子と云るも。大伴乃美
 津と云に同じ云り此も一説なり。記傳云。久米之子とあるは。久米部を指て云る
 こと。男をも女をも。にて。即彼膳夫と爲て。刀佩せ置る人々なり。子
 親みて云稱あり。道臣命。其來目部を帥給へ。大伴伴ふ意を以て。大伴と稱へ。
 又主宰給ふ意を以て。天忍日命以來。大來自主命とも申す御名を。世々負
 かつるあり。万葉十八家持卿歌。大伴能。遠都神祖乃。其名乎婆。大來目
 主登。於比母知豆。都加倍之官云々。とよめるを以ても知へし。○句鶯都々
 伊異志都々伊毛智。頭槌石槌以なり。こは何れも上代の劔名なるか。其義ハ
 今知へからず。今古墓中より掘出る石劔。即石槌ならむとの説はあれども。たし
 かなる証なし。頭槌の事ハ既ハ神代紀にも云おけり。さて記傳は。槌を上代は

都々伊と云し歟。又ハ今歌ふ言の調は任せて。延てわくと云なせるよもあるハ
し。と云り。さてハ記は毎人佩刀とある其刀等なり。○于智豆之夜莽勢。
古事記は此下は美都々々斯。久米能古良賀。久夫都々伊。伊斯都都伊母
知。伊麻宇多婆余良斯とあり。余良斯ハ善らしなり。

時我卒聞歌俱拔其頭椎劔。一時殺虜。虜無復唯類者。皇
軍大悅仰天而笑。因歌之曰。伊莽波豫。伊莽波豫。阿阿時
夜塙。伊莽儂而毛阿誤豫。伊莽儂而毛阿誤豫。今来目部歌
而後大晒是其緣也。

歌之曰。此ハ歌といあれど。一首の歌にハあらず。記の宇陀能多加紀の御歌の
次は亞亞志夜胡志夜。阿阿志夜胡志夜。云々とある雖辭の。聊傳の異なるよ

中世の女は月を照らす。伊莽波豫。伊莽波豫。今者與今者與
下軍卒をたゞしむる爲に歌は朝なり。○伊莽波豫。伊莽波豫。今者與今者與
なり。今其時至りて。志を遂ぐるを悦ぶるなり。○阿阿時夜塙。記傳云。私記は
阿阿を笑聲也と注せり。誠は今世の人も。笑聲ハ阿阿と云りとあり。記は阿阿
志夜胡志夜とあると同一。時夜ハ記傳は平家物語は。志夜冠打落せ。又志夜
頬をむすくこと踏れける。宇治拾遺物語は。虫の志夜尻。今昔物語は。志夜
頬ハ猿に似て。又志夜足打折てむものを。又志夜夜のこひ取で引立よとある
猶此外は。志夜と同一て物を賤しめ嘲る辭なり。今の俗言にも。ヤツとて右よ
も多し。引る中昔の語ともなるハ。車者などの如く。字し。聞ゆるを。車。車。志夜尻と云る
句。必七言あるハ。上代ハ然る言なければ。志と夜とを離し。讀へしとあり。此説虜等を賤し
め。嘲る辭と見ての解なれども然らず。此詞ハ軍卒を慰むる詞なれハ。時夜ハ嘆
と辭と見るハ。嘆ふ中ハ嘆と辭を副たるなり。物を笑ふは。我心は當りて事
の切よして。言語を得云出ひたき程の時ハ。歎息の辭の自らさるものあり。塙

を殺賤と云ふなりは、武郷云時を賤の義なりと云ふ別

も六樓より毛多と生てめれ、其を毛多と云ふは、毛多の義あり其の處に云ふ

合す。○賦儀利毛毛那比苔。又一人百之入なり。皇極紀軍中人之

相謂之曰。一人當千。とある其の同意なり。○今も賦儀利毛毛那比苔

人を布多利美多利と云ひ如し。武郷云重胤云體りたる事なり。幾比登と云ひ

幾多理と云ひ如し。此に賦儀利と有る。記高津宮段に比苔理とあり。又獨字

紀に八人を夜。毛毛那比苔。速吸之門の那の類なり。○今も賦儀利毛毛那比苔

の下は。今一つ若字一本あるよし。同人説ふり。○比苔破易

陪題毛。人者難言なり。○多年伽比毛。兼備守菊毛不爲なり。紀中報殺

なまき兵。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

世人其。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

承孫將。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔。○今も賦儀利毛毛那比苔

食饗之。美並此云因以隨焉請到。而告之曰。吾兄兄磯城聞

天神子來。則聚八十梟帥。具兵甲。將與決戰。可早圖之。

己巳。七日なり。○磯城彦兄磯城弟磯城を。一云云るなり。上文は復有

兄磯城軍。布滿於麓。余色。この別即是なり。○道頭八咫鳥記の八咫鳥を

い。兄猪弟猪のものに違はせりとあり。一事の猪と磯城と傳の異なるあり。○怡

群過怡群過。通証は誘引之辭。万葉集は少子等率和出將見とあり。てい

りし。重なる。鳥の鳴聲に於りて云る。雄略紀は鳥の勢方勢力

行なり。過もこの音ふれ。それは注あるべきよし。信友校合本もなし

いへり。集解本にも私記撰。○天歷神ハアマノオシカミの。アマオシカミ

この訓へし。本の訓ハゆるし。居りたる方を以注せる例なり。此ハ記傳云

其の倭國人の申せる稱なるへ。其か申せる心ハ。天神の御子と名告ら

してその御軍の向處ハいかなる敵も忽ち敗らるること。物を壓ひての如なる

御勢なり。故なるへし。とあり。又按ふる。壓ハ借字。押の字の義にて。天神の御

子として。天下を廣く押なへ所看義の。御名よあらむ。なほよく考へし。○

奈何鳥馬鳥の下乃鳥字。信友校本ハ異本无。とあり。決之衍なり。○壓此云

飯勢。本ハ壓者飯勢とあるハ誤なり。例に依るに者字此云とあるへし。永享本

ハい者字此とあり。此ハ云字を脱せ。集解ハ四字私記撰入として。刪去りた

るハ善本を得られりなり。○傑然。本ハ傑然とあり誤なり。今集解本舊事

紀。また信友校本ハ依て改む。集韻に傑。音業懼也。○汝鳴之若此者歟。永享本ハ今

若此鳴者歟とあり。てか兄ハ惡鳴といひ。弟ハ善乎と云へる。皆其鳴聲を

云るものなり。○葉經八枚。記傳云。大嘗祭式ハ凡供神御雜物。大膳職所

備多加須伎八十枚。高五寸五分。口徑七寸。並居葉梳。久昔。覆以笠形葉。
比良豆。以木綿結。垂裝飾。比良須伎八十枚。高及口徑裝飾與多加須伎同。但足不折云々。とあり。此ハ物を盛たる葉梳を多加須伎に居るなり。多加須伎を葉梳に居るハ非ず。さて比良須伎と云ハ足なき故の名なり。足不折とハ折足なき由なり。かくて比良須伎に居る物も同く葉梳に盛て葉盤を覆ふあるハシ。延暦廿年の御制。其事を云ハざるハ。裝飾與多加須伎同と云ハこめたるハシ。
 の祓物の中も。柏十五把。枚手六。柏十把。枚手四。相五把。枚手二。比羅傳と云ハ。久頃豆は對ひたる名にて。淺く平なるよりあり。其形右の式よ。笠形とあるまでも凡てを知へし。さて其ハ紀ハ葉盤とわかれたる如く。葉を刺合て。武郷云。加志波の事。作れるものなり。釋ハ葉盤。柏。葉爾盛物也。とあるハ。聊ナハ景行紀に委ク云。作れるものなり。かへり。此に作とあれたハ。に柏葉ハ盛を云ハシ。神樂歌神神。やひらでを手にとりもちて。愚按抄よ。やひらでハ八枚の平盤なり。柏葉にて刺て。神供を盛ものなり。刺ハさへ一つとあるあり。今の世大嘗祭に用らるハ。葉盤も。相の葉を竹の針にて。盃の形ハ刺作りたる物なりこそ。葉梳ハ葉盤と同し物にして。た。とあり。さて作を今本ナシ。テとあるハ。サシテ形の盛ハ深さハ異なるなり。

のサの畫の消たるものなり。記傳の説にて心得へし。

天皇乃會諸將問之曰。今兄磯城果有逆賊之意。召亦不來。爲之奈何。諸將曰。兄磯城賊也。宜先遣弟磯城。曉諭之。并說兄倉下弟倉下。如遂不歸順。然後舉兵臨之。亦未晚也。倉下此云。備羅餌。乃使弟磯城。開示利害。而兄磯城等猶守愚謀。不肯承伏。

兄倉下弟倉下ハ。地名なるへけれど。今知りたし。さて此兩人通證よ。皆逆命之凶黨也。とあるハ如し。○倉下此云々。此注々きの高倉下のものよあるハ。なり。○猶守愚謀不敢承伏。下文よも長髓彦云々。猶守迷圖。無復改意。とあり。

時椎根津彦計之曰。今者宜先遣我女軍。出自忍坂道。虜見之必盡銳而赴。吾則驅馳勁卒。直指墨坂。取菟田川水。以灌其炭火。倏忽之間。出其不意。則破之必也。天皇善其策。乃出女軍以臨之。虜謂大兵已至。畢力相待。

我女軍。天皇の御軍なり。女軍ハ己も云る如く。女子の軍ニせしなり。いよハ軍行ハ婦女を將て行し。ことハ就て心得あり。さるハ軍防令。凡征行皆不得將婦女自隨。とあり。これハ今の時の制ハあれど。古ハ然らず。婦女をも隨行し。紀中往々見えたり。まづ崇神天皇十年武植安彦の謀叛せし時。夫ハ山背より。妻の吾田媛ハ大坂より。京を襲し。天皇五十秋。芹彦命をして。吾田媛を撃て殺されし。とあれ。武植安彦夫婦。追手後手。向ひつる。又日本武尊の東征。弟橘媛の從奉。ことあり。仁徳天皇五十

五年。蝦夷の叛きける時。上毛野君祖竹葉瀬の弟田道をして撃せられし。田道伊寺水門。戰敗れて死けれ。從者田道の手纏を取て妻と與へ。か。妻悲。堪ず。手纏。て縊れ死たり。と云も。征行ハ妻の從へるなり。雄略天皇九年。小弓宿禰新羅を征伐。向ふ時。吉備上道。采女大海を玉。り。隨身視養の爲。せ。宣は。ける。ことあり。其外河邊。臣瓊岳の妻坂本。甘美媛を伴ひて任那。戰ひ。上毛野。君形名。の蝦夷を征せし時。其妻及女人數十人を隨へし。こと見ゆ。壬申の亂。高天原廣野。姫天皇の乘輿。從ひ玉ひし。先蹤。もあれ。妻の軍。從ひ行。事を禁められし。ハ非ず。但。奸淫の爲。所由も。ふ。き。婦女を將。去。こと。なかりけ。當昔ハ。婦女をも。征行。隨。行。し。こと。禁められず。ま。して。上古。ハ。女軍の部隊。も。あり。し。こと。知へし。とて。上。國見岳。上。則有。八十。數。帥。又。女坂。置。女軍。男坂。置。男軍。墨坂。置。妹炭。と。ある。女軍。男軍。ハ。八十。數。帥。の。兵。よ。て。い。と。ま。さ。ら。し。故。既。も。云。る。如。く。上。なる。ハ。

總て誤りよて。た。墨坂。置炭。あるのみ。信は八十衆帥の設備へたりしものなるへ。然るは今吾御軍女軍以て。彼墨坂なる炭火は水灌きつ。攻給ひしより。轉りて女坂男坂の号を。八十衆帥の女軍男軍を置しよりの名と。語り傳へしものなるへし。ひよひよ一事の混れて。彼と此と二方なれりしことありきらけし。○勁卒ハ男子の軍立せしふり。下ハ男軍とあるよて灼し。○灌其炭火。かの八十衆帥ハ墨坂置炭とありて。皇軍の彼處より攻至ること能はぬやうよせしを。今ハその不意よ出て。そより押寄むかために。其炭火を水もて打消ちて。道路を開きしふりけり。これを記傳す。炭火をおきて水をそそきしことハ。其音を以て敵を驚駭かむ爲なり。と説れしハ。炭火を我方よて置たりしものと見られたるのみならず。音を以て敵を驚駭かむ爲と。云れたるすへて信られず。とあることあるへともあらし。火を置て敵を防ぎしこと。後のものに見えたるハ。東鑑胤上總國一宮大柳之館。手時當國御家人。如雲霞起而或合カ。秀胤兼用意之間。積置炭薪等於館。郭外之四面。皆悉放火。其焰大熾。而非人馬之可

通路仍軍兵安營於門外。僅遣時聲發箭云々。其後數十宇舍屋同時放火内外。猛火混而進。平天胤氏以下即從。咽其熾勢。遠遁。避于數十町之外。とあるを以て。記傳の説の非なるを知るべし。○破之必也。宇のまはら。よみわたし。皇極紀。其勝定とある。いん。と似たる語勢なれ。それならひて訓つ。○畢力相待。此ハ次の文を隔て。果以男軍。越墨坂。云々。つとなり。其よしハ次よ云。

先是皇軍攻必取。戰必勝。而众胄之士。不無疲弊。故聊爲御謠。以慰將卒之心焉。謠曰。哆哆奈梅豆。伊那瑳能。椰摩能。虛能莽由毛。易喻耆摩毛羅毗。多多众陪磨。和例破椰隈。怒之摩途等利。宇众譬饑等茂。伊莽輪開珥虛彌。

先是云々。按るは此一條歌ひけて。こよ更よ不類して。同時の事とい見えず。さるハ男軍を駭馳て。不意に敵の後よ出むこと。いといと驚し。暫時の間も

あるまじきことわりなるよ。この介賈之士不無疲弊云々慰將卒之心。な
 とありて。いたと猶豫あるまじき聞えて。いかなる上よ。かゝる中間よ。また端を改
 めて。皇軍攻必取。戦必勝。などの文あるへとも非ず。さて御歌の意も更よ今の御
 軍のありとまよ叶はず。かゝるは此一條ハ混れて。こゝよ入たるものと見えたり
 御歌の意 さらば。虜謂大兵已至。畢力相待。果以勇軍越墨坂。從
 後夾擊。破之。とあるべきなり。さてこの一條ハ。歌かけて異時ハ磯城彦を攻
 事として見へし。記ハ。又撃兄師木弟師木之時。御軍暫疲。爾歌曰。多多
 那木豆云々。とありて。上よも下よも續きたる文なきハ。正しき傳なるへし。なほ御
 歌の下よ云事をも考合すへし。○不無疲弊。記ハ暫疲とあり。記傳云。不無
 も暫の意なり。とてか云るハ。終ハ勝給ひしこと。中比且者。疲れ給へる時
 ちありし意なり。とあり。○多多奈梅豆。記傳云。楯並而なり。成務天皇の御陵。
 盾列と書て。此云多多那美とあり。是此と同意の地名なり。楯を伊那酒を

佐加船を布那と。此句契沖云。楯を衝並て射ると云意。次句の伊へ云かけ
 ふなと。同格あり。賜へる序ハ。戦ハ先楯を衝て。敵の矢ハ中るま。身を守りて後。弓を射る
 物なれなり。と云り。萬葉云。楯並而伊豆美乃河波乃。○伊那瑤能椰摩能。
 又云。此山ハ大和國城上下兩郡の内よあるハ。と契沖云り。師ハ城上郡に
 和志よ。一名山路山。在宇陀郡山路村。上方とあり。此ハ今も有て慥ハあり
 と。國人も云れど。宇陀郡よハ地理叶ひかたやあらむ。いかよも城上下郡よあ
 らまほしき山なり。なほよく考へ。○虚能莽由毛。從樹間もよて。母ハ添たる
 辭ハ。萬葉集二。高角山乃木間從文とあり。由ハ用理を一言よ云る古言
 なり。記ハ許能麻用母とあり。用も由も同一。記傳云。古ハ用理とも用ども。
 又由理とも由とも通ハし云るなりけり。とあり。○易諭者摩毛羅毗。守部云。行
 候にて。易ハ發語。羅毘ハ理の延たるなり。さて摩毛屢ハ。本語ハ目覓よて。目
 以而覓求方より。候ハ事をも云。又守るよも衛るよも轉し云り。されハ佐毛羅

布と云も。眞守侍坐に云よて候方なり。麻毛流と云と同一。此ハ萬葉七よあふこの海な
 こいしカセと風守年者也將經カセ去カセある風守の如く敵の形狀を考へ候フを云
 上よりのつゝきハ。伊那瑤山の木間カよしも。彼行此行カて候フ。楯交カハ下へ
 かるありとあり。○多多介倍磨。又云。此ハ楯を交カしつれカと云意なり。凡て多
 多介布と云語ハ楯を本カよて。即楯合カの義なること。今世の言カも。楯向カ楯衝カな
 と云このあるよ合カて知るへし。とてそれより戦の字カは當カて。撃合斬結カふ方カも
 云なれど此ハ楯を衝カせて。賊カを候カしめ給カひしのみなりとあり。○和例破柳
 隈怒。記傳云。吾者飢ぬよて。夜ハ歎辭カふり。余と云よ近カし。水垣宮段歌カ。美
 麻紀伊理毘古波夜云々。とある波夜カと同一カことなり。此外歌のこちめカ置カる
 多し。和禮ハ天皇の吾カよて。軍士も其中カよれり。飢カの字カを省カける例カハ。聖徳
 御子命御歌カ。伊比爾惠豆カとあり。○之摩途等利。島津鳥カよて。鶉カの枕詞カな
 り。雉カを野鳥カ鶉カを庭鳥カと云類カなり。○宇介鑿鐵等茂。記傳云。鶉カ養カ之徒也。

古ハ鶉カを使カて魚カを捕カふといふ多カかりき。故カハ公カよ供カへ奉カる鶉カ養カも有カて。職員令
 大膳職カの下カ。雜供戸カと云あるを。義解カハ謂カ鶉カ飼カ江人網カ引カ等カ之類カとあり。
 萬葉集カを始めて。世々カの歌カも。鶉カ河カをよめる多カく。物語書カふとよも。此カ彼見延
 て。中昔カよて何處カよも川邊カたよハ鶉カ養カありて。今世カよも稀カハ遺カれり。とあり。
 ○伊弉輪開珥虛稱。記傳云。今助カよ來カ補カなり。今カと云よ速カと云意カなり。今世カ
 にも速カと云ことカを強カと云
 にも今カ又カ只カ今カなど云カめり。須氣カを多須氣カと常カいふは。手助カよて本語カハ須氣カ
 なり。故カ諸司カの次官カ助介カなとも。皆須氣カと云。今俗言カよも助カるを須氣カ流カと
 云り。來カねハ來カれと云むカ如カし。早カく食物カを齋カ來カて。軍士カの飢疲カたるを救カへカ
 の意カなり。とて人カもそあカれ。鶉カ養カをしも擇カ出カて。如此カよみ坐カる故カハ契沖カの前カよ
 吉野カよて。阿陀カ。鶉カ養カの祖カ贊持カ之子カ仕奉カけカれカなり。と云る然カもあカるへし。贊持カ
 てふ名カも鶉カあり。とあり。とて守部カの。天皇カ倭カへ遷幸カありし日カより。日々御苞カ直カ
 献カりつれ。然カる名カよ負カへりカしカなり。と云カれたるもあカるへし。○一首カの意カハ通カえた

るの如し。このを記傳云。上文。先遣女軍。出自忍坂。云々。馳勁卒。直指墨坂。云々。あるは因て思ふ。まづ弱軍を出し戦ひせて。敵を侮り急らして。其のり。を窺つ。伊那瑤の山の木間。のれ。ひそかに強軍を卒て。行廻りて。後へより攻戦ひ給ふなるへし。かゝるおもへば。伊那佐能山と云ハ。墨坂の本名。云々。ある。云れたれ。おぼつひな。其の上も云るの如く。馳勁卒。云々。倏忽之間。出其不意。など甚とする。勵し。なる。此の御歌のい。を。ひ。た。か。へ。吾。い。や。鐵。の。な。云。る。い。ち。も。き。い。す。甚。と。猶。豫。た。る。と。ま。ま。見。て。更。は。此。時。の。形。状。に。ひ。な。す。ひ。よ。か。こ。此。ハ。異。時。の。御。歌。な。る。へ。き。と。上。も。云。る。の。如。し。と。れ。ハ。伊。那。瑤。山。本。名。墨。坂。な。ら。む。と。い。ご。く。信。か。た。い。

果以男軍越墨坂。従後夾撃破之。斬其梟帥兄磯城等。

此一節上文の虜謂大兵已至。軍力相待。とあるはつゞきて。果以男軍云々。

と有へき。と既云るの如し。○従後夾撃とい。忍坂の方より遣はせし女軍と對立て。戦はむとせしは。不意は墨坂の路を越て。虜の後方より廻り。先遣はせし女軍とも。前後夾撃なり。○兄磯城等。集解按。謂等者指兄倉下弟倉下云り。

版權登錄

明治二十二年十月九日印刷
全年十一月十一日出版

著述者

印刷兼發行者

發行所

賣

捌

所

定價金參拾貳錢也

東京府牛込區東履町十九番地寄留
長野縣士族 飯田武鄉

東京府日本橋區本石町二丁目一番地
寄留兵庫縣士族 魚住長胤

東京日本橋區本石町二丁目
大洲學會

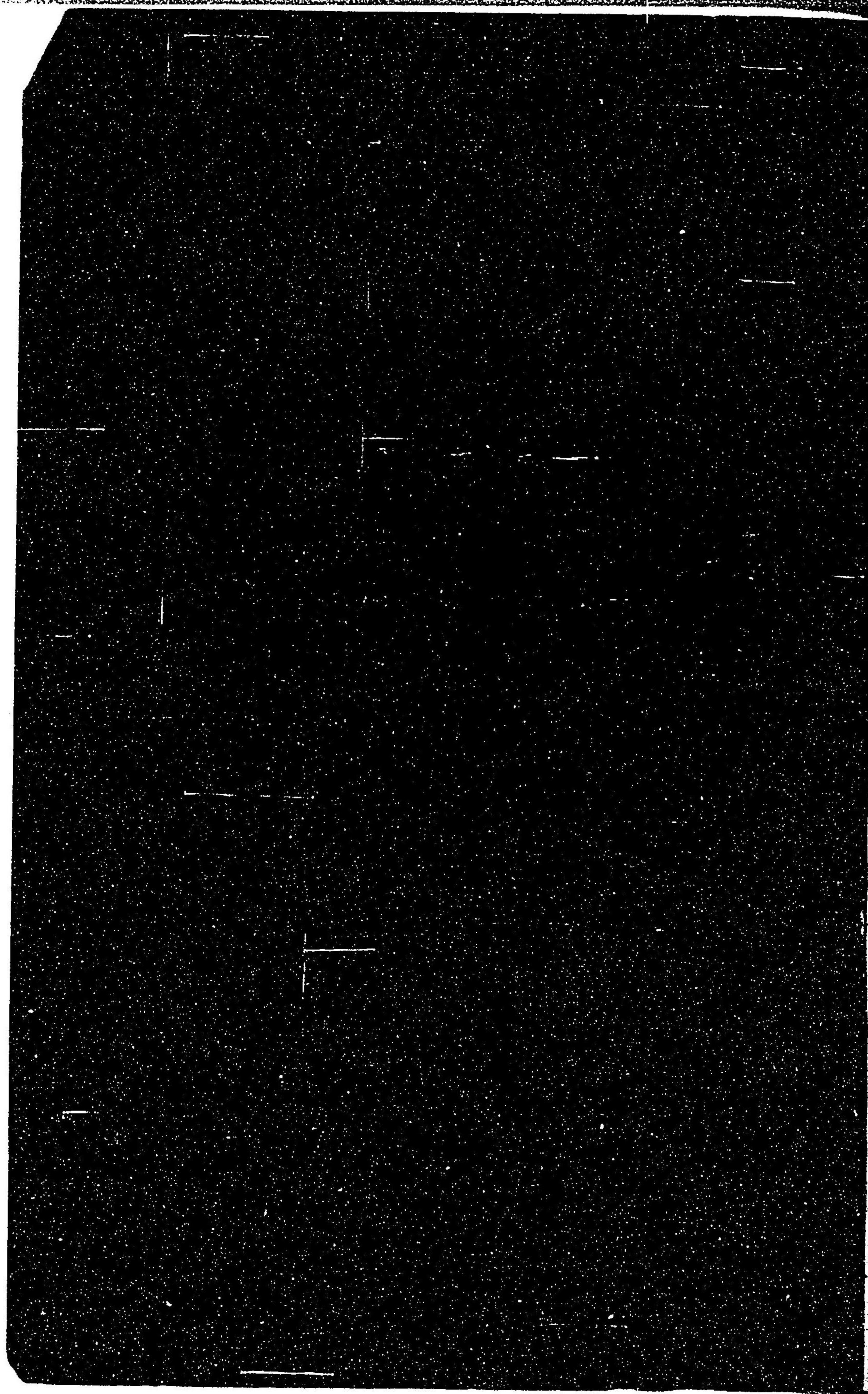
東京神田區南神保町二番地
大洲學會發行書籍賣捌所

西京東洞院三條上弘
村上勘兵衛 堂


大坂備後町四丁目
博聞社支店

名古屋玉屋町
片野東四郎

出雲橋繼郡平田町
森脇勝浦館



THE HISTORY OF THE
CITY OF BOSTON
FROM THE FIRST SETTLEMENT
TO THE PRESENT TIME
BY NATHANIEL BENTLEY
VOLUME I
PUBLISHED BY
J. B. BENTLEY
1822



17
210

(M)

001607-005-4

17-210

日本書紀通釈

飯田 武郷 / 著

M22-23

ACB-4225

